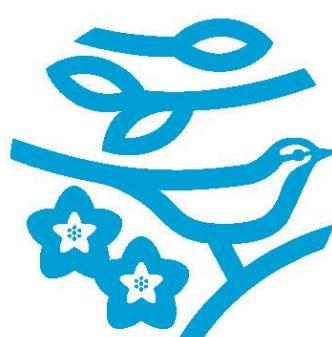




板橋区障がい者計画 2023

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）



板 橋 区

はじめに



板橋区では、「板橋区障がい者計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)」のもと、「板橋区障がい福祉計画(第5期)・板橋区障がい児福祉計画(第1期)」を策定し、障がいのある人が安心してくらし続けられる環境を構築すべく、様々な取り組みを推進してきました。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しているとともに、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

このような状況に対応し、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる地域共生社会の構築を進めていくため、本計画の基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち」としました。

また、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体的に策定し、基本目標・施策・事業を網羅的に再整理するとともに、特に注力すべき事柄として、「相談支援体制の充実」、「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」、「地域生活支援拠点等の整備」、「障がいのある人の就労の拡充」、「障がい者差別の解消と権利擁護の促進」の5つを重点項目に位置付けています。

本計画の策定にあたりましては、板橋区障がい福祉計画等策定委員会、板橋区地域自立支援協議会、関係団体の皆様、区民の皆様から多くの意見をいただきました。ご協力をいただきました皆様に改めまして心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、様々な困難が見込まれるところですが、皆様のご期待に応えるべく、新しい日常の視点も踏まえた対応も含め、本計画を着実に推進してまいりますので、区民の皆様・関係機関の皆様の引き続きのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和3年2月

板橋区長

坂本 健

目 次

第1部 総論	3
第1章 計画の策定にあたって 3	
1 策定の背景・目的	3
2 ポストコロナ時代を見据えた「新しい日常」への対応	4
3 S D G sとのつながり	4
4 計画の位置付け	5
(1) 障がい者計画	5
(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	5
(3) 国の基本指針について	6
5 計画の期間	7
6 計画の対象	8
7 計画の推進に向けて	8
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り 13	
1 障がい者数の推移と傾向	13
(1) 障がい者の推移と傾向	13
(2) 障がい児の推移と傾向	15
2 障がい者計画における重点施策の振り返り	17
(1) 早期発見・障がい児支援体制の整備	17
(2) 発達障がいへの取り組み	17
(3) 一般就労への支援	18
(4) 障がい者差別解消の推進	19
3 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）におけるサービスの利用 状況、取り組みの振り返り	20
(1) 障がい児向けサービスの実施状況（第1期障がい児福祉計画）	20
(2) 障がい福祉サービスの実施状況（第5期障がい福祉計画）	20
(3) 地域生活支援事業 [*] の実施状況	20
(4) 板橋区障がい者実態調査の結果	21
(5) 障がい福祉サービス費用の推移	24
第2部 板橋区障がい者計画 2023 29	
1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 施策の体系	31
4 板橋区障がい者計画 2023 における重点項目	38
5 基本目標に基づく施策の展開	42
(1) 基本目標1 自分らしく生き生きとくらせるまち	42
(2) 基本目標2 安心して地域でくらし続けられるまち	54
(3) 基本目標3 つながり、ともに支え合うまち	63

第3部 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期） 75

第1章 障がい福祉計画（第6期）	75
1 障がい福祉計画（第6期）の位置付け	75
2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	75
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	75
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	76
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	77
(5) 相談支援体制の充実・強化等	77
(6) 障がい福祉サービス等の質の向上	78
3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策	79
(1) 訪問系サービス	79
(2) 日中活動系サービス	81
(3) 居住系サービス	86
(4) 相談支援	88
4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策	90
(1) 必須事業	90
(2) 任意事業	95
5 障がい福祉計画（第6期）におけるサービス見込量一覧	98
(1) 障がい福祉サービス	98
(2) 地域生活支援事業	99
第2章 障がい児福祉計画（第2期）	105
1 障がい児福祉計画（第2期）の位置付け	105
2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	105
(1) 児童発達支援センターの設置	105
(2) 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	105
(3) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	105
(4) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	106
(5) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	106
3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方策	108
(1) 通所系サービス	108
(2) 相談支援	111
4 障がい児福祉計画（第2期）におけるサービス見込量一覧	111
資料編	114

※ 本計画中において、*が付されている語句は、145 ページからの用語集に内容を掲載しています。

第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・目的
- 2 「新しい日常」への対応
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の推進に向けて

1

計画の策定にあたって

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護分野のビジョンや、福祉分野の上位計画である、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」が掲げる地域共生社会※の実現に向け、障害者基本法及び児童福祉法に基づく法定計画が「板橋区障がい者計画 2023・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」です。

板橋区の障がい福祉分野における取り組みを進めていくうえでの基本的な考え方や、策定の背景・目的、計画の位置付けや期間などを示します。

策定の背景・目的

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」と、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、取り組みを推進していきます。

ポストコロナ時代 を見据えた「新しい 日常」への対応

新型コロナウイルス感染症により浮き彫りとなった課題への対応を図るべく、ポストコロナ時代を見据えた「新しい日常」の視点による柔軟な対応を検討・推進することで、本計画の対象とするすべての人が安心して日常生活・社会生活を送ることができるよう、取り組みを進めています。

SDGsとのつながり

本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするSDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、だれもが安心してくらし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法に基づく、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい基本法及び児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2025」の方向性を念頭に、関連する個別計画と調和を図りながら、取り組みを進めています。

計画の期間

障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）は、国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

障がい者計画についても、令和3（2021）年度からの3年間を計画期間とし、3つの計画の連携により、計画的な施策・事業展開を図っていきます。

計画の対象

「地域共生社会」の実現をめざし、障がいや難病※などにより支援を必要とする人だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

計画の推進に向けて

施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じた見直しを図ることで、実効性のある取り組みを進めています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

- 区は、平成 27（2015）年 10 月に、概ね 10 年後を想定した将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち 板橋」とする板橋区基本構想を策定し、政策分野別に「9つのまちづくりビジョン」を掲げ、「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちの実現に向けて取り組みを進めています。
- 保健・福祉分野においては、平成 28（2016）年 3 月に 10 年か年の個別計画として、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定しました。地域保健福祉計画は、保健・福祉分野における基礎的な計画として、法により策定が義務付けられている「老人福祉計画」や「障がい者計画」を包含し、保健、障がい者（児）、子ども・家庭、高齢者などの分野別の将来像、基本目標を掲げ関連施策を推進してきたところです。
- そのような中、地域課題の複雑化による課題への対応を図るため、平成 29（2017）年 5 月に社会福祉法が改正され、市町村の地域福祉計画を各福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置付け、地域課題解決のために必要となる施策や体制の整備、各福祉分野を越えて取り組むべき事項を掲載することとされました。
- これを受け、区では、平成 31（2019）年 1 月に地域保健福祉計画を改定し、従来の個別計画から各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として改めて位置付け、地域共生社会の実現をめざして取り組みを進めています。
- 障がい者福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がい※や医療的ケア児※などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。こうした中、区では、障がいのある人が安心してくらし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点等の整備や、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）※の開設、医療的ケア児への支援に向けた協議の場の設置、令和 4（2022）年度の（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの設置に向けた取り組みなどを進めてきました。

- このたび、「板橋区障がい福祉計画（第5期）」・「板橋区障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間が令和2（2020）年度をもって終了することから、令和3（2021）年度からの新たな計画を策定するにあたり、区の障がい者福祉の基本方針を定める「障がい者計画」を併せて策定することとしました。
- 本計画は、上位計画にあたる地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

2 ポストコロナ時代を見据えた「新しい日常」への対応

令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的な規模で蔓延し、人命への甚大な被害とともに、社会経済へ深刻な影響を及ぼしています。

そのような中、区の障がい福祉分野を取り巻く環境も大きく変化しており、障がいのある方へのサービス提供や社会参加への対応、障がいのある方を支える家族の負担の増加に対する対応のほか、障がい福祉サービス^{*}提供事業者への支援の必要性など、様々な課題が浮き彫りとなりました。

そのため、未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3密（密閉・密集・密接）や社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保、手洗い・消毒やＩＣＴを活用した取り組みなどによる感染症対策と地域の社会経済活動の両立の維持など、ポストコロナ時代を見据えた「新しい日常」の視点による柔軟な対応を検討・推進していくことで、本計画の対象とするすべての人が安心して日常生活や社会生活が送れるよう取り組みを進めていきます。

3 S D G sとのつながり

S D G s（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、S D G s（持続可能な開発目標）の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいのある・なしに関わらず、だれもが安心してくらし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

4 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

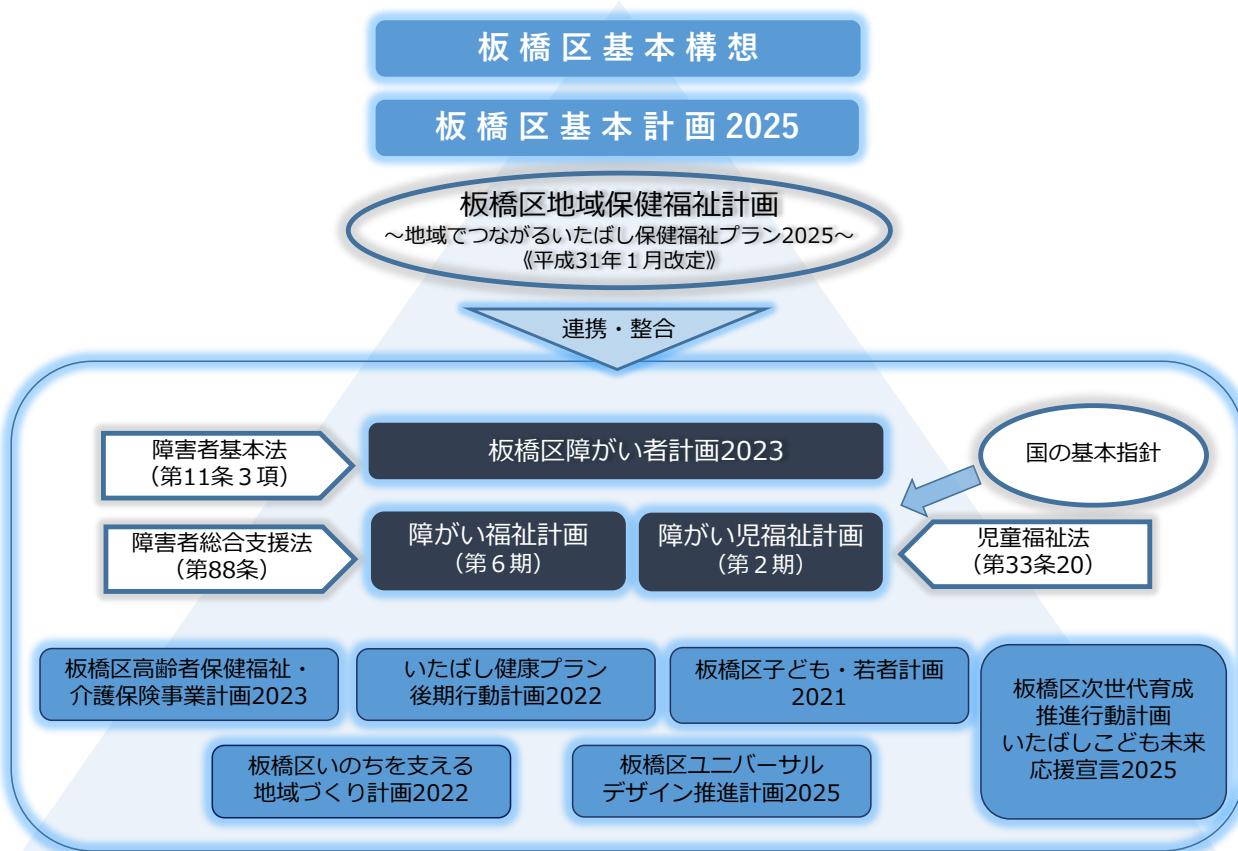
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【他の計画との関係】



(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠として、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議され、令和2（2020）年5月末に公表されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム^{*}等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労^{*}への移行等の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の構築、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、協議会の設置等の視点により取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

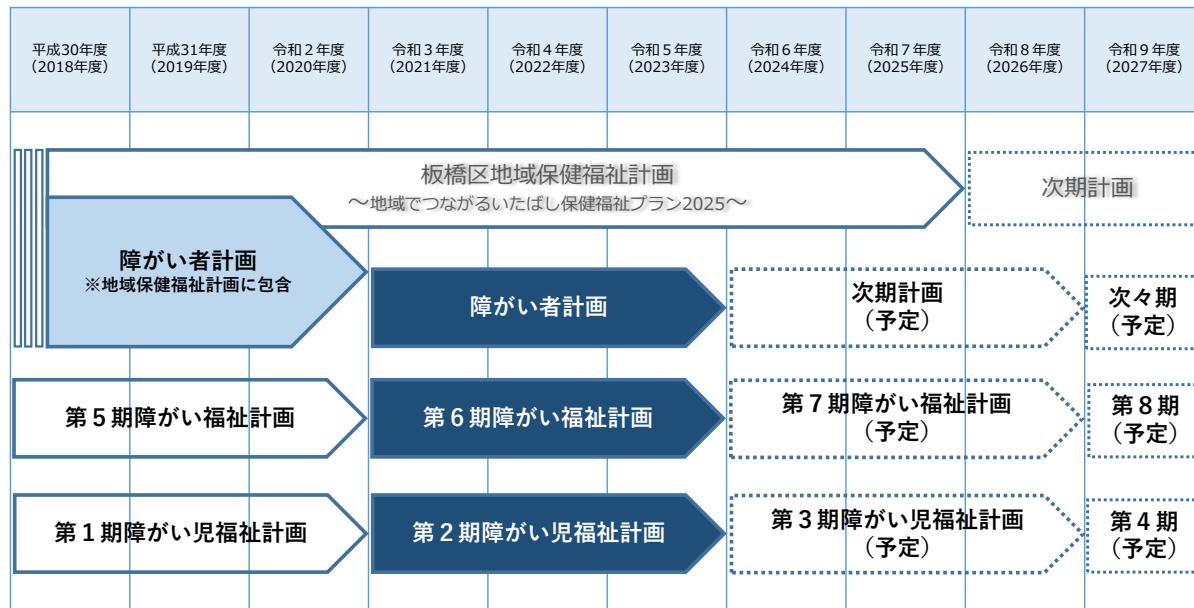
障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定する。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がい※にも対応した地域包括ケアシステム※の構築
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質の向上

5 計画の期間

障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）は、国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

障がい者計画についても、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とし、これら3つの計画の連携により、計画的に施策・事業の展開を図っていきます。



6 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障害者手帳※の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

7 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会※」の本会及び定例部会において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、各定例部会に関連する会議体を活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取り組みを進めています。

コラム
01

～だれもが安心してくらせる社会へ～ みんなで障がい者虐待を防ごう！

障害者虐待防止法※は、障がい者を虐待から守り、養護者への支援を行うための法律で、正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

平成24年10月に施行され、区では障がい者虐待防止センター（障がい者福祉センター内）を設置し、令和3年度で9年目を迎えようとしています。また、令和2年度から組織改正に伴い、新たな虐待窓口として障がい政策課でも対応しています。

障害者虐待防止法では、障がい者の保護だけではなく、自立と社会参加の支援や養護者の負担軽減も目的としています。障がい政策課では通報について、区関係部署及び民間の福祉サービス事業所などとの連携のもと、多様な制度を活用しながら、根本的な課題の解決をめざしています。

被害者本人が虐待を受けていることを伝えられない場合や、被害に遭っている自覚がない場合もあります。障がい者虐待を身近な問題として捉え、地域全体で支え合いましょう！

障がい者が、家族・施設の職員・会社の事業主などに虐待されていると気づいたら、すみやかに通報してください。

通報や届出をした方の個人情報は守られます。小さな兆候を見逃さず、早期発見・早期対応することが重要です。

<通報先>

板橋区障がい者虐待防止センター

虐待専用電話 03-3550-3406

- ・年末年始を除く月曜～土曜 午前9時～午後5時
- ・通報、届出はファクスでも受付けています。ファクス番号は、虐待専用電話と同じです。

なお、下記の場合は通報先が異なります。

18歳未満の障がい児の場合：子ども家庭支援センター（電話03-3579-2658）

65歳以上の高齢者の場合：おとしより保健福祉センター（電話03-5970-7348）

第1部 総論



第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

- 1 障がい者数の推移と傾向
- 2 障がい者計画における重点施策の振り返り
- 3 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）におけるサービスの利用状況、取り組みの振り返り

2

板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

計画の策定にあたり、障がい者数の推移と傾向の把握をはじめ、現障がい者計画における重点施策や、障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）のサービス利用状況、取り組みの振り返りを行うとともに、障がいのある方を中心とした板橋区障がい者実態調査を実施しました。

障がい者数の推移と傾向

障がい者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度において、難病患者を含め、33,199人となっています。身体・知的・精神障がい者、難病患者のいずれも増加傾向にある中、精神障がい者の増加が顕著となっています。

障がい児については、令和2（2020）年度において、1,267人となっており、近年は横ばい傾向となっています。しかしながら、手帳を所持していないなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しているため、ニーズを的確に捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

障がい者計画における重点施策の振り返り

現障がい者計画においては、「早期発見・障がい児支援体制の整備」、「発達障がいへの取り組み」、「一般就労への支援」、「障がい者差別※解消の推進」の4つを重点施策と位置付け、取り組みを進めてきました。

今後は、これまでの成果や課題を踏まえ、より充実した施策・事業に取り組んでいきます。

障がい福祉計画（第5期）・ 障がい児福祉計画（第1期） におけるサービスの利用 状況、取り組みの振り返り

障がい福祉サービスにおいては、訪問系サービスで居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者が増加しています。日中活動系サービスでは、生活介護や療養介護のほか、就労支援に係るサービスが増加しています。また、居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）が増加しており、そのほか、計画相談支援をはじめとする、相談支援に係るサービスが増加しています。

障がい児向けサービスにおいては、児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援の利用が増加しています。

また、計画策定の基礎資料とするため実施した「板橋区障がい者実態調査」において、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、施策の推進に必要なことなどが明らかになりました。

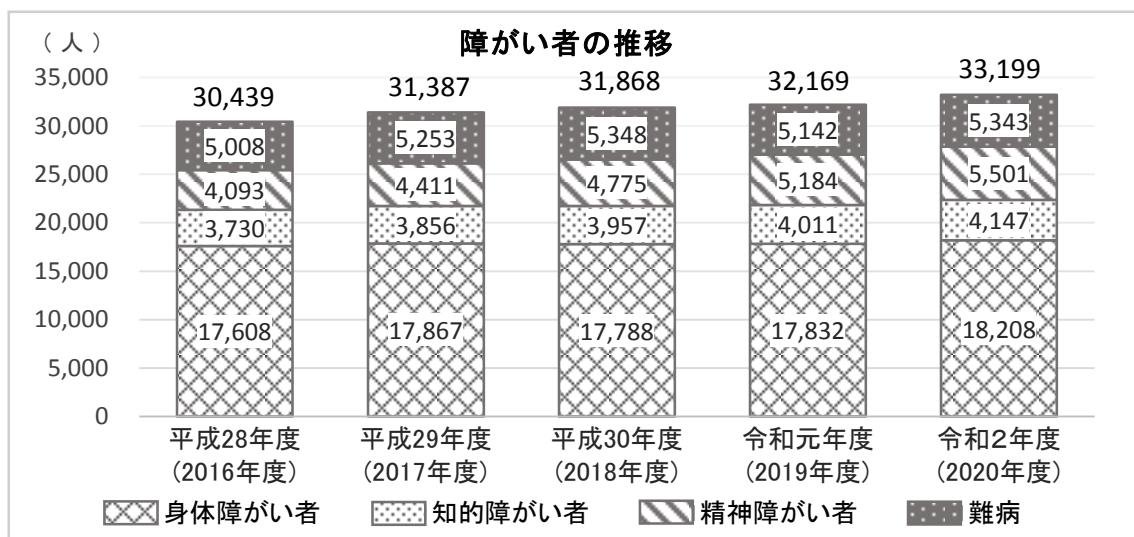
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者数の推移と傾向

① 障がい者全体の推移と傾向

障がい者の推移を見ると、年々増加しており、令和2（2020）年度においては、難病認定者を含め、33,199人となっています。身体障がい※者、知的障がい※者、精神障がい者、難病いずれも増加傾向にある中、精神障がい者の増加が顕著であり、平成28（2016）年度と比較し、1,408人増加しています。



(令和2年4月1日現在)

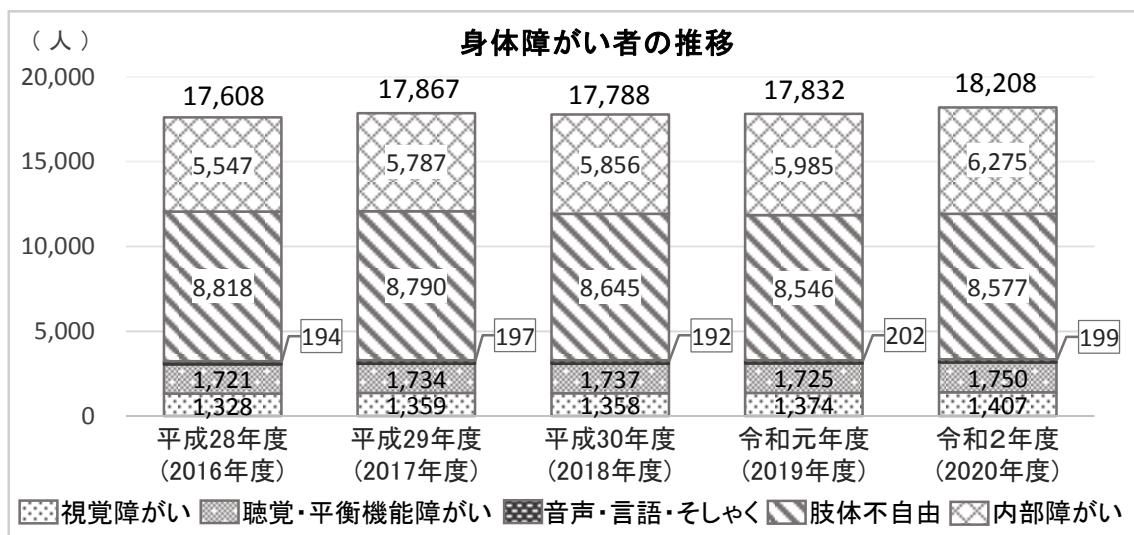
年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率
板橋区人口	553,257人	558,809人	563,087人	568,721人	572,490人	103.5%
障がい者数	30,439人	31,387人	31,868人	32,169人	33,199人	109.1%
	身体障がい者	17,608人	17,867人	17,788人	17,832人	103.4%
	知的障がい者	3,730人	3,856人	3,957人	4,011人	111.2%
	精神障がい者	4,093人	4,411人	4,775人	5,184人	134.4%
	難病	5,008人	5,253人	5,348人	5,142人	106.7%

※ 伸び率は、令和2年度における平成28年度比

※ 統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

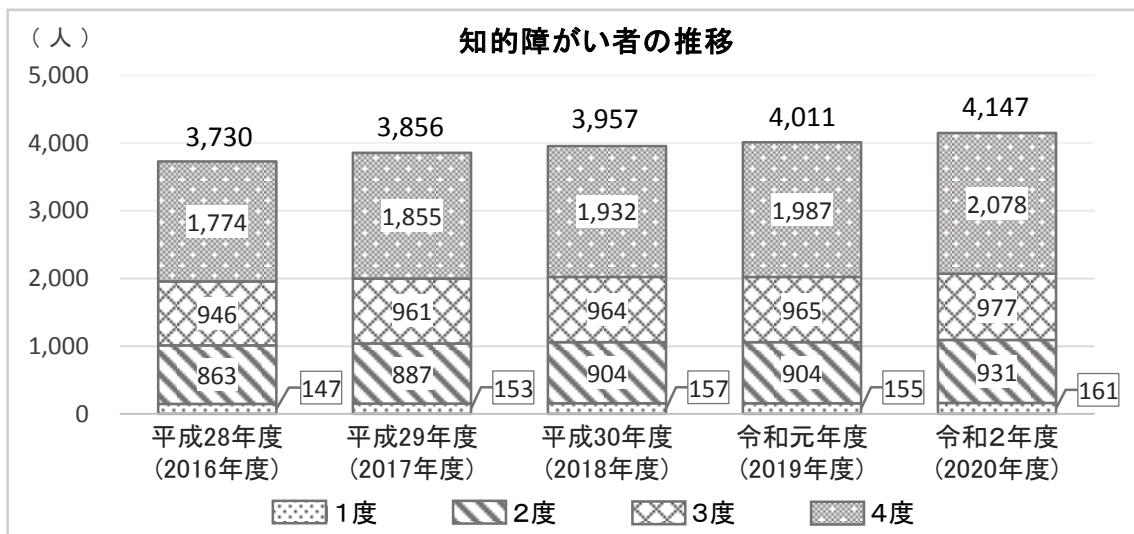
② 身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和2（2020）年度においては、18,208人となっています。肢体不自由者※は微減傾向にありますが、全体として微増傾向にあり、その中で、内部障がい※者が増えている傾向にあります。内部障がい者には、主として心臓機能障がい※や腎臓機能障がい※が多いいため、高齢化の進展の影響により増加しているものと推測されます。



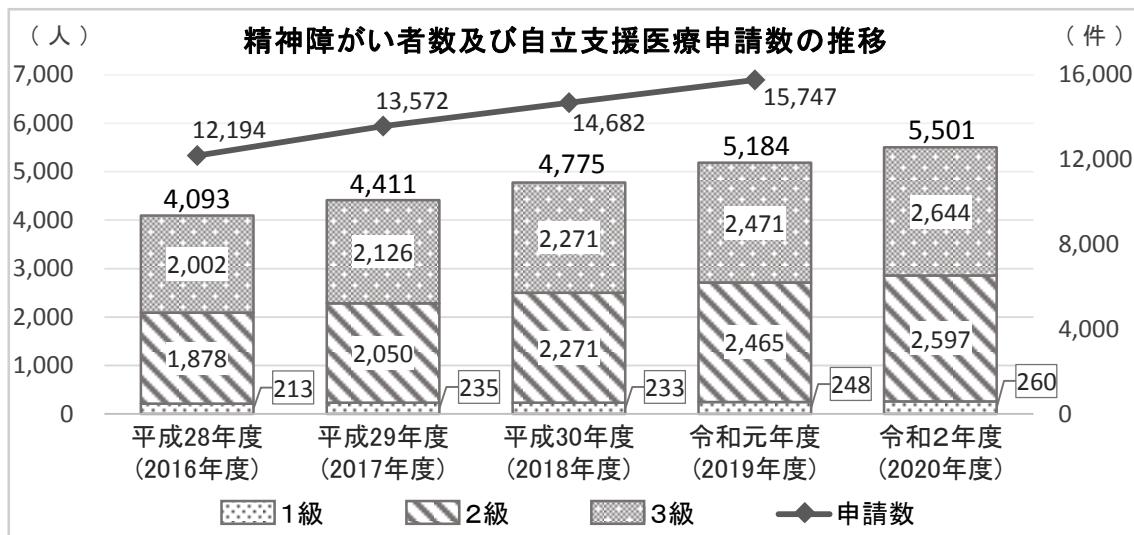
③ 知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和2（2020）年度においては4,147人となっており、年々増加している状況にあります。認定別にみると、4度（軽度）の方が最も多く増加しており、平成28（2016）年度に比べ、334人増加しています。



④ 精神障がい者の推移と傾向

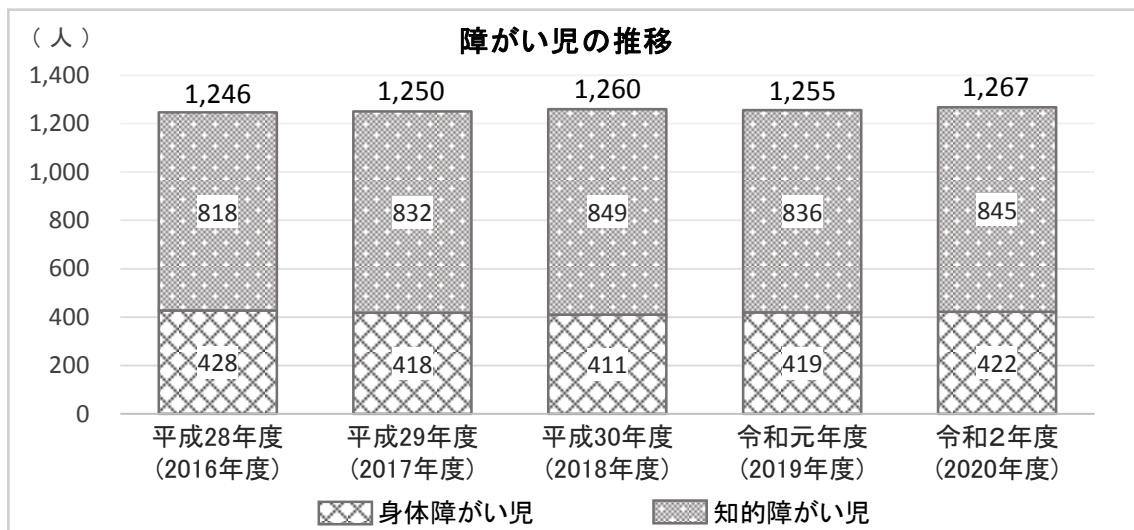
精神障がい者の推移を見ると、令和2（2020）年においては、5,501人となっています。他の障がいと比較し、増加が顕著であり、平成28（2016）年度に比べて1,408人（伸び率：約134%）となっています。また、認定別にみると、2級（中度）が最も多く増加しています。なお、通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減する、自立支援医療（精神通院医療）の申請数も増加しています。



（2）障がい児の推移と傾向

① 障がい児全体の推移と傾向

手帳を所持する障がい児は、令和2（2020）年度においては、1,267人となっており、近年ほぼ横ばい傾向となっています。しかしながら、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していないなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、また、医療的ケア児についても、把握が難しい状況があります。そのため、このような子どもたちについても、ニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。



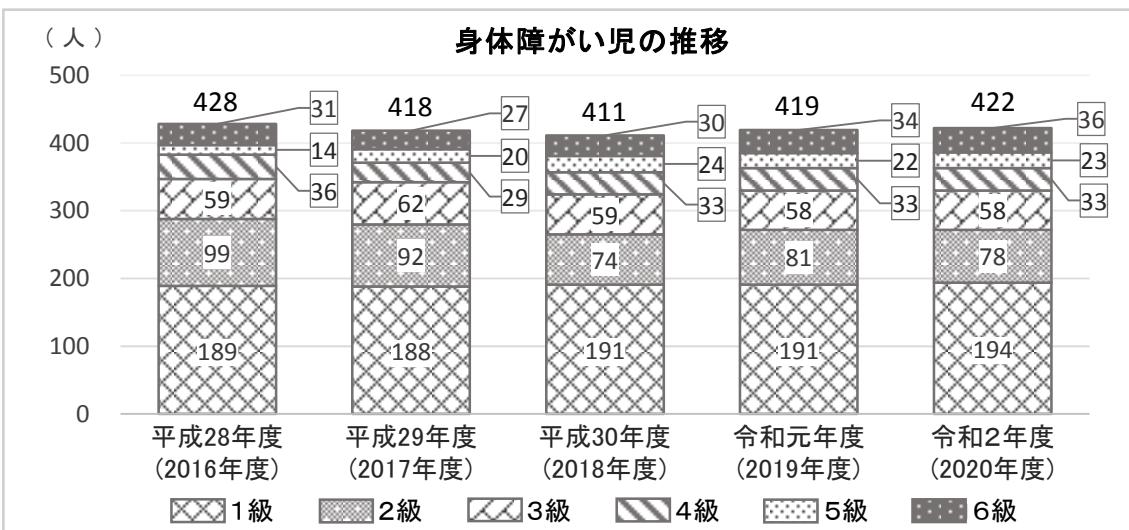
(令和2年4月1日現在)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率
18歳未満人口	73,643人	74,075人	73,978人	73,920人	73,616人	100.0%
障がい児数	1,246人	1,250人	1,260人	1,255人	1,267人	101.7%
身体障がい児	428人	418人	411人	419人	422人	98.6%
知的障がい児	818人	832人	849人	836人	845人	103.3%

※ 障がい児の数は、各障がいに関する手帳を所持している18歳未満を計上している。

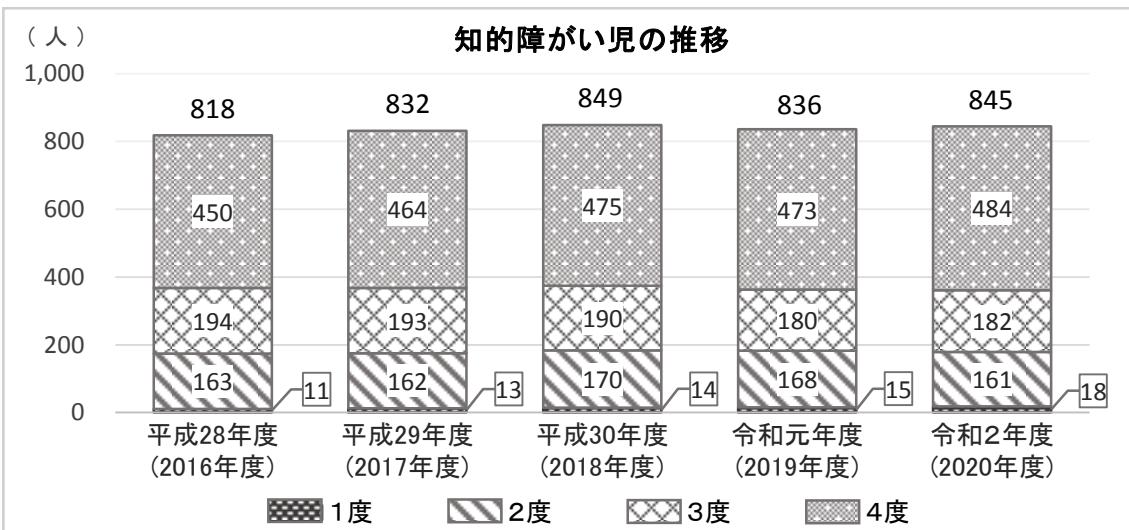
② 身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和2（2020）年度では、422人となっています。また、認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③ 知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和2年（2020）度においては845人となっています。また、認定別に見ると4度（軽度）の障がい児が多くなっています。



2 障がい者計画における重点施策の振り返り

地域保健福祉計画のもと、基本目標を「自分らしくつながることができる地域づくり」とし、(1) 早期発見・障がい児支援体制の整備、(2) 発達障がいへの取り組み、(3) 一般就労への支援、(4) 障がい者差別解消の推進 を重点施策と位置付け、取り組みを進めてきました。

(1) 早期発見・障がい児支援体制の整備

- 支援体制の強化として、医療関係者や各種学校関係者のほか、障がい児支援施設関係者などが参集する「乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会」を年2回、5年間で計10回開催し、各機関の活動報告や意見交換などを通じて、乳幼児の心身の発達支援に関する情報や共通課題を共有するとともに、より各関係機関が有機的に連携して取り組めるような協力関係を築いてきました。
- また、就学前の児童に対する療育*の充実を図るため、平成29（2017）年度に2か所目の「児童発達支援センター*」を開設し、地域における障がい児の相談支援や関係機関などとの連携強化を担う中核的な療育支援を行っています。
- 障がいの早期発見に対する取り組みとしては、言葉や行動の発達に遅れの心配がある2歳児とその保護者に対して、「あそびを通した早期発見支援事業」を3地区にて月1回、5年間で合計180回開催し、子どもの発達を促すとともに、経験が不足している親の子育てに対して、きめ細やかに対応してきました。
- これらの取り組みを重点的に推進しながら、様々な事業を展開していく中で、就学前、学齢期、卒業・就職期など、障がい児の成長に応じた連携支援体制の構築やきめ細やかな対応に取り組むことで、乳幼児期の発達の遅れなどに関する支援の充実と、障がいの早期発見、早期支援につなげてきました。

今後は、ライフステージ*に応じた切れ目ない支援を行っていくための機能強化や連携体制の構築に取り組んでいく必要があります。

(2) 発達障がいへの取り組み

- 専門相談や社会参加支援、家族支援及び居場所づくりなどを通じ、発達障がいのある人（概ね16歳以上）とその家族が、地域において安心して日常生活や社会生活が送れるよう、令和2（2020）年度に、自立と就労に向けた総合的な支援拠点として「板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）」を開設しました。

- 子どもの発達とその家族を支える取り組みとしては、子ども発達支援センターにおいて、公認心理師※や言語聴覚士※、作業療法士※、ソーシャルワーカーによる個別の専門相談を実施し、発達に遅れや偏りのある子ども（概ね15歳以下）のほか、障がいのある就学前の児童に対する家族の接し方や専門機関の紹介など、適切な対応や支援につなげてきました。
- これらの取り組みを推進することで、それぞれのライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制の構築のほか、啓発活動などを通じて、発達障がいのある人やその家族が住みやすい地域の実現に取り組んできました。

今後は、ニーズに応じた板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）の機能強化を図るとともに、健康福祉センターや子ども発達支援センターをはじめ、民間事業所や団体などの地域資源も活かした連携を強化し、発達障がいのある人が安心してくらせる地域づくりに取り組んでいく必要があります。

(3) 一般就労への支援

- 区内障がい者の一般就労と就労定着の実現に向けて、ハローワーク※池袋や東京障害者職業センター※、東京しごと財団※、板橋区障がい者就労支援センター※（ハート・ワーク）などと連携して、職業相談や職業紹介、職業準備支援のほか、事業主に対する雇用管理に関する助言・援助などに取り組んできました。
- 板橋区役所においては、一般就労へのステップの場として、障がいのある人が一定期間職員として就労する「チャレンジ就労」を実施し、障がいのある人の自信・やりがいの創出に取り組むとともに、区職員及び区民の方々への障がい者就労及び障がいに関する理解の醸成に取り組みました。
- また、令和2（2020）年8月には、民間事業者に率先垂範して障がい者雇用を推進し、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を図るなど、雇用の質を確保する取り組みを確実に進めるため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に基づく、「板橋区障がい者活躍推進計画」を策定しました。
- この他、各就労支援施設や障がい福祉サービス提供施設との連携などにより、就労に向けた職能訓練や一般就労に向けた情報提供、受け入れ側の企業支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取り組みを進めました。

今後は、さらなる障がい者のニーズに合わせた一般就労の実現や定着を推進し、社会参加や自立支援につなげていくことが重要です。

(4) 障がい者差別解消の推進

- 板橋区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」を平成28（2016）年度に策定、平成29（2017）年度に一部改訂を行い、職員研修などを通じて、実践に向けた周知に取り組んできました。
- また、「障がい者週間記念事業」や「障がい者理解促進事業」などを通じて、パネル展示や教育の一環として、区民への普及啓発にも取り組んできました。
- さらに、令和元（2019）年度には「手話言語条例」を制定するなど、障がいのある人への合理的配慮※の促進に向けた基盤の構築に取り組みました。
- これらの取り組みにより、日常の社会生活における障がいを理由とする差別の禁止や、社会的障壁※の除去による、権利擁護※の促進に努めてきました。

今後も、引き続き、障がい者差別解消や虐待防止をはじめとする、権利擁護の取り組みの促進に向けた普及啓発を行い、障がいのある人が安心・安全にくらせる地域づくりに取り組むとともに、「手話言語条例」などを契機とした行動変容に向けた取り組みを進めていく必要があります。

コラム
02

つながり、ともに支えあうまちを 一緒につくりましょう

みなさんは「手話」を知っていますか？

「手話」を使って生活している人たちがいるということを知っていますか？

手話は、手や指の動き、顔の表情などを使って表現することば（言語）です。

板橋区では、皆さんに「手話のこと」や「手話を使う人たちのこと」を、もっと知つてもらい、だれもが住みやすいまちとするために、令和元年6月に「板橋区手話言語条例」を制定しました。

多くの方が手話を知り、理解を深めることで、地域における手話の使いやすい環境を整え、手話を使う人たちが自立した日常生活を送り、社会参加をし、心豊かにくらすことができる地域社会の実現をめざしています。

そのためには、区民の皆さんのお力添えが必要となりますので、今後ともご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

板橋区長からの手話による動画メッセージを

YouTube 板橋区公式チャンネルにて公開しています。 →



3 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）におけるサービスの利用状況、取り組みの振り返り

障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）において示している平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については以下のとおりです。

（1）障がい児向けサービスの実施状況（第1期障がい児福祉計画）

- 特に、児童発達支援の利用が急増していることに加え、放課後等デイサービスや障がい児相談支援では、利用が増加傾向にある一方、医療型児童発達支援については、利用が減少傾向にあります。また、居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援では、利用がほぼ横ばいで、当初の見込を下回る状況にあります。

（2）障がい福祉サービスの実施状況（第5期障がい福祉計画）

- 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸び率が高い状況にはありません。
- 日中活動系サービスでは、生活介護や療育介護のほか、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（B型）などの就労支援の利用が増加傾向にあるものの、自立訓練（機能訓練）の利用が横ばい、自立訓練（生活訓練）が減少傾向にあります。なお、短期入所については、福祉型、医療型ともに利用がほぼ横ばいですが、延べ利用数としては増加傾向にあります。
- 居住系サービスや相談支援では、共同生活援助（グループホーム）や計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援が増加傾向にある一方、施設入所支援が減少傾向にあります。

（3）地域生活支援事業※の実施状況

- 手話通訳者・要約筆記※者派遣事業や情報・意思疎通支援用具などのコミュニケーションに関するサービスの利用は増加傾向にある一方、理解促進研修・啓発事業への参加者数は減少傾向にあります。
- その他、用具の給付や日常生活に関するサービスのほか、手話奉仕員※養成研修、地域活動支援センター※機能強化事業などについては、年度ごとにはらつきが見られるものの、大きな変動は見られない状況にあります。

(4) 板橋区障がい者実態調査の結果

令和元（2019）年度に、計画策定の基礎資料として、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者及び障がい児、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：令和2年2月28日から令和2年3月31日

調査対象：6,000人

- ・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した5,900人
- ・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者） 100人

調査方法：郵送によるアンケート方式

回答状況：2,413件／6,000件（有効回答率：40.2%）

調査区分	配布数（件）	有効回収（件）	有効回答率
一般区民	1,000	363	36.3%
障がい者	4,100	1,684	41.1%
（内訳）身体障がい	1,200	514	42.8%
知的障がい	900	381	42.3%
精神障がい	1,200	448	37.3%
難病	800	341	42.6%
障がい児	800	328	41.0%
（内訳）身体障がい	400	134	33.5%
知的障がい	300	155	51.7%
精神障がい	100	39	39.0%
手帳を所持しない幼児 (児童発達支援事業所利用者)	100	38	38.0%
（計）	6,000	2,413	40.2%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は以下のとおりです。

① 障がいのある人の回答結果の傾向

- **障がい福祉サービスが必要になった状況**としては、いずれの障がいにおいても、自身の身体的状態が変化したからという本人に由来する内的要因のほか、身边に介助してくれる人がいなくなったからという外的要因が挙げられています。
- **仕事上の困りごと**としては、いずれの障がいにおいても、給与や工賃※などの収入が少ないと回答した割合が高くなっています。
- **利用したいサービス**としては、いずれの障がいにおいても、相談支援へのニーズが高い傾向にあります。
- **充実が望まれる障がい者施策**としては、障がいのある人の働く場の確保や就労の定着などの就労支援のほか、障がい者や高齢者に優しい「福祉のまちづくり」を推進することや相談体制を充実することが挙げられています。

なお、障がいの早期発見・早期対応への要望は、大人の精神障がい者や難病患者において顕著に見られ、身体障がい者や知的障がい者が1歳6か月健診までに約半数が発見されているのに対し、精神障がい者や難病患者は、18歳以上で発見されるケースが多いことに起因するものと考えられます。

- **障がい者への理解度**としては、障がいにより多少のばらつきがあるものの、約3割～5割の方が足りていないと回答しています。
- **差別や嫌な思いの経験**については、難病患者が約3割、身体障がい者では約5割、知的障がい者や精神障がい者では6割以上の方が経験ありと回答しています。

② 障がい児の回答結果の傾向

- **差別や嫌な思いの経験**については、約8割の方が経験ありと回答しています。
- **障がい者への理解度**としては、約6割の方が足りていないと回答しています。
- **充実が望まれる障がい者施策**としては、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めることや就労支援のほか、障がいの早期発見や早期対応などが挙げられています。

③ 一般区民の回答結果の傾向

- **障がい者への理解度**としては、5割以上の方が足りていないと回答しています。
- **充実が望まれる障がい者施策**としては、就労支援や障がいのある子どもたちへの教育のほか、障がいの早期発見や早期対応が高い割合を示しており、障がい当事者やその家族と同様の傾向が見られました。

④ 障がいごとの回答結果の傾向

ア 身体障がい者

平日、自宅にいる方が約4割を占めているため、相談支援や居宅介護、短期入所サービスを望む割合が高くなっています。

仕事上の困りごととしては、約4割の方が特になどと回答していますが、平日は働いている方も約3割いるため、給与・工賃などの収入面のほか、通勤の大変さが挙げられています。

イ 知的障がい者

平日、福祉施設や福祉作業所などに通所や就労されている方が約6割を占めており、相談支援や就労の継続支援サービスを望む割合が高くなっています。また、短期入所を望む割合も高くなっています。

仕事上の困りごととしては、給与・工賃などの収入面や職場の人間関係などが挙げられています。

ウ 精神障がい者

平日、自宅にいる方が約5割、働いている方が約2割を占めており、相談業務のほか、定着支援や移行支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

仕事上の困りごととしては、給与・工賃などの収入面のほか、職場の人間関係や通勤の大変さが挙げられています。

エ 難病患者

平日、自宅にいる方が約4割を占めているため、居宅介護や相談支援、自立生活援助支援サービスを望む割合が高くなっています。

仕事上の困りごととしては、約5割の方が特になどと回答していますが、平日は働いている方も約4割いるため、給与・工賃などの収入面での課題が挙げられています。

オ 障がい児

いずれの障がいにも共通して、8割以上の方が幼稚園や保育園、学校などに通っている状況にあり、相談支援や放課後等デイサービスを望む割合が高くなっています。

また、児童発達支援事業所利用者についても、約6割の方が幼稚園や保育園、学校などに通っている状況にあります。

カ 障がい児の保護者

いずれの障がいにも共通して約4割程度の方が希望に沿った就労をしているものの、身体障がいでは約4割、知的障がいでは2割、精神障がいでは1割を超える方が、介護や看護のために働けない状況にあります。

(5) 障がい福祉サービス費用の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額	9,931,490千円	10,509,930千円	11,146,413千円

障がい福祉サービスに係る費用については、高齢化や障がいの重度化、精神障がいをはじめとする障がい者人口の増加などを背景に増加を続けており、今後も同様の傾向が続くと見込まれています。

そのような中、区全体の財政は、地方法人課税の税制改正による減収に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による日本経済の失速に伴う特別区交付金や特別区民税などの減収があいまって、かつてない規模の財源不足を視野に入れざるを得ない状況となっています。

また、歳出においては（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの整備や公共施設の再構築をはじめとした多額の経費負担が継続している中、景気の低迷により、扶助費※などが増加することが見込まれ、バブル経済崩壊後やリーマンショック後の世界同時不況の状況をしのぐ、厳しい財政運営となることが確実な状況となっています。

そのため、障がい福祉分野においても、本計画の計画期間である令和3（2021）年度から令和5（2023）年度はもとより、将来を見越し、事務事業一つひとつについて効果や効率性を見極めつつ、これまでの手法を見直したうえで創意工夫を重ね、サービスの質の維持・向上を図っていきます。

コラム
03

板橋区発達障がい者支援センター (あいポート)

一人ひとりの特性に合わせた障がいの理解、社会参加の場の提供、環境整備、普及啓発などの支援を通じ、発達障がいのある人（概ね16歳以上）とその家族が、地域で安心した日常生活や社会生活を送れるよう、令和2年11月に発達障がい者支援センター（あいポート）を開設しました。

また、15歳以下の発達障がい者支援事業や関係機関との連携により、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行っていきます。

<対象>

板橋区内在住で、おおむね16歳以上の
発達障がいがある・発達障がいの疑いの
ある方、その家族、関係機関など



<支援内容>

相談支援、社会参加訓練（グループワーク、
選択制プログラム、個別支援室）、家族支援、
普及啓発

<問い合わせ先>

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）
〒173-0036 板橋区向原3-7-9 ココロネ板橋1階
開設日：火曜日から土曜日 午前10時から午後6時
(月曜日及び日曜・祝日、12月29日から1月3日は休み)

<相談受付>

相談受付電話：03-5964-5422

火曜日から土曜日、午前10時から午後5時まで

第2部



板橋区障がい者計画 2023

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 板橋区障がい者計画 2023 における重点項目
- 5 基本目標に基づく施策の展開

3

板橋区障がい者計画 2023

本計画のめざす、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に向け、基本理念・基本目標・施策・事業を体系的に整理し、計画的に取り組みを進めていきます。

また、区において解決すべき優先課題やニーズの高い事項については、国の基本指針なども踏まえ、重点項目と位置付け、対応を図っていきます。

基本理念

地域共生社会の実現に向け、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが安心してくらし続けられるまちをめざし、基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち」とします。

基本目標

基本理念の実現をめざし、「個人」・「地域」・「しぐみ」の視点に着目した3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく施策の展開を図っていきます。

施策の体系

基本理念の実現に向け、3つの基本目標のもと、10施策・133事業を位置付け、取り組みを進めていきます。

板橋区障がい者計画 2023における重点項目

本計画の策定にあたり整理した障がい者の現状や、現計画の進捗評価により明らかになった課題、板橋区障がい者実態調査等に基づくニーズ及び国の基本指針などを踏まえ、計画期間に重点的に取り組むべきことを「重点項目」として5つ位置付けています。

【5つの重点項目】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 障がいのある人の就労の拡充
- ⑤ 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進

基本目標に基づく 施策の展開

施策の展開に向け、現計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を計画事業として選定しています。

本計画において位置付けた、新規掲載事業65を含む、133事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図っていきます。

第2部 板橋区障がい者計画 2023

1 基本理念

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、すべての人がお互いを認め合い、支え合い、助け合い、地域力を生かした地域共生社会の構築をめざしています。

また、改定前の地域保健福祉計画に包含されていた障がい者計画については、将来像を「障がいの有無を越えて「自分らしい」暮らしが実現しています」とし、障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）においては、基本目標を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」としていました。

これらを踏まえ、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが自分らしく安心してくらし続けられるまちをめざし、今回策定する障がい者計画の基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち」とします。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標 1

自分らしく生き生きとくらせるまち

基本目標 2

安心して地域でくらし続けられるまち

基本目標 3

つながり、ともに支え合うまち

【基本目標1】自分らしく生き生きとくらせるまち

自分らしく生き生きと豊かなくらしを送るためにには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がいの特性に応じた支援の提供や障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を進めます。

【基本目標2】安心して地域でくらし続けられるまち

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向け、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

【基本目標3】つながり、ともに支え合うまち

つながり、ともに支え合うまちは、障がいのある人・ない人、子ども、高齢者など、すべての人がくらし、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現につながるとともに、国際社会の共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現につながるものです。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリー※として、意思疎通支援※や地域交流機会の充実を図り、障がいや障がいのある人への理解促進に取り組んでいきます。また、だれもが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザイン※を推進していきます。

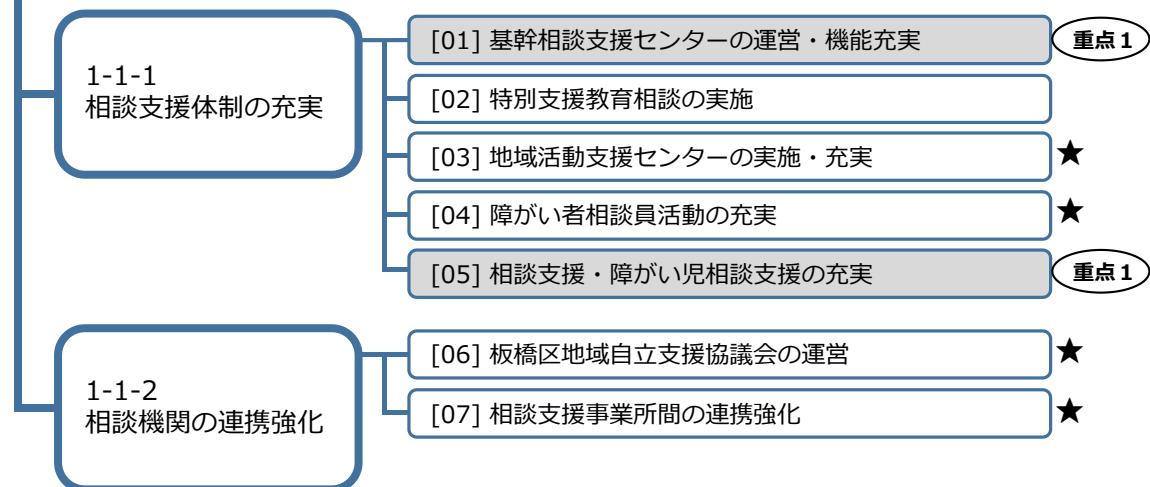
3 施策の体系

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち

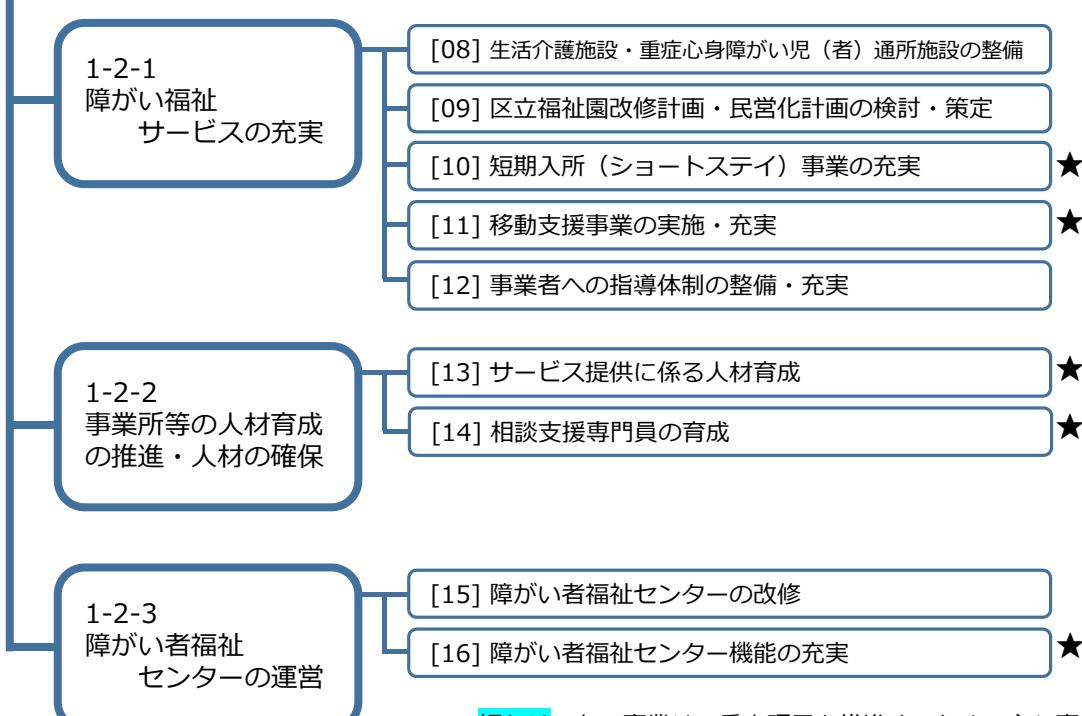
基本目標 1 自分らしく生き生きとくらせるまち

- 【重点項目 1】
相談支援体制の充実
- 【重点項目 2】
障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

施策 1 相談支援の充実



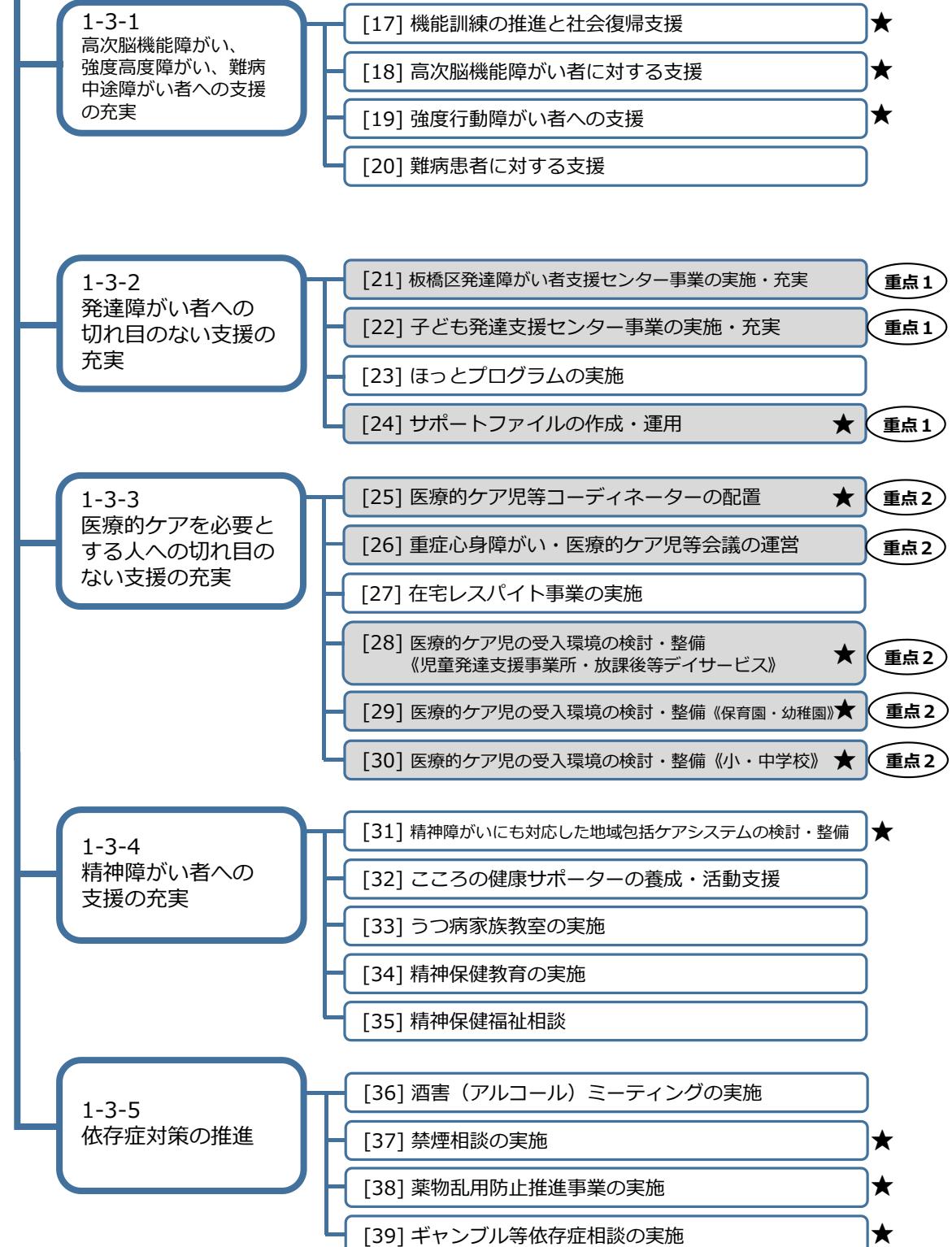
施策 2 障がい福祉サービスの充実と質の向上



※ 緑枠のある事業は、重点項目を推進するための主な事業

※ ★のある事業は、新規事業（新規掲載事業含む）

施策3 特性に応じた支援の充実



施策4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

1-4-1 乳幼児期の療育・ 保育・教育の充実

- [40] 乳児家庭全戸訪問事業
- [41] 乳幼児健康診査
- [42] 出張育児相談
- [43] 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）
- [44] あそびを通した早期発達支援事業
- [45] 児童発達支援センターの整備・機能充実
- [46] 要支援児保育巡回指導
- [47] 育成医療給付
- [48] 心身障がい児歯科診療
- [49] 要支援児保育の実施
- [50] 臨床心理士幼稚園巡回相談事業
- [51] 発達支援のための親の会
- [52] 障がい児療育事業・通所訓練事業
- [53] 児童発達支援事業所の整備・充実

重点2

1-4-2 学齢期教育・放課後 対策の充実

- [54] 特別支援教室の充実
- [55] 特別支援学級の整備・充実
- [56] 特別支援学級教員の専門性の向上
- [57] あいキッズにおける要支援児の受入
- [58] あいキッズにおける要支援児巡回指導
- [59] 特別支援教育就学奨励費
- [60] 特別支援アドバイザーの配置
- [61] 放課後等デイサービスの整備・充実
- [62] スクールソーシャルワーカーによる支援
- [63] 学校生活支援員の配置

重点2

★

重点2

基本目標2 安心して地域でくらし続けられるまち

【重点項目3】
地域生活支援拠点等の整備

【重点項目4】
障がいのある人の就労の拡充

施策1 障がいのある人の就労の拡充

2-1-1 就労の促進と定着支援の充実

- [64] 板橋区障がい者就労支援センター(ハート・ワーカ)機能の充実 ★ 重点4
- [65] 一般就労の促進に向けた支援の実施
- [66] 区における障がい者雇用(障がい者活躍推進計画)の推進 ★ 重点4
- [67] チャレンジ就労の推進・拡充 重点4
- [68] 民間企業における障がい者雇用の促進 ★ 重点4
- [69] 優先調達活動の推進
- [70] 作業所等ネットワーク機能の強化

2-1-2 通所施設等の整備・支援

- [71] 就労継続支援A型事業所の充実 ★
- [72] 就労継続支援B型事業所の充実 ★
- [73] 就労移行・定着支援事業所の充実 ★ 重点4
- [74] 区立福祉園利用者の能力向上の取組

施策2 多様な生活の場の整備

2-2-1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保

- [75] グループホームの整備促進
- [76] 障がい者入所施設の枠の確保 ★
- [77] 住まいの相談窓口の設置

2-2-2 地域生活支援拠点等の整備

- [78] 緊急時相談に対応できる環境の整備 ★ 重点3
- [79] 緊急時の受け入れ体制の整備・充実 ★ 重点3
- [80] 一人暮らしの体験の機会・場の確保 ★ 重点3
- [81] 専門的人材の確保・養成 ★ 重点3
- [82] 多様なニーズに対応できる連携体制の構築 ★ 重点3

施策3 災害時の支援体制等の確立

2-3-1 安心・安全な くらしの確保

[83] 通所施設等におけるBCPの整備

[84] 防災情報のユニバーサルデザイン化



2-3-2 災害時の体制の確立

[85] 避難行動要支援者登録名簿の作成・運用

[86] 自主防災組織等との連携による支援体制の強化



[87] 福祉避難所の整備・環境の充実

施策4 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

2-4-1 文化芸術・余暇活動 の充実

[88] 障がい者（児）余暇活動支援の実施



[89] 図書館における障がい者向けサービスの充実



[90] 障がい者の文化芸術活動の支援



[91] 通所施設における文化活動の推進



2-4-2 ユニバーサル スポーツの推進

[92] だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進



[93] 障がい者スポーツの推進



[94] 障がい者スポーツ大会の実施

[95] 障がい者スポーツを支える人材の育成・確保



[96] 通所施設におけるスポーツ活動の推進



[97] 東京2020大会を契機とした普及活動の推進



基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

【重点項目5】
障がい者差別の解消及び
権利擁護の促進

施策1 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

3-1-1 障がい者差別解消の推進

- [98] 職員への障がい者差別解消研修の実施
- [99] 区民向け障がい者差別解消講演会の実施
- [100] 職員対応要領の見直し・啓発

3-1-2 虐待防止と権利擁護の促進

- [101] 板橋区障がい者虐待防止センターの運営 ★
- [102] 虐待防止のための研修及び講習会の実施 ★
- [103] 成年後見制度の利用促進
- [104] 権利擁護体制の強化 ★
- [105] 養育支援訪問事業
- [106] 虐待防止支援訪問事業
- [107] 児童虐待防止ケアシステム研修会
- [108] (仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの設置 ★
- [109] 要保護児童対策地域協議会
- [110] 権利擁護いたばしサポートセンター運営助成

3-1-3 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

- [111] 障がい理解のための広報活動の推進 ★
- [112] ヘルプカードの普及促進 ★
- [113] 障がい者理解促進事業の実施 ★
- [114] 障がい者週間記念行事の実施
- [115] スマイルマーケットの実施・充実 ★
- [116] 人権擁護に関する意識の啓発 ★

3-1-4 意思疎通支援の充実

- [117] 情報通信機器等の活用の促進 ★
- [118] 福祉ボランティア活動の支援 ★
- [119] 意思疎通支援事業の実施 ★
- [120] 手話講習会の実施 ★

3-1-5 地域交流機会の確保

- [121] 障がい者と地域の相互交流の推進
- [122] 障がい者のボランティア活動等への参加促進 ★

施策2 福祉のまちづくりの推進

3-2-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

[123] 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025の推進

[124] 公園のユニバーサルデザイン化の推進

[125] 鉄道駅エレベーターの設置誘導

[126] 鉄道駅ホームドアの設置誘導

[127] 区道の補修（歩道の段差解消）



3-2-2 行政サービス等における配慮の促進

[128] 区の刊行物等における障がい者等への配慮



[129] 本庁舎サインの適正な維持管理



[130] 行政手続きにおけるオンライン申請の拡大



[131] インターネット・SNS等を活用した情報提供・情報交流の促進



[132] おでかけマップの管理・充実



[133] ユニバーサルデザインガイドラインの更新



コラム 04

あなたの支援が必要です ヘルプカード



援助を必要とする障がいのある人や妊娠初期等の人が、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したヘルプカードを携帯し、いざという時（災害時、日常生活の中で困ったとき）に、必要な支援を周囲の人にお願いするためのカードです。

特に、義足や人工関節を使用している人、難病、内部障がい、妊娠初期の人など、配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい人が周囲に支援を求める際に有効です。

ヘルプカードを携帯することにより、周囲の人に、自己の障がい等への理解や支援を求めてことで、障がいのある人等の安心・安全を図るとともに、障がい者理解を促進することを目的としています。

<問い合わせ先>

障がいサービス課福祉係 電話：03-3579-2362 ファクス：03-3579-2364

※「ヘルプカード」は区ホームページから
ダウンロードすることもできます。 →



4 板橋区障がい者計画 2023 における重点項目

板橋区障がい者計画 2023 においては、地域保健福祉計画における重点施策や、障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）における事業の進捗状況を踏まえた課題、板橋区障がい者実態調査結果、板橋区地域自立支援協議会などの意見及び障がい福祉計画などの策定に係る国の基本指針などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取り組みを進めていきます。

重点項目1 相談支援体制の充実（基本目標1）

障がいのある人やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談のできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

「板橋区障がい者実態調査」においても、障がい者施策を進めるために充実させるべき取り組みとして、「相談体制を充実させること」・「早期発見を支援し、早い段階で適切な対応に努めること」を求める声が高くなっています。

そのため、適切なサービスを受けるための計画相談に関する環境の充実や基幹相談支援センター※の機能強化、未就学期における療育の充実に向けた、児童発達支援センターの機能充実などに取り組みます。

また、令和2（2020）年度には、発達障がいのある人が生きやすい社会をめざし、自身の特性を知り、各自の強みを発揮したうえで、自ら問題解決や目的達成ができる力をつけ、社会参加していく支援に取り組むとともに、地域における安心できる居場所づくりとして、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）を設置しました。

今後は、運営状況や支援ニーズを踏まえ、中核となる板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）と子ども発達支援センターの機能強化を図るとともに、健康福祉センターをはじめとする府内関係部署による組織横断的な対応、地域の関係機関との連携強化を図り、それぞれの強みを活かした相乗効果による、発達障がい者支援の充実に取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [01] 基幹相談支援センターの運営・機能充実
- [05] 相談支援・障がい児相談支援の充実
- [21] 板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
- [22] 子ども発達支援センター事業の実施・充実
- [24] サポートファイルの作成・運用

重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標1）

障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を提供していくとともに、その支援が継続・発展的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

そのため、各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図るべく、関係機関の連携・協力体制を構築し、適切な支援を提供していきます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学び・成長することが求められており、特に医療的ケアなどを必要とする子どもへの環境・体制の整備が求められています。

そのため、医療的ケアの必要な子どもの受け入れが可能な児童発達支援事業所の整備を図るとともに、令和元（2019）年度に設置した「重症心身障がい※・医療的ケア児等会議」などを踏まえ、保育園や学校をはじめ、様々な場面、環境における受入の実現、体制の整備について、検討・対応を図っていきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [25] 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- [26] 重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営
- [28] 医療的ケア児の受入環境の検討・整備
《児童発達支援事業所・放課後等デイサービス》
- [29] 医療的ケア児の受入環境の検討・整備《保育園・幼稚園》
- [30] 医療的ケア児の受入環境の検討・整備《小・中学校》
- [45] 児童発達支援センターの整備・機能充実
- [53] 児童発達支援事業所の整備・充実
- [61] 放課後等デイサービスの整備・充実

重点項目3 地域生活支援拠点等の整備（基本目標2）

高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことが必要です。

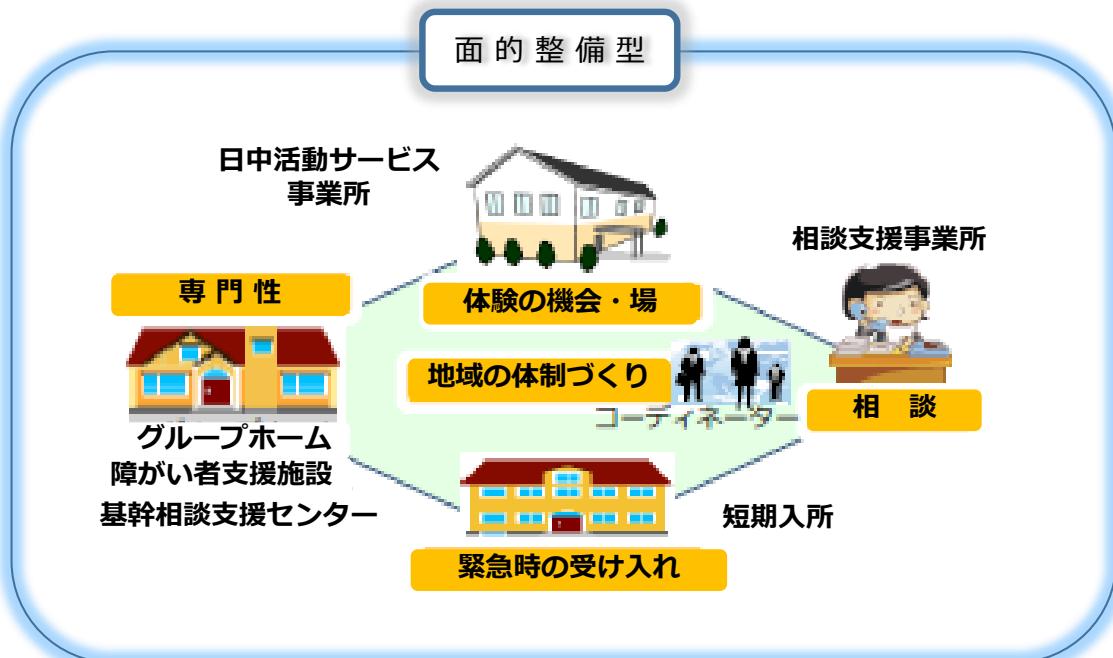
板橋区においては、令和2（2020）年度に、基幹相談支援センターを軸とした、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備に取り組みました。

今後は、より一層の対応・体制の強化を図っていく必要があるため、板橋区地域自立支援協議会などにおける検討を進め、基幹相談支援センターを中心とした、相談体制・専門性の確保・地域の体制づくりの充実を進めていくとともに、民間事業所や関係機関と連携し、自立した生活に向け訓練などを行う「体験の機会・場」の確保及び「緊急時の受入・対応」の整備を図っていきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [78] 緊急時相談に対応できる環境の整備
- [79] 緊急時の受入れ体制の整備・充実
- [80] 一人暮らしの体験の機会・場の確保
- [81] 専門的人材の確保・養成
- [82] 多様なニーズに対応できる連携体制の構築

【板橋区の地域生活支援拠点等の整備イメージ】



出典：厚生労働省ホームページより

重点項目4 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）

「板橋区障がい者実態調査」において、障がい者施策を進めるために充実させるべき取り組みとして、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」を求める声が最も高くなっています。

障がい者就労においては、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要であることから、一般就労の機会や福祉施設における就労の充実など、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出に取り組んでいきます。

また、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能強化や、障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）などの関係機関との連携を強化し、障がいのある人や企業への就労支援・職場定着支援のさらなる充実を図っていきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [64] 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）機能の充実
- [66] 区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進
- [67] チャレンジ就労の推進・拡充
- [68] 民間企業における障がい者雇用の促進
- [73] 就労移行・定着支援事業所の充実

重点項目5 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進（基本目標3）

障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を図っていくことが極めて重要です。

そのためには、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要であり、子どもの頃から学ぶ機会を創出し、地域における理解のさらなる充実を図ります。

また、障がい者虐待※に関する迅速・確実な対応はもとより、障がい者差別も含め、普及啓発の充実を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境の創出・地域づくりに取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [101] 板橋区障がい者虐待防止センターの運営
- [108]（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの設置
- [111] 障がい者理解のための広報活動の推進
- [113] 障がい者理解促進事業の実施

5 基本目標に基づく施策の展開

3つの基本目標のもと、10の施策を位置付け、具体的な取り組みとして計画事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図っていきます。

計画事業については、現計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を選定しており、新規掲載事業65を含む、133事業を選定しています。

計画事業の推進にあたっては、ポストコロナ時代を見据えた「新しい日常」を踏まえた視点を取り入れ、対応を図っていきます。

なお、計画事業のうち、重点項目を推進する主な事業（27事業）については、3か年の事業量を設定し、板橋区地域自立支援協議会本会及び部会において、進捗状況の点検や評価を行うことで、課題解決に向けて着実に取り組んでいきます。

(1) 基本目標1 自分らしく生き生きとくらせるまち



障がいのある人の暮らしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

そのため、相談支援体制の充実や、相談機関及び障がい者相談員との連携強化などに取り組んでいきます。

1-1 相談支援体制の充実

番号	01	事業名	基幹相談支援センターの運営・機能充実					
担当課	障がい政策課							
事業概要	地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。							
年度別計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成	相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成	相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成				

番号	05	事業名	相談支援・障がい児相談支援の・充実					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	個々の状況に応じた適切な支援の確保を図るため、相談支援事業所による計画作成及びモニタリング※による継続的な支援を行います。また、相談支援事業所による計画作成を望む人がサービスを利用できるよう、板橋区地域自立支援協議会相談支援部会などを活用し、課題解決に向けた検討・対応を図ります。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	相談支援事業所による 計画作成率向上の検討		対 応	検 証				

No.	事業名	事業概要
02	特別支援教育相談の実施 【教育支援センター】	特別支援教育※に関する就学及び転学の相談や手続きについて、保護者からの相談を受けて対応します。
03	地域活動支援センターの 実施・充実 【障がいサービス課】	通所にて、創造的活動や生産活動の機会、社会との交流の機会(ひきこもり防止)を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。
04	障がい者相談員活動の充実 【障がいサービス課】	身体障がい者や知的障がい者及び家族などを対象に、相談業務や助言などのほか、それぞれの立場などの理解促進、関係機関の円滑な業務遂行を図ることで、障がい者の福祉の増進を図ります。

1 – 2 相談機関の連携強化

No.	事業名	事業概要
06	板橋区地域自立支援協議会の 運営 【障がい政策課】	地域の障がい福祉に関するしくみづくりの中核的な役割を果たす「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある取り組みを進めていきます。
07	相談支援事業所間の連携強化 【障がいサービス課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などの場を活用し、情報交換などを行うことで事業所間の連携・相談支援体制の強化を図ります。

施策
2

障がい福祉サービスの充実と質の向上

障がいのある人が、自らの選択により自分らしく生きることができるよう、様々な自立のあり方に対する支援として、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスが提供できる体制の確保・充実を図っていく必要があります。

そのため、日中活動系サービスや地域活動支援センターなど、障がいのある人のニーズに即した日中活動の場を確保していきます。

また、質の高い支援のためには、障がいや疾病を理解するとともに、支援方法などの専門的な知識と経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保していくためには、専門的な人材が必要となることから、養成と確保に取り組んでいきます。

障がい者福祉センターについては、老朽化の状況を踏まえて適切に維持管理するとともに、利便性の向上や支援の充実を図るため、旧保健所跡地への機能移転に係る検討・調整を踏まえ、現センターのあり方・改修を検討していきます。

2 – 1 障がい福祉サービスの充実

No.	事業名	事業概要
08	生活介護施設・重症心身障がい児（者）通所施設の整備 【障がいサービス課】	障がいのある人の日中活動の場を計画的に確保するため、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。
09	区立福祉園改修計画・民営化計画の検討・策定 【障がいサービス課】	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境を整備するため、老朽化の進む区立福祉園の改修計画及び民営化計画の検討・策定を進めていきます。
10	短期入所（ショートステイ）事業の充実 【障がいサービス課】	短期入所（ショートステイ）事業所の充実に向け、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。また、事業所との連携を強化し、緊急時の受け入れ先確保の充実に取り組んでいきます。
11	移動支援事業の実施・充実 【障がいサービス課】	障がいのある人が日常生活、社会生活を営むうえで必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加を支援します。
12	事業者への指導体制の整備・充実 【障がいサービス課】	障がい福祉サービス事業者に対し、法令順守などの指導検査及び立ち入り検査を行える体制を整備します。また、適宜事業者連絡会を主催、もしくは事業者による自主的な連絡会に参画し、情報共有を通じたサービスの質の向上に取り組みます。

2 – 2 事業所等の人材育成の推進・人材の確保

No.	事業名	事業概要
13	サービス提供に係る人材育成 【障がいサービス課】	障がい福祉サービスの提供に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取り組みを東京都と連携して推進します。 手話講習会において、初級、中級、通訳者養成コースを実施し、手話通訳者及びボランティアを育成します。
14	相談支援専門員の養成 【障がいサービス課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などを活用し、相談支援専門員のスキルアップや情報交換を行います。 相談支援専門員の量的拡大、質的向上を図るために、板橋区地域自立支援協議会と連携し、相談支援専門員の研修会を定期的に開催するなど、区も含めたネットワークの構築に取り組みます。

2 – 3 障がい者福祉センターの運営

No.	事業名	事業概要
15	障がい者福祉センターの改修 【障がいサービス課】	老朽化の状況を踏まえて障がい者福祉センターを適切に維持管理するとともに、旧保健所跡地への機能移転を踏まえ、現センターのあり方・改修を検討していきます。
16	障がい者福祉センター機能の充実 【障がい政策課・障がいサービス課】	利便性の向上及び機能の充実に向け、旧保健所跡地への障がい者福祉センター機能及び板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の移転に係る検討・調整を進めています。

施策
3

特性に応じた支援の充実

障がいのある人への効果的な支援においては、その特性に応じた支援が重要になります。そのため、高次脳機能障がい※や強度行動障がい※、難病、中途障がい者など、個々の状況に即した支援の充実に取り組んでいきます。

また、発達障がいや医療的ケアを必要とする方への、ライフステージに応じた切れ目のない支援として、行政・関係機関・地域が連携して対応できる環境の整備が必要です。そのため、様々な立場の人による協議の場において、効果的な支援策を検討し、対応を図っていきます。また、精神障がい者に対する支援体制の整備・充実を図るために、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討を進めるとともに、依存症対策の推進にも取り組んでいきます。

3 – 1 高次脳機能障がい・強度行動障がい・難病・中途障がい者への支援の充実

No.	事業名	事業概要
17	機能訓練の推進と社会復帰支援 【障がいサービス課】	障がい者福祉センターにおいて、心身機能の低下防止や健康の維持・増進を図ることで、社会生活に必要な技術の取得や向上と、社会参加を促進します。
18	高次脳機能障がい者に対する支援 【障がい政策課・障がいサービス課】	障がい者福祉センターにて機能訓練などを行うとともに、当事者によるピアカウンセリング※や、障がい理解を目的としたセミナーを開催します。 板橋区地域自立支援協議会（高次脳機能障がい部会）において、高次脳機能障がいに対する支援の検討・情報共有などを図っていきます。 高次脳機能障がい者を含む、障がい者の日中活動を支援している地域活動支援センターに対し助成します。
19	強度行動障がい者への支援 【障がい政策課】	事業者説明会などの場を通じて啓発活動を行うことで、事業者に対する強度行動障がいへの理解促進を図り、強度行動障がい者の支援の促進につなげます。
20	難病患者に対する支援 【予防対策課】	難病当事者団体によるピアカウンセリングや講演会を支援し、膠原病（こうげんびょう）※患者交流会を開催することで難病患者に対する支援を行います。

3 – 2 発達障がい者への切れ目のない支援の充実

番号	21	事業名	板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
担当課	障がいサービス課		
事業概要	成人期（概ね 16 歳以上）の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携などを行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取り組み、安心して利用できる居場所づくりを行います。		
年度別計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実 施	課題の抽出	支援の充実

番号	22	事業名	子ども発達支援センター事業の実施・充実
担当課	健康推進課		
事業概要	発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね 15 歳までの児童とその家族などを対象に、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカーによる個別の面接相談を行うことにより、家族などの子育てを支援します。		
年度別計画	令和3年度 専門相談の 実施・充実	令和4年度 専門相談の 実施・充実	令和5年度 専門相談の 実施・充実

番号	24	事業名	サポートファイルの作成・運用
担当課	障がいサービス課		
事業概要	発達障がいのある人など、本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」を作成し、効果的な活用を図ることで、切れ目のない支援につなげていきます。		
年度別計画	令和3年度 検討・作成	令和4年度 運用	令和5年度 運用

No.	事業名	事業概要
23	ほっとプログラムの実施 【子ども政策課】	児童館において、発達障がいなど配慮が必要な子どもとその保護者に対して、親子遊びを通して発達を促し、気軽にできる子育て相談などにより、経験が不足している親の子育てを支援するとともに、発達障がい児の早期発見、早期支援につなげます。

3-3 医療的ケアを必要とする人への切れ目のない支援の充実

番号	25	事業名	医療的ケア児等コーディネーターの配置					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、障がい児支援の体制強化を図ります。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	検討		配置	充実				

番号	26	事業名	重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、地域課題や対応策について、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として設置した「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を活用し、必要な支援の検討と成長過程を繋ぐ連携体制をとります。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	実態把握・課題抽出		検討・対応	検討・対応				

番号	28	事業名	医療的ケア児の受入環境の検討・整備 (児童発達支援事業所・放課後等デイサービス)					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	板橋キャンパス（都有地活用）において、医療的ケア児の受け入れも可能な児童発達支援事業所を整備します（令和5年3月予定）。 また、既存の事業所における受入環境の充実や新規事業所の参入を促進するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	既存事業所との連携 板橋キャンパスの調整 新設相談対応		既存事業所との連携 板橋キャンパスの整備 新設相談対応	既存事業所との連携 新設相談対応				

番号	29	事業名	医療的ケア児の受入環境の検討・整備 (保育園・幼稚園)
担当課	保育サービス課・学務課		
事業概要	<p>平成 28 年の児童福祉法改正を踏まえ、受入環境を整備したうえで、区立保育園における医療的ケア児の受け入れを行います。</p> <p>幼稚園については、重症心身障がい・医療的ケア児支援体制連絡会において、潜在需要の把握に努めるとともに、受入環境について検討を進めます。</p>		
年度別計画	令和 3 年度 (保育園) 実施 (幼稚園) 検討	令和 4 年度 (保育園) 実施 (幼稚園) 検討	令和 5 年度 (保育園) 実施 (幼稚園) 検討

番号	30	事業名	医療的ケア児の受入環境の検討・整備（小・中学校）
担当課	学務課・指導室		
事業概要	<p>庁内関係部署により構成される、重症心身障がい・医療的ケア児支援体制連絡会において、潜在需要の把握に努めるとともに、受入環境について検討を進めます。</p>		
年度別計画	令和 3 年度 検 討	令和 4 年度 検 討	令和 5 年度 検 討

No.	事業名	事業概要
27	在宅レスパイト事業の実施 【障がいサービス課】	医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児（者）に対し、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の休息（レスパイト※）を図り、心身の健康の向上につなげます。

3－4 精神障がい者への支援の充実

No.	事業名	事業概要
31	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備 【障がい政策課・予防対策課】	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしいくらしができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築に向けた検討・整備を進めます。構築にあたっては、保健・福祉・医療関係者による協議の場を活用し、地域課題の検証を行います。
32	こころの健康サポーターの養成・活動支援 【予防対策課】	メンタルヘルス※について正しい知識を持ち、適切に対処できる区民ボランティアを養成します。また、フォローアップ講座の開催や養成したサポーターの自主的な活動の支援を行います。
33	うつ病家族教室の実施 【予防対策課】	うつ病※・躁うつ病※で悩んでいる方を支えている家族が、病気の基礎知識や最新の治療法、家族の支援方法・ストレス対処法・社会復帰の方法などをグループワークを通して学びます。
34	精神保健教育の実施 【予防対策課】	区民向けに精神保健講演会、地域自殺対策研修（ゲートキーパー※養成）を開催し、精神障がいについての正しい知識の普及を図るとともに、地域精神保健福祉連絡協議会を開催し、精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進します。
35	精神保健福祉相談 【健康福祉センター】	精神疾患が疑われる方の対応方法や受診相談、精神障がい者の生活・社会参加に関して、本人及びその家族に対し所内相談や家庭訪問を行います。

3－5 依存症対策の推進

No.	事業名	事業概要
36	酒害（アルコール）ミーティングの実施 【予防対策課】	アルコール問題で困っている家族や、飲酒問題を抱えている本人に対して継続相談（ミーティング）を行い、正しい知識を身につけ健康問題の解決を図ります。
37	禁煙相談の実施 【健康推進課・健康福祉センター】	各健康福祉センターにおいて、禁煙のアドバイスなどを行うとともに、禁煙外来を紹介することで、自分にあった禁煙に取り組めるよう支援します。
38	薬物乱用防止推進事業の実施 【生活衛生課】	東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会などの関係機関などと協力して、危険ドラッグの不正使用などを撲滅するための啓発などに取り組みます。
39	ギャンブル等依存症相談の実施 【予防対策課・健康福祉センター】	保健所においてギャンブル等依存の特徴や問題の啓発を行うとともに、各健康福祉センターにおいて相談を受け付け、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげることで、依存症からの回復を支援します。

施策
4

障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの健やかな成長においては、障がいのない子どもと地域の中でともに育っていくことができる環境の構築が求められています。

そのため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで一貫して支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の整備や支援体制を構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

4-1 乳幼児期の療育・保育・教育の充実

番号	45	事業名	児童発達支援センターの整備・機能充実					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	発達に障がい、もしくは遅れや偏りのある就学前の児童に対する療育機関の整備を促進し、児童の成長を支える体制の強化を行います。また、地域における障がい児相談支援や関係機関などとの連携強化を図るため、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの拡充を図ります。							
年度別計画	令和3年度 3か所 (新規開設1か所)		令和4年度 3か所	令和5年度 3か所				

番号	53	事業名	児童発達支援事業所の整備・充実					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	東京都と連携して、情報提供や相談業務などを通じて整備（重症心身障がい児対応含む）を促進するとともに、児童相談所※の開設に伴う設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。							
年度別計画	令和3年度 事業所連絡会実施 新設相談への対応 事業所への指導検査		令和4年度 事業所連絡会実施 新設相談への対応 検査体制の強化・実施	令和5年度 事業所連絡会実施 新設相談への対応 検査体制の運用・充実				

No.	事業名	事業概要
40	乳児家庭全戸訪問事業 【健康推進課】	生後4か月までの乳児がいる全家庭に委託助産師、保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭には適切なサービス提供を行います。
41	乳幼児健康診査 【健康推進課】	区内に住所を有する乳幼児を対象に、健康福祉センターや指定医療機関で健康診査を実施することにより、心身の異常の早期発見と健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児ができるように支援します。
42	出張育児相談 【健康福祉センター】	乳幼児の健やかな育成のために、身体発育、精神発達、保護者の育児不安などに関し、保健師、栄養士、歯科衛生士などが行っている育児相談を、集会所など地域に出向き実施します。
43	乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット） 【健康推進課】	乳幼児の発達を支援するために、関係機関（専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小中学校、児童館、教育支援センター）が情報の共有化や支援体制の課題について検討する連絡会を開催し、有機的な連携体制を推進します。
44	あそびを通した早期発達支援事業 【健康福祉センター】	言葉や行動の発達に遅れの心配のある2歳児とその保護者に対して、グループでの親子あそびを通じて、児童の発達を促すとともに、経験が不足している親の子育てを支援します。
46	要支援児保育巡回指導 【保育サービス課】	区立・私立保育園等に入所している要支援児※の保育状況の観察及び指導助言を巡回して行います。
47	育成医療給付 【健康推進課】	身体に障がいがあり手術などにより機能回復が見込まれる場合に指定医療機関で受ける医療費を助成します。
48	心身障がい児歯科診療 【健康推進課】	一般の診療施設で治療の困難な心身障がい児の歯科診療を行います。
49	要支援児保育の実施 【保育サービス課】	保育が必要でかつ特別な配慮を要する児童を、保育園で健常児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進させ、福祉の向上を図ります。
50	臨床心理士※幼稚園巡回相談事業 【学務課】	身心障がい児教育の充実を図るために、巡回指導員が区立・私立幼稚園を巡回します。
51	発達支援のための親の会 【健康福祉センター】	発達に心配のある子どもの保護者が、保護者同士悩みを共有することで心理的負担を軽減し、育児に前向きに取り組み、子どもの成長を促す関わりが持てるよう、講座とグループワークを実施します。
52	障がい児療育事業・通所訓練事業 【障がいサービス課】	障がい児の療育を行う団体を助成します。

4 – 2 学齢期教育・放課後対策の充実

番号	61	事業名	放課後等デイサービスの整備・充実					
担当課	障がいサービス課							
事業概要	東京都と連携して、情報提供や相談業務などを通じて整備（重症心身障がい児対応含む）を促進するとともに、児童相談所の開設に伴う設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	事業所連絡会実施 新設相談への対応 事業所への指導検査		事業所連絡会実施 新設相談への対応	事業所連絡会実施 新設相談への対応 検査体制の強化・実施	事業所連絡会実施 新設相談への対応 検査体制の運用・充実			

No.	事業名	事業概要
54	特別支援教室の充実 【指導室】	通常の学級において特別支援教育の対象となる児童・生徒への教育的支援の充実を図るため、東京都が策定した「特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教室※を全小中学校に導入し運用します。
55	特別支援学級の整備・充実 【指導室】	知的障がいや発達障がいなど、特別な支援を必要とする児童・生徒への特別支援教育の充実を図るため、新たに特別支援学級※を整備します。
56	特別支援学級教員の専門性の向上 【指導室】	都立特別支援学校の支援を受けた特別支援学級が、区内小中学校へ成果を普及し、その成果を特別支援学級での指導に反映します。
57	あいキッズにおける要支援児の受入 【地域教育力推進課】	放課後、保護者が就労などにより家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、健常児との交流を図ります。また、各小学校で屋外・屋内（動的・静的）など目的別に拠点を設けてプログラムを開展します。
58	あいキッズにおける要支援児巡回指導 【地域教育力推進課】	専門的知識・経験を有する外部専門員があいキッズ※を巡回して、利用している要支援児の状況を観察し、指導助言を行います。
59	特別支援教育就学奨励費 【学務課】	特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの経費の一部を支給します。
60	特別支援アドバイザーの配置 【指導室】	通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な幼児・児童・生徒に対する担任及び特別支援コーディネーターへの助言・指導を行い、学校経営を支援します。
62	スクールソーシャルワーカーによる支援 【教育支援センター】	区立小・中学校に在籍する児童生徒の問題行動など（いじめ・不登校など）に対し、関係機関と連携しながらその児童生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けて支援を行っていくために、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
63	学校生活支援員の配置 【指導室】	学校生活支援員を配置し、特別支援学級や通常の学級に通う障がいのある子どもの指導への補助を行います。

(2) 基本目標2 安心して地域でくらし続けられるまち

施策
1

障がいのある人の就労の拡充

障害者雇用促進法※による法定雇用率※の引き上げをはじめとする、障がい者就労の促進に向けた政策を背景に、障がいのある人の就労意欲や企業の採用意欲が高まりを見せており、障がいのある人の雇用数が増加しています。

一方で、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けるためには、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、専門性の高い支援が求められています。

そのため、企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能を強化し、関係機関などと連携を図りながら、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。

また、就労機会の拡大を図るとともに、障がいの程度に応じた支援として、福祉施設などにおける就労の充実にも取り組んでいきます。

1 - 1 就労の促進と定着支援の充実

番号	64	事業名	板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク） 機能の充実					
担当課	障がい政策課							
事業概要	区内障がい者の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取り組みを進めます。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	新規就職者 115 人 就職後 1 年以上の職場定着率 90%以上		新規就職者 120 人 就職後 1 年以上の職場定着率 90%以上	新規就職者 125 人 就職後 1 年以上の職場定着率 90%以上				

番号	66	事業名	区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進
担当課	人事課・障がい政策課		
事業概要	障がい者活躍推進計画に基づき、区職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保を図っていきます。		
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	新規採用職員6名採用 障がい者活躍推進チームの運用	新規採用職員8名採用 障がい者活躍推進チームの運用	新規採用職員6名採用 障がい者活躍推進チームの運用

番号	67	事業名	チャレンジ就労の推進・拡充
担当課	障がい政策課		
事業概要	障がいのある人の一般就労へのステップとなるよう、区役所において就労経験を積む機会を提供し、障がいのある人の自立支援を図るとともに、区民や職員に障がい者理解の啓発を図ります。 また、雇用期間の拡充など、ニーズに即した制度への見直しを図ります。		
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	採用枠・雇用期間の拡充などの検討	対 応	対 応

番号	68	事業名	民間企業における障がい者雇用の促進
担当課	障がい政策課		
事業概要	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）を通じて、ニーズ把握による支援策の検討や就労支援機関との連携により、民間企業における障がい者雇用の促進を図ります。		
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ニーズ把握・検討	検 討	対 応

No.	事業名	事業概要
65	一般就労の促進に向けた支援の実施 【障がい政策課】	区内障がい者に就労を啓発し、また能力開発を支援しつつ、一般就労とその後の職場定着を支援します。
69	優先調達活動の推進 【障がい政策課】	区内就労支援事業所などに通う障がい者の工賃アップを図るため、毎年、障害者優先調達推進法に基づく「板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設などからの優先調達を推進します。
70	作業所等ネットワーク機能の強化 【障がい政策課】	障がいのある人の就労と社会参加を支援するため、区内施設などのネットワークを構築し、共同で商品のPRや製品販路、受注先の開拓などに取り組みます。

1－2 通所施設等の整備・支援

番号	73	事業名	就労移行・定着支援事業所の充実					
担当課	障がい政策課							
事業概要	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）などを活用し、事業所間の連携によるサービスの充実を図るとともに、民間事業所の参入促進に取り組んでいきます。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	就職状況等の把握・検討		検討	対応				

No.	事業名	事業概要
71	就労継続支援A型事業所の充実 【障がい政策課】	東京都と連携して、受入環境や相談の充実を図るほか、民間事業所の参入を促進するとともに、事業所の賃金確保に向けた助言・指導を行っていきます。
72	就労継続支援B型事業所の充実 【障がい政策課】	雇用契約に基づく就労が困難な人への働く場、知識・能力の向上訓練を行う場を計画的に確保するため、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。
74	区立福祉園利用者の能力向上の取組 【障がいサービス課】	区立福祉園等利用者の清掃訓練事業（区立三園福祉園を研修の場として使用）により、清掃技術の習得と就労に向けた能力の向上や就労の機会の向上をめざし、自立に向けた取り組みを行います。

施策
2

多様な生活の場の整備

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、生活基盤の確保が重要であるため、障がいのある人が安心してくらせるグループホームなど、多様な生活の場の確保に取り組んでいきます。

また、「親亡き後」も、住み慣れた地域で安心してくらし続けられる居住支援の機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の整備が求められていることから、必要な機能の整備・充実を図るとともに、多様な資源の連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を構築していきます。

2-1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保

No.	事業名	事業概要
75	グループホームの整備促進 【障がい政策課・障がいサービス課】	重度の方も含め、障がいのある人を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。
76	障がい者入所施設の枠の確保 【障がい政策課・障がいサービス課】	地域移行を促進することで区内入所施設における利用枠の確保を図るとともに、区外施設における入所枠の確保などの検討を進めます。
77	住まいの相談窓口の設置 【住宅政策課】	居住支援協議会が「板橋りんりん住まいのネット」を設置し、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行います。

2-2 地域生活支援拠点等の整備

番号	78	事業名	緊急時相談に対応できる環境の整備
担当課	障がい政策課		
事業概要	障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに必要なサービスのコードイネートや相談、その他の必要な支援を行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。		
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施状況を踏まえ検証	検証・見直し・充実	検証・見直し・充実

番号	79	事業名	緊急時の受入れ体制の整備・充実
担当課	障がい政策課		
事業概要	<p>介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能について、赤塚ホームにおける受入れの充実を検討するとともに、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の短期入所施設において、受入れ枠を確保します。（令和5年3月予定）</p> <p>また、受入れ枠の充実を図るため、民間の短期入所施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。</p>		
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所との連携体制の確保による充実 ・赤塚ホームの活用検討 ・板橋キャンパス整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所との連携体制の確保による充実 ・赤塚ホームの活用検討 ・板橋キャンパス整備 	検証・充実

番号	80	事業名	一人暮らしの体験の機会・場の確保
担当課	障がい政策課		
事業概要	<p>地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助（グループホーム）などの障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能について、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の共同生活援助施設（グループホーム）において、受入れ枠を確保します。（令和5年3月予定）</p> <p>また、受入れ枠の充実を図るため、民間の共同生活援助施設（グループホーム）との連携、協力体制の確保を検討していきます。</p>		
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	民間事業所との連携体制の確保による充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所との連携体制の確保による充実 ・板橋キャンパス整備 	検証・充実

番号	81	事業名	専門的人材の確保・養成					
担当課	障がい政策課							
事業概要	医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	実施状況を踏まえた検証		対 応	対応・充実				

番号	82	事業名	多様なニーズに対応できる連携体制の構築					
担当課	障がい政策課							
事業概要	コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、社会資源の連携体制の構築などを行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	実施状況を踏まえた検証		対 応	対応・充実				

施策
3

災害時の支援体制等の確立

令和元（2019）年秋に発生した台風15号及び19号では、障がいのある人が、災害時の避難行動などにおいて、様々なハンディキャップを抱えていることが改めて浮き彫りとなりました。また、令和2（2020）年前半から、世界的に大きな被害を及ぼしている新型コロナウイルス感染症においても、有事の際の対応について、準備の必要性が指摘されています。

そのため、地震や風水害をはじめとする災害発生時において、障がいのある人が安心・安全に生活し続けられるよう、災害時におけるBCP（業務継続計画）の整備・充実や、情報提供体制の確保、区民相互における支援体制づくりなど、きめの細かい支援体制の構築に取り組んでいきます。

3-1 安心・安全なくらしの確保

No.	事業名	事業概要
83	通所施設等におけるBCPの整備 【障がいサービス課】	区立福祉園において、福祉避難所として体制整備を進めるとともに、BCP（事業継続計画）に基づく福祉サービスの提供を図ります。
84	防災情報のユニバーサルデザイン化 【防災危機管理課】	日頃の備えになる情報や緊急性の高い情報などについて、紙媒体やネット環境など、様々な伝達手段を活用することに加え、伝わりやすい表現などに心がけることで、障がいのある人を含むだれもがいつでも防災情報を受け取ることができる環境を整備します。

3-2 災害時の体制の確立

No.	事業名	事業概要
85	避難行動要支援者登録名簿の作成・運用 【地域防災支援課】	避難行動要支援者※から外部提供に関する同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することにより、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。
86	自主防災組織等との連携による支援体制の強化 【地域防災支援課】	区民防災大学において災害時要配慮者講習を実施し、町会・自治会ごとに組織される住民防災組織やマンション管理組合による自主防災組織などの要配慮者支援体制の強化を図ります。
87	福祉避難所※の整備・環境の充実 【地域防災支援課】	避難行動要支援者の受入態勢確保のため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。

施策
4

文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

文化芸術活動やスポーツ、余暇活動の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、社会参加や人々の交流を促進し、相互理解の醸成にもつながるものです。

そのため、障がいのある・なしに関わらず、交流を深めることのできる文化活動や、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなる取り組みを進めていきます。

4－1 文化芸術・余暇活動の充実

No.	事業名	事業概要
88	障がい者（児）余暇活動支援の実施 【障がいサービス課】	障がい児の健全な成長のため、障がい児向け余暇活動を実施する団体へ指導員の派遣を行うとともに、成年期の就労啓発のため、企業で働く、又は働く意欲のある障がい者が交流の輪を広げる余暇活動交流会を実施し、相互交流を支援します。
89	図書館における障がい者向けサービスの充実 【中央図書館】	点字※・録音図書・音声デイジーフォト再生機の貸出、拡大読書器※の設置、対面朗読、宅配・郵送のサービスを実施します。 新しい中央図書館では、障がい者に配慮した設備や諸室を整備します。また、新たに音声デイジーフォト※の提供、図書読み上げ機を導入します。点字資料や音声デイジーフォトを開架に並べ閲覧できるようにします。
90	障がい者の文化芸術活動の支援 【障がいサービス課】	障がい者の文化芸術活動の成果を発表する場として、障がい者週間記念行事※などの活用により充実を図ります。
91	通所施設における文化活動の推進 【障がいサービス課】	区立福祉園や障がい者福祉センターなどにおいて実施する創作活動や地域交流会などを通じて、地域活動や余暇活動の充実を図ります。

4 – 2 ユニバーサルスポーツの推進

No.	事業名	事業概要
92	だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進 【スポーツ振興課】	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、東板橋体育館をバリアフリー※化するとともに、既存の体育館の改修・新築に併せ、バリアフリー化を進めるなど、だれもが気軽に参加できるスポーツ環境づくりを推進します。
93	障がい者スポーツの推進 【スポーツ振興課・障がいサービス課】	東京都障害者総合スポーツセンターとの連携を図り、障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツ大会やイベントの支援・PRを強化します。 「ふるさといたばし体操」をはじめとした手軽な運動の普及を図ります。 「板橋 City マラソン」における車いす 1 km の部の実施や、その他事業におけるボッチャ※体験の実施など、障がい者スポーツの推進を図ります。 障がい児・者水泳教室の実施や、障がい者レクリエーション・スポーツ教室及びボッチャ交流会の実施を通じて、障がい者スポーツの推進を図ります。
94	障がい者スポーツ大会の実施 【スポーツ振興課・障がいサービス課】	障がいのある人及びその家族が参加し、スポーツを楽しむことで社会参加・交流を図るとともに、区民の障がい者に対する理解の促進を図ります。また、障がいのない人の参加促進や広域にわたる地域を対象とした大会の開催について検討します。
95	障がい者スポーツを支える人材の育成・確保 【スポーツ振興課・障がいサービス課】	障がい者レクリエーション・スポーツ教室などの事業において、障がい者スポーツ指導員やボランティアの活動の場を提供することで、障がい者スポーツを支える人材の育成・確保に努めます。
96	通所施設におけるスポーツ活動の推進 【障がいサービス課】	区立福祉園や障がい者福祉センターなどにおいて実施するレクリエーションなどの日中活動を通じて、スポーツ活動の充実を図ります。
97	東京 2020 大会を契機とした普及活動の推進 【オリンピック・パラリンピック推進担当課】	東京 2020 大会の開催を契機として、オリンピック・パラリンピックムーブメントを推進するイベントの実施などを行い、区独自のレガシーを創出し、区民が魅力と活力を感じるまちを実現します。

(3) 基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

施策
1

差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

障がいのある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

そのため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を図るとともに、地域における交流の機会の創出や、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

また、障がい者の差別解消や虐待防止、権利擁護に資する普及啓発の一層の充実を図り、障がいのある人が安心してくらすことができる地域社会を構築していきます。

1 – 1 障がい者差別解消の推進

No.	事業名	事業概要
98	職員への障がい者差別解消研修の実施 【障がい政策課】	各種職層研修や職場内研修の機会を通じ、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて学ぶ機会を提供し、障がいのある人への対応の充実に取り組みます。
99	区民向け障がい者差別解消講演会の実施 【障がい政策課】	障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障がい及び障がいのある人への理解促進を図ります。
100	職員対応要領の見直し・啓発 【障がい政策課】	区職員が事務・事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や不当な差別的取扱いの例や合理的配慮の好事例を示した「障がいを理由とする差別の解消のための板橋区職員対応要領」を適宜見直し、障がいのある人への対応の充実に取り組みます。

1 – 2 虐待防止と権利擁護の促進

番号	101	事業名	板橋区障がい者虐待防止センターの運営					
担当課	障がい政策課							
事業概要	受付時間の延長などの検討や人材育成などの体制強化、虐待に関する意見交換の場を設けることで、虐待に対し、連携を図りながら迅速・確実に対応します。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	検討・計画		実 施	実 施				

番号	108	事業名	(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの設置					
担当課	児童相談所開設準備課							
事業概要	複雑多様化する児童虐待相談へきめ細かな対応や、児童相談行政における東京都と区の二元体制を解消し、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るため、児童相談所を区に設置します。							
年度別計画	令和3年度		令和4年度	令和5年度				
	施設竣工		施設開設	運 営				

No.	事業名	事業概要
102	虐待防止のための研修及び講習会の実施 【障がい政策課】	障がい者福祉施設や支援事業所などの職員向けに、障がい者虐待の防止と対応について学ぶ機会を提供し、障がい者虐待への適切な対応の確保と、虐待の起こらない環境の醸成に努めます。
103	成年後見制度の利用促進 【おとしより保健福祉センター・障がい政策課】	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断力の不十分な認知症高齢者や障がい者の権利や財産を守るため、成年後見制度※における利用支援を行います。
104	権利擁護体制の強化 【障がい政策課】	権利擁護いたばしサポートセンターにおいて実施している権利擁護に関する相談などの充実に向けて、板橋区地域自立支援協議会と連携を図り、連携体制の強化に努めます。
105	養育支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】	母子保健事業（健康福祉センター）との連携により、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期に発見し、心身の不安や育児負担の軽減を図るため、家庭の状況に応じて育児支援サービスにつなげます。
106	虐待防止支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】	関係部署・関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭や乳児健診診断未受診家庭を訪問し、児童虐待の予防的な観点から支援を行います。
107	児童虐待防止ケアシステム研修会 【子ども家庭支援センター】	児童虐待に関わる関係部署・関係機関の職員などを対象に、児童虐待防止への理解と援助技術を高める研修を実施し、虐待の未然防止、早期対応を行います。
109	要保護児童対策地域協議会 【児童相談所開設準備課・子ども家庭支援センター】	要保護児童※や要支援児童などの適切な保護・支援を図るために、関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行います。
110	権利擁護いたばしサポートセンター運営助成 【おとしより保健福祉センター】	地域の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分で十分に判断することができない人の権利や財産を守ることを目的に相談や支援を行うため、区が（社福）板橋区社会福祉協議会に対し、「権利擁護いたばしサポートセンター」に要する運営費の一部を助成します。

1 – 3 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

番号	111	事業名	障がい理解のための広報活動の推進
担当課	広聴広報課・障がいサービス課		
事業概要	区が発行する広報紙、情報誌、パンフレットなどを活用し、障がい及び障がい者に関する理解を促進します。また、学校や障がい者福祉施設などとの連携を図り、「障がい者週間記念行事」を中心に障がい理解のための広報活動を多様なメディアを活用して総合的に実施します。		
年度別計画	令和3年度 ・各種啓発紙の発行 ・障がい者週間記念行事 の実施	令和4年度 ・各種啓発紙の発行 ・障がい者週間記念行事 の実施	令和5年度 ・各種啓発紙の発行 ・障がい者週間記念行事 の実施

番号	113	事業名	障がい者理解促進事業の実施
担当課	障がいサービス課		
事業概要	障がい当事者を講師とし、小・中・高・大学及び町会・自治会、各種団体などに向けた福祉体験学習を実施するとともに、ふれあいコンサートなどの交流を行うことにより、障がいに対する区民の理解を深め、地域におけるノーマライゼーション※の普及、促進を図ります。		
年度別計画	令和3年度 参加者：5,300人	令和4年度 参加者：5,350人	令和5年度 参加者：5,400人

No.	事業名	事業概要
112	ヘルプカード※の普及促進 【障がいサービス課】	援助を必要とする障がい者が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードを配布します。
114	障がい者週間記念行事の実施 【障がいサービス課】	障がい者週間を記念し、各種事業、作品展示、販売を行うとともに、障がい者福祉の増進に努め、功績のあった方を表彰することにより、障がい者の社会参加の場を広げ、地域におけるノーマライゼーションの普及、促進を図ります。
115	スマイルマーケットの実施・充実 【障がい政策課】	板橋区役所本庁舎・赤塚支所・都営三田線高島平駅（高島平駅ナカ店）において、区内の障がい者施設で製造したお菓子や雑貨を販売する場を設けることで障がい者の就労訓練及び工賃向上を図ります。
116	人権擁護に関する意識の啓発 【障がい政策課】	障がい者週間記念行事や各種イベント及び区の公式ホームページなどを通じて、差別解消や虐待防止などの人権擁護の必要性について周知・啓発を図ります。

1 – 4 意思疎通支援の充実

No.	事業名	事業概要
117	情報通信機器等の活用の促進 【障がいサービス課】	施設利用者からパソコンなどの情報通信機器の利用に関する相談を受け付けることで、障がいのある人のＩＣＴの活用の促進を図ります。
118	福祉ボランティア活動の支援 【障がい政策課】	手話通訳、点訳、朗読の福祉ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、福祉ボランティア活動の普及に努めます。
119	意思疎通支援事業の実施 【障がいサービス課】	障がいのある人の意思疎通を仲介するための意思疎通支援事業の実施・充実を図ります。また、手話通訳者研修を充実し、通訳者の質の向上を図ります。
120	手話講習会の実施 【障がいサービス課】	手話講習会にて、入門、実践、専門、通訳養成コースを実施し、手話の普及を図り、聴覚障がい者への理解を深めるとともに、手話通訳者を育成します。

1 – 5 地域交流機会の確保

No.	事業名	事業概要
121	障がい者と地域の相互交流の推進 【障がいサービス課】	商店街などの地域主体が実施するイベントに、区立福祉園などが共同参画することを支援し、障がい者と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
122	障がい者のボランティア活動等への参加促進 【地域振興課】	いたばしボランティア総合支援センターとの事業を通じて、ボランティア・NPO活動の文化的定着を目的とした取り組みにおいて、障がい者のボランティア活動の場を創出し、参加促進につなげます。

施策
2

福祉のまちづくりの推進

板橋区では、平成 29（2017）年に、将来像を「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまちいたばし」とする、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 を策定し、大人、子ども、高齢者、外国人、障がい者など、すべての人が過ごしやすい安心・安全な環境を整えるための取り組みを進めています。

今後も、公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を進めていくとともに、心のバリアフリーの浸透を図るなど、ハード、ソフト両面の取り組みにより、福祉のまちづくりを着実に推進していきます。

2－1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

No.	事業名	事業概要
123	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 の推進 【障がい政策課】	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、だれもがくらしやすい社会の実現をめざすユニバーサルデザインの理念に基づく「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画」を着実に推進し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。
124	公園のユニバーサルデザイン化の推進 【みどりと公園課】	ユニバーサルデザインに基づいた公園・緑地などの改修を行います。
125	鉄道駅エレベーターの設置誘導 【障がい政策課】	鉄道駅エレベーターの複数ルートの整備について、関係機関との必要な協議・調整を行い、駅のユニバーサルデザイン化を推進します
126	鉄道駅ホームドアの設置誘導 【都市計画課】	鉄道駅の安全性向上のため、ホームドア設置について、関係機関と協議・調整を行い、整備を促進します。
127	区道の補修（歩道の段差解消） 【工事設計課】	区道の補修に合わせ、歩道の横断勾配や車道との段差の緩和をするとともに、横断歩道部には視覚障がい者、車いす利用者双方に配慮した BF ブロック（板橋区型ゼロ段差ブロック）を設置し、だれもが安全に利用できる環境の整備を行います。

2 – 2 行政サービス等における配慮の促進

No.	事業名	事業概要
128	区の刊行物等における障がい者等への配慮 【広聴広報課・区議会事務局】	広報いたばし、区議会だよりなど、区の刊行物について、点字版、音声版などを作成するとともに、読みやすさや色などに配慮します。
129	本庁舎サインの適正な維持管理 【契約管財課】	だれもが見やすくわかりやすい案内となるよう、「本庁舎サイン整備基本方針」に基づき作成した区役所本庁舎内のサインについて、引き続き適正な維持管理を行います。また、本庁舎以外の施設の改築などの際に、必要な情報提供を行います。
130	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大 【IT 推進課・経営改革推進課】	デジタル手続法の施行や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、行政におけるデジタルトランスフォーメーションが求められています。その一環として、区で取り扱う行政手続きのオンライン申請化を進めています。 区民目線に立ちながら、可能な限り来庁せずにだれでも簡単に申請できるように、申請自体のあり方を改革することで、区民の利便性の向上及び職員の働き方改革を実現していきます。
131	インターネット・SNS 等を活用した情報提供・情報交流の促進 【広聴広報課・IT 推進課・防災危機管理課】	区の公式ホームページにおいて、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定などバリアフリー化をさらに推進し、障がい者に配慮した情報提供・情報交流を進めます。また、電子申請などインターネットの高度活用により、行政手続きにおける利便性の向上を図ります。各課と連携して、緊急情報・区政情報をメールやSNSなどで配信し、適時適切な情報提供に努めます。
132	おでかけマップの管理・充実 【障がい政策課】	高齢者、子育て世代、外国人、障がい者などを対象に、赤ちゃんの駅※やだれでもトイレの情報などを掲載した「おでかけマップ」を管理・運営することで、すべての人の社会参加を促進します。
133	ユニバーサルデザインガイドラインの更新 【障がい政策課】	区、区民、地域活動団体、事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの項目をまとめた「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」について、新しく確立された配慮事項や技術の進歩、ニーズの変化などによるノウハウの蓄積などを踏まえ、常に見直しを図り、最新情報に更新・公開することで、ユニバーサルデザインの意識啓発と行動変容を促進します。

コラム

05

「地域共生社会」の実現をめざして 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」は、日本が障害者権利条約を締結する際の国内法の整備の一環として定められたもので、平成28年4月1日から施行されました。

障害者差別解消法で主に定められている事項は、**障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者への合理的配慮の提供の義務**の2つです。

障害者差別解消法における障がい者とは？

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者、とされており、障害者手帳を持っていない人も対象になります。また、法律施行前の当事者団体等との話し合いをもとに、板橋区の対応規程には高次脳機能障がいや難病も障がいに含まれることを明記しています。

障がいを理由とする不当な差別的取り扱いとは？

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。

法律では、区役所などの行政機関、お店などの民間企業が差別を行うことを禁止しています。

また、正当な理由とは、客観的に見て正当であり、やむを得ないと言える場合のことであり、「今までそうだった」、「そういう決まりだから」という理由で行事への参加や施設の利用を拒んだりすることはできません。

合理的配慮とは？

障がい者から社会的障壁の除去を必要としているという意思の表明があった場合（困っていることがあって、助けてほしいという申し出があった場合）に行われる必要かつ合理的な配慮のうち実施に伴う負担が過重でないもののことです。

法律では、区役所などの行政機関に合理的配慮を義務とし、お店などの民間企業には努力義務（可能な限り努めること）としています。

また、東京都では「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（略称：東京都障害者差別解消条例）」が平成30年10月1日に施行されました。この条例ではお店などの民間企業でも合理的配慮を義務としています。

コラム
06

板橋区ユニバーサルデザイン ガイドライン

板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 で定めた将来像「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし」を実現するための手引きとして、平成 29 年度に「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

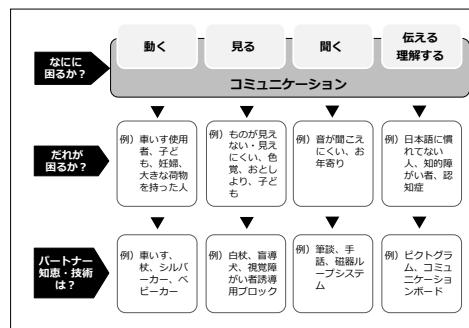
ガイドラインには多様な人がともに支え合い、くらすうえで大切な基本的な動作（動く、見る、聞く、伝える・理解する）をもとに、困りごと、対象者、不安が例示されています。また、人が生活する舞台となる「事業（イベント・サービス）と施設」を対象として、それぞれの配慮事項が整理されています。

この他にも、困りごとをサポートするパートナーや知恵・技術の紹介、色の理解や文字の表現方法などがまとめられています。

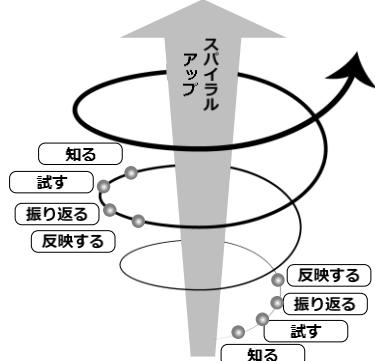
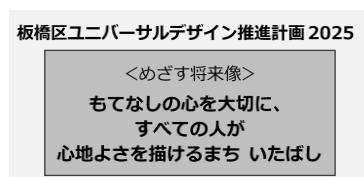
ガイドラインは作って終わるのではなく、「スパイラルアップ（= 絶えず更新する）」

の考え方のもと策定しています。そのため、新しく確立された配慮事項や技術の進歩、ニーズの変化などによるノウハウの蓄積等を踏まえ、常に見直しを図り、最新情報に更新していきます。

なお、ガイドラインは区ホームページで公開しています。



【図1】豊かなコミュニケーションのために想像力を育む思考のステップ（UD ガイドラインより引用）



【図2】ガイドラインと将来像の関係
(UD ガイドラインより引用)

第3部 障がい福祉計画（第6期）・ 障がい児福祉計画（第2期）



第1章 障がい福祉計画（第6期）

- 1 障がい福祉計画（第6期）の位置付け
- 2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策
- 3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策
- 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策
- 5 障がい福祉計画（第6期）におけるサービス見込量一覧

4

障がい福祉計画（第6期）

障がい福祉計画（第6期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

障害者総合支援法に基づく、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする法定の計画であり、障がい者計画2023の実施計画に相当する計画です。

令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

地域生活支援拠点等が有する機能の充実や、障がい福祉サービス等の質の向上、相談支援体制の充実・強化など、国の基本指針に基づき、6項目に係る9つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取り組みを進めていきます。

障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

障害者総合支援法に基づき、障がい者などが自立した日常生活や社会生活が営めるよう実施する地域生活支援事業について、サービスの見込量を定め、見込量の確保及び利用者ニーズに即した事業の充実に取り組みます。

障がい福祉計画（第6期）におけるサービス見込量一覧

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業において必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

第3部 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）

第1章 障がい福祉計画（第6期）

1 障がい福祉計画（第6期）の位置付け

障がい福祉計画(第6期)は、障害者総合支援法第88条に基づき、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを期間とする、区の障害福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。

2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、共同生活援助(グループホーム)、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで令和5(2023)年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は、以下の2点を基本としています。

- ① 令和元(2019)年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ② 令和元(2019)年度末の施設入所者数を1.6%以上削減する。

区における令和元(2019)年度末の施設入所者数は394人となっています。そのため、令和5(2023)年度末において、施設入所者を24名以上地域移行するとともに、7名以上削減することを目標とし、この実現に向け、地域生活支援拠点等の整備・充実などにより、地域生活を希望される方が安心してくらせる環境を構築していきます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国的基本指針では次の3点を目標値として設定することとしています。

- ① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
316日以上
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数
平成30（2018）年度から約28.5%～38.4%減
- ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）

これについては、東京都の障がい福祉計画において目標値が設定されることとなっています。

区においては、障がい福祉計画（第5期）の目標に基づき設置した協議の場を活用し、精神障がいのある人が安心してくらすことのできる地域包括ケアシステムの構築に向けた検討・整備を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国的基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

そのため、区における地域生活支援拠点等の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を確保するとともに、その機能の充実のため、板橋区地域自立支援協議会などを活用し、運用状況の検証及び検討に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5（2023）年度末における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上（うち、就労移行支援事業：1.30倍以上、就労継続支援A型事業：1.26倍以上、就労継続支援B型事業：1.23倍以上）とすることとされています。

また、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業※を利用するとともに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数を7割以上とすることとしています。

① 一般就労への移行者数

令和元（2019）年度の1.27倍以上

（うち、就労移行支援：1.30倍以上、就労A型：1.26倍以上、就労B型：1.23倍以上）

② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用

③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上の事業所

区における令和元（2019）年度の一般就労への移行者は83人となっています。

そのため、令和5（2023）年度末において、一般就労への移行者を108名以上とし、そのうち、就労移行支援事業利用者を90名以上、就労継続支援A型事業利用者を4名以上、就労継続支援B型事業利用者を14名以上とすることを目指します。

また、一般就労する移行者108名の76名以上が就労定着支援事業を利用するとともに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数を7割以上にすることを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

そのため、基幹相談支援センターを中心に、様々な障がい種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実に取り組みます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくために、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むこととしています。

そのため、東京都が実施する研修などについて、民間事業者への周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組みます。また、令和4（2022）年7月からは、児童相談所設置自治体として、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの指導・検査業務を担うこととなることから、この機を捉え、他の障がい福祉サービス事業所も含めた指導・検査体制の充実に取り組んでいきます。

【障がい福祉計画（第6期）における計画目標】

項目	国的基本指針	目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者	24名以上
	施設入所者数	7名以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	協議の場を活用した検討・整備
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保・充実	地域生活支援拠点等の確保・充実に向けた検証・検討
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者	108名以上 ・移行支援：90名以上 ・就労A型：4名以上 ・就労B型：14名以上
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者	76名以上
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	5事業所以上
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等	実施
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上	実施

3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策

前項の目標達成に向け、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

なお、見込量については、平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護保険の訪問介護事業者などと併設するケースが多く、事業所も多数参入している状況があります。そのため、情報提供やサービスの質の向上を図る支援などにより、見込量の確保を図っていきます。

① 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や家事の支援などを行います。

利用時間は見込量に達していないものの、利用者数は見込量を超え、増加傾向にあります。

障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化により、今後もサービス量は増加すると予測し、見込量を設定します。

		第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 / 月	見込量	935	975	1,015	1,158	1,183	1,208
	実績	1,082	1,108	1,133			
時間 / 月	見込量	14,586	15,210	15,834	14,256	14,556	14,856
	実績	13,671	13,656	13,956			

※令和 2 年度実績は見込量

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び知的・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に、自宅での家事や入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

利用時間は見込量に近い実績となっていますが、利用者数は見込量を大きく超え、増加傾向にあります。

障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化により、今後もサービス量は増加すると予測し、見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数／月	見込量	55	56	56	158	168	178
	実績	131	138	148			
時間／月	見込量	16,828	17,001	17,174	20,273	21,553	22,833
	実績	16,621	17,713	18,993			

※令和2年度実績は見込量

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。

利用者数、利用時間ともに見込量を上回っており、微増傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数／月	見込量	151	152	152	209	214	219
	実績	194	199	204			
時間／月	見込量	4,370	4,428	4,486	4,795	4,910	5,025
	実績	4,488	4,565	4,680			

※令和2年度実績は見込量

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人へ、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。

令和元（2019）年度から利用者が2名となり、利用時間も増加しています。

今後も同様の利用が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数／月	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	1	2	2			
時間／月	見込量	60	60	60	35	35	35
	実績	8	31	35			

※令和2年度実績は見込量

⑤ 重度障害者等包括支援

四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な状態で、常に介護を必要とし、意思疎通が難しい人に、居宅介護などのサービスを包括的に行います。

平成18(2006)年度以降、利用実績はなく、脳性まひ者については、東京都重度脳性まひ者介護事業を利用している状況にあることから、今後もサービス見込量を0とします。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対象者数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

利用日数は見込量に達していないものの、利用者数は見込量を超え、微増傾向にあります。

今後も同様の傾向が見込まれるため、特別支援学校※の卒業生の推移なども勘案し、見込量を設定します。また、高齢化や障がいの重度化などの状況を踏まえ、重症心身障がいのある人への対応も図っていきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	886	893	900	960	985	1,010
	実績	885	910	935			
人日 / 月	見込量	17,692	18,092	18,592	18,365	18,840	19,315
	実績	17,444	17,415	17,890			

※令和2年度実績は見込量

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に、必要な訓練など行います。

利用人数は見込量を上回っているものの、利用日数は、年度によってばらつきのある状況となっています。今後は、高齢化や障がいの重度化に伴い、利用が増加することが考えられるため、実績をベースに、微増傾向するものとして見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	5	5	5	8	9	10
	実績	6	6	7			
人日 / 月	見込量	65	65	65	71	80	89
	実績	65	53	62			

※令和2年度実績は見込量

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事など、日常生活能力を向上するための訓練などを行います。また、生活などに関する相談及び助言などの支援も行います。

利用人数、利用日数ともに見込みを大きく下回っている状況です。これについては、生活などに関する相談について、就労移行支援を利用する方が多くいることが影響していると考えられます。そのため、今後も同水準の利用が続くものとして、実績をベースに見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	74	85	97	42	42	42
	実績	59	42	42			
人日 / 月	見込量	1,966	2,168	2,370	753	753	753
	実績	1,075	753	753			

※令和2年度実績は見込量

④ 就労移行支援

一般就労などを希望し、企業などへの雇用又は在宅就労が見込まれる障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

利用人数及び利用日数ともに見込みを上回り、増加傾向にあります。

障がい者の法定雇用率の引き上げや、働きやすい環境の整備の促進を背景に、今後も利用の進展が見込まれることから、民間事業所の参入を促進し、サービスの確保に努めています。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	172	184	197	253	283	313
	実績	166	193	223			
人日 / 月	見込量	2,758	2,947	3,147	3,995	4,475	4,955
	実績	2,637	3,035	3,515			

※令和2年度実績は見込量

⑤ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行います。

利用人数及び利用日数ともに見込量を下回る状況となっていますが、平成30(2018)年度に創設されたサービスであり、今後、サービスの浸透とともに、障がい者雇用の促進により需要の増加が見込まれます。

そのため、板橋区地域自立支援協議会における就労支援部会などを活用し、事業所間の連携によるサービスの充実を図るとともに、適切な情報提供による民間事業所の参入促進を図り、サービスの確保に努めています。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	60	120	180	154	199	244
	実績	17	64	109			
人日 / 月	見込量	120	240	360	154	199	244
	実績	17	64	109			

※令和2年度実績は見込量

⑥ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

利用者数及び利用日数ともに見込量を上回る状況となっており、特に利用日数は増加傾向にあります。

障がい者雇用の促進に伴い、A型を利用する障がい者のうち、一般就労へ移行される方も見込まれる一方で、今後も一般就労へのステップアップとしてA型の利用が見込まれることから、実績をベースに増加傾向として見込量を設定します。

また、民間事業所の参入促進を図り、障がいのある人の選択肢を増やすとともに、事業所の賃金確保に向けた指導を行っていきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	49	49	49	58	61	64
	実績	49	52	55			
人日 / 月	見込量	931	931	931	1,123	1,180	1,237
	実績	936	1,009	1,066			

※令和2年度実績は見込量

⑦ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

利用者数及び利用日数ともに見込量を上回り、増加傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くと見込まれることから、特別支援学校の卒業生の推移なども勘案し、見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	783	802	821	903	933	963
	実績	810	843	873			
人日 / 月	見込量	12,926	13,301	13,642	14,602	15,082	15,562
	実績	13,214	13,642	14,122			

※令和2年度実績は見込量

⑧ 療養介護

医療と常時介護が必要な人へ、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をしています。

見込量をやや下回る利用実績となっており、近年は横ばい状態となっています。

今後は、高齢化に伴い利用が増えることが想定されることから、実績をベースに微増傾向として見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	64	68	72	73	78	83
	実績	62	63	68			

※令和2年度実績は見込量

⑨ 福祉型短期入所（ショートステイ）

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）、障がい者支援施設などの施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

利用者数及び利用日数ともに見込量を上回る実績となっており、利用が大きく増加している傾向にあります。

介護者の高齢化などの状況も踏まえ、今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

利用ニーズに応じたサービスの提供体制を確保するため、適切な情報提供などを通じて、民間事業所の参入を促進していきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人 / 月	見込量	138	142	147	329	374	419
	実績	193	239	284			
人日 / 月	見込量	1,569	1,619	1,669	2,301	2,616	2,931
	実績	1,512	1,671	1,986			

※令和2年度実績は見込量

⑩ 医療型短期入所（ショートステイ）

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）、病院などの医療系施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

利用者数及び利用日数ともに見込量を上回る利用実績となっており、また、利用が増加している傾向にあります。

今後も緩やかに増加傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
人 / 月	見込量	31	32	33	48
	実績	30	36	42	
人日 / 月	見込量	165	170	175	280
	実績	152	208	244	

※令和2年度実績は見込量

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）、精神科病院などから退所、退院した人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談、助言などを行います。

見込量を下回る利用実績となっていますが、徐々に利用が増加している状況となっています。

平成30（2018）年に新設されたサービスであるため、制度の浸透により、今後も緩やかな増加傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
人 / 月	見込量	10	10	10	10
	実績	1	4	7	

※令和2年度実績は見込量

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助・入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

見込量を下回る利用実績となっていますが、増加傾向にあり、利用を求める声が多くあります。今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

また、重度の障がい者への対応も求められていることから、板橋キャンパス（都有地活用）における障がい福祉サービス事業所の整備にあたって調整を図り、令和5（2025）年3月に、定員14名（重度重複障がい者3名含む）の枠が確保される予定となっています。今後も適切な情報提供による民間事業者の参入を促進するとともに、公共用地などの活用も含め、ニーズへの対応を図っていきます。

人 / 月	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	363	392	421	431	461	491
実績	345	371	401			

※令和2年度実績は見込量

③ 施設入所支援

施設入所者に、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

利用は減少傾向にあり、実績は見込量を下回る状況となっています。

見込量については、第6期計画における入所者数の目標を踏まえ設定し、地域生活支援拠点等の整備・充実をはじめとする地域でくらせる環境の構築や、日常生活における支援の充実により、地域移行の促進を図っていきます。

人 / 月	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	394	392	390	384	383	382
実績	397	389	385			

※令和2年度実績は見込量

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスなど、利用者的心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容などを定めたサービス等利用計画※の作成を行います。また、サービス等利用計画について、一定期間ごとにモニタリングし、その結果などを踏まえて、サービス等利用計画の見直しを行います。

計画相談に係る理解の促進を通じ、サービス等利用計画に基づく障がい福祉サービスの利用に取り組んできた結果、見込量を上回る実績となっています。

「板橋区障がい者実態調査」において、いずれの障がいにおいても利用ニーズが高く、今後も増加が見込まれることから、実績をベースに、伸び率を見込んで見込量を設定します。

なお、自分で計画を作成するセルフプランにより対応をしている人が一定数いることから、民間事業者の参入を促進していくとともに、事業所連絡会や地域自立支援協議会相談支援部会などを通じ、区及び民間事業者などが連携して課題解決に向けた取り組みを進め、希望する人が計画相談支援を利用し、より適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人／月	見込量	350	375	391	600	690	780
	実績	324	420	510			

※令和2年度実績は見込量

② 地域移行支援

施設や精神科病院などに入所、入院されている人に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

利用実績は増加傾向にあるものの、見込量を下回る状況となっています。

第6期計画に掲げる入所者数の目標を踏まえ、見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人／月	見込量	15	15	15	13	15	17
	実績	5	9	11			

※令和2年度実績は見込量

③ 地域定着支援

居宅において、単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時などの相談に対応します。

利用実績は、見込量を下回る状況となっており、大きな変動はない状況となっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

人 / 月		第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	6	6	6	10	13	16
	実績	3	4	7			

※令和 2 年度実績は見込量

4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。

計画期間におけるサービスの見込量を定め、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

区内の町会・自治会、小中高等学校及び各種団体への福祉体験学習を実施や、ヘルプカードの普及などを通じて、障がい者などに対する理解を深めます。

令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉体験が中止となるなど、実績が見込量を下回る結果となっています。

障がいや障がいのある人への理解促進の充実を図るため、第5期計画を上回る見込量を設定し、達成に向けた周知・普及活動に取り組んでいきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉体験学習・ 交流会・研修会 (人)	見込量	5,000	5,050	5,100	5,300	5,350	5,400
	実績	5,149	4,334	4,741			

※令和2年度実績は見込量

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用の支援や、申し立てを行う親族がない場合に区長が申し立てことにより、障がい者の権利擁護を図ります。また、後見人などの報酬を負担することが困難な障がい者に対し、費用を助成します。

区長申立及び報酬費用助成ともに見込量を下回る状況となっています。微増傾向にあることから、実績をベースに見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
区長申立 (件)	見込量	10	10	10	5	5	5
	実績	3	3	3			
報酬費用助成 (件)	見込量	168	168	168	156	168	180
	実績	98	110	122			

※令和2年度実績は見込量

③ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者などの相談業務を円滑に運営するため、各福祉事務所に手話相談員を配置します。また、意思疎通に支障のある障がい者がコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視覚障がい者に点訳サービスを実施します。

手話相談員設置事業については、計画量に基づく相談員を配置し、聴覚障がい者への相談に対応してきました。現状の体制により対応が図れている状況にあるため、第6期計画においても同様の事業量を設定し、対応を図っていきます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績が減少しましたが、計画期間においてはほぼ見込量どおりの実績となっており、微増傾向となっています。そのため、今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

公文書点字化サービスについては、継続的に実施することで、視覚障がいのある人への情報保障に取り組んでいきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話相談員設置事業 (設置者数)	見込量	6	6	6	6	6	6
	実績	6	6	6			
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業(年延利用人数)	見込量	4,000	4,100	4,200	4,150	4,170	4,190
	実績	4,050	4,130	3,800			
公文書点字化サービス	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

※令和2年度実績は見込量

④ 日常生活用具給付等事業

障がい者などが日常生活を円滑に送ることができるよう、自立生活支援用具などの日常生活用具費を支給します。

用具により、見込量を上回るものや下回るものもありますが、全体として実績は増加傾向にあります。

今後も緩やかに増加するものと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具 (件)	見込量	35	40	45	40	40	40
	実績	29	30	30			
自立生活支援用具 (件)	見込量	125	130	135	120	120	120
	実績	106	76	90			
在宅療養等支援用具 (件)	見込量	70	75	80	80	80	80
	実績	54	92	73			
情報・意思疎通支援用具 (件)	見込量	135	140	145	150	150	150
	実績	134	176	155			
排せつ管理支援用具 (件)	見込量	8,800	8,900	9,000	8,350	8,350	8,350
	実績	7,930	8,099	8,014			
居宅生活動作補助用具 (件)	見込量	30	30	30	20	20	20
	実績	13	18	20			

※令和2年度実績は見込量

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流促進のため、手話技術に係る講習や講義などを実施し、日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

各年度ともに見込量を下回る実績であり、参加者数も減少傾向にあります。

(令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止)

聴覚障がい者の社会参加やコミュニケーションの促進を図るために、手話の扱い手を増やしていくことが重要であることから、第5期計画と同様の見込量を設定し、その実現に向けた周知・普及啓発の充実などに取り組んでいきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話講習会 終了者数（人）	見込量	200	200	200	200	200	200
	実績	185	159	未実施			

※令和2年度実績は見込量

⑥ 移動等支援事業

屋外での移動が困難な障がい者などに、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。また、視覚障がいのある人に代筆・代読の支援をします。

利用実績については、年度によるばらつきはあるものの、増加傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量の設定を行います。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	見込量	290	300	310	330	340	350
	実績	281	313	320			
年間延利用者数	見込量	10,000	10,500	11,000	10,922	11,072	11,222
	実績	10,461	10,622	10,772			
年間延利用時間数	見込量	108,000	113,000	118,000	111,170	112,670	114,170
	実績	114,771	108,170	109,670			

※令和2年度実績は見込量

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、通所にて創作的活動や生産活動の機会などを提供し、社会との交流の促進を支援します。

I型の事業所においては、相談事業や専門職員（精神保健福祉士など）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

II型の事業所においては、機能訓練、社会適応訓練など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

I型・II型ともに、実利用者数の実績が見込量を下回っていますが、おおむね横ばい傾向となっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

III型は、障がいのある人のための援護事業の実績が5年以上ある、地域の障がい者団体などが行う援護事業です。区内において担い手がない状況が継続しており、参入予定もないため、見込量を0としています。今後は、ニーズなどを踏まえ、参入促進に向けた働きかけなどを検討していきます。

			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
I型	実施箇所数	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
	実利用者数	見込量	300	300	300	270	270	270
		実績	269	253	260			
II型	実施箇所数	見込量	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4			
	実利用者数	見込量	140	140	140	140	140	140
		実績	137	129	133			
III型	実施箇所数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	実利用者数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※令和2年度実績は見込量

(2) 任意事業

① 日常生活支援

i 日中一時支援

一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護についての負担軽減を図ります。

平成 30 (2018) 年度については、見込量を大きく上回る利用実績となっていましたが、令和元 (2019) 年度に、多数の利用実績のあった事業所の閉鎖があったことから、見込量を下回る状況となっています。

そのため、見込量は、民間事業所における供給量を踏まえた実績をベースに設定します。

日中一時支援事業所については、利用を求める声があることから、民間事業所の参入を促進していくとともに、令和 3 (2021) 年に改定される報酬単価の動向に注視しながら、安定的な運営が実現しうる支援の方法を検討していきます。

日 / 年	第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量	4,500	5,000	5,500	2,500	2,500	2,500
実績	6,137	2,447	2,500			

※令和 2 年度実績は見込量

ii 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の障がい者を対象に、訪問による居宅での入浴サービスを実施します。

利用実績は、見込量を下回る状況の中、年度によるばらつきはあるものの、概ね横ばい傾向となっています。

高齢化や障がいの重度化を背景に、利用ニーズが高まっていくことが想定されるため、それらを踏まえた見込量を設定します。

日 / 年	第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
実績	1,442	1,396	1,419			

※令和 2 年度実績は見込量

② 社会参加支援

障がい者の社会参加を促進するため、各種の社会参加支援事業を実施します。

令和2（2020）年度においては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を図るため、スポーツ・レクリエーション教室や障がい者週間記念行事の開催を中止したため、実績が未実施となっています。

社会参加支援に係る事業は、障がいのある人の社会参加の促進だけではなく、障がいや障がい者への理解を推進し、だれもがくらしやすい地域共生社会の実現につながるため、今後も事業の実施に取り組んでいきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	未実施			
文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	未実施			
自動車運転免許 取得費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
自動車改造費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

※令和2年度実績は見込量

③ 権利擁護支援

障害者虐待防止法に基づき、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることがないよう支援に取り組みます。

障がい者福祉センター内に「板橋区障がい者虐待防止センター」を設置し、通報への適切な対応により、障がいのある人の権利擁護に取り組んでいます。

今後も迅速・確実な対応を図っていくとともに、障がい者虐待に係る周知・啓発を図っていくことで、地域全体で見守る体制を構築していきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者虐待 防止対策支援	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

※令和2年度実績は見込量

④ 就業・就労支援

障がい者の社会復帰や自立の促進を図るため、就労・就業支援に関わる事業を実施します。

更生訓練費支給事業については、利用ニーズが少なく、実績がほぼない状況に鑑み、平成30（2018）年度をもって事業廃止としました。

今後は、利用者の状況に応じて知的障がい者職親支援委託を継続するとともに、就労に係る障がい福祉サービスの提供による就労・就業支援を図っていきます。

		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
更生訓練費支給	見込量	実施	実施	実施			
	実績	実施	廃止	廃止			
知的障がい者 職親委託	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

※令和2年度実績は見込量

5 障がい福祉計画（第6期）におけるサービス見込量一覧

(1) 障がい福祉サービス

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 等	人数／月	1,487	1,527	1,567	1,607
		時間分	37,664	39,359	41,054	42,749
	生活介護	人数／月	935	960	985	1,010
		人日／月	17,890	18,365	18,840	19,315
	自立訓練 (機能訓練)	人数／月	7	8	9	10
		人日／月	62	71	80	89
	自立訓練 (生活訓練)	人数／月	42	42	42	42
		人日／月	753	753	753	753
	就労移行支援	人数／月	223	253	283	313
		人日／月	3,515	3,995	4,475	4,955
日中活動系	就労定着支援	人数／月	109	154	199	244
		人日／月	109	154	199	244
	就労継続支援 (A型)	人数／月	55	58	61	64
		人日／月	1,066	1,123	1,180	1,237
	就労継続支援 (B型)	人数／月	873	903	933	963
		人日／月	14,122	14,602	15,082	15,562
	療養介護	人数／月	68	73	78	83
	福祉型短期入所 (ショートステイ)	人数／月	284	329	374	419
		人日／月	1,986	2,301	2,616	2,931
居住系	医療型短期入所 (ショートステイ)	人数／月	42	48	54	60
		人日／月	244	280	316	352
	自立生活援助	人数／月	7	10	13	16
	共同生活援助 (グループホーム)	人数／月	401	431	461	491
	施設入所支援	人数／月	385	384	383	382
	計画相談支援	人数／月	510	600	690	780
	地域移行支援	人数／月	11	13	15	17
	地域定着支援	人数／月	7	10	13	16

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業				
福祉体験学習・区民交流会・研修会 (人)	4,741	5,300	5,350	5,400
成年後見制度利用支援事業				
区長申立(件)	3	5	5	5
報酬費用助成(件)	122	156	168	180
意思疎通支援事業				
手話相談員設置事業(設置者数)	6	6	6	6
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (人)	3,800	4,150	4,170	4,190
公文書点字化サービス	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具(件)	30	40	40	40
自立生活支援用具(件)	90	120	120	120
在宅療養等支援用具(件)	73	80	80	80
情報・意思疎通支援用具(件)	155	150	150	150
排せつ管理支援用具(件)	8,014	8,350	8,350	8,350
居宅生活動作補助用具(件)	20	20	20	20
手話奉仕員養成研修事業				
手話講習会終了者数(人)	未実施	200	200	200
移動等支援事業				
実施事業所数	320	330	340	350
年間延利用者数(人)	10,772	10,922	11,072	11,222
年間延利用時間数(時間)	109,670	111,170	112,670	114,170
地域活動支援センター機能強化事業				
I型	実施箇所	2	2	2
	実利用者数(人)	260	270	270
II型	実施箇所	4	4	4
	実利用者数(人)	133	140	140
III型	実施箇所	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

② 任意事業

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日常生活支援				
日中一時支援（日）	2,500	2,500	2,500	2,500
訪問入浴サービス（日）	1,419	1,500	1,500	1,500
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等	未実施	実施	実施	実施
文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	未実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施	実施
自動車改造費の助成	実施	実施	実施	実施
権利擁護支援				
障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施	実施
就業・就労支援				
更生訓練費支給	廃止 (平成30年度末)			
知的障がい者職親委託	実施	実施	実施	実施

コラム
07

えがおがつながる スマイルマーケット

板橋区では、工賃の向上や就労訓練の場の確保を支援して、自立や社会参加の促進を支援しています。

その取り組みとして、板橋区役所・赤塚支所・都営三田線高島平駅ナカ店の3か所でスマイルマーケットを開催しており、区内にある障がい者施設の自主生産などを販売しています。

販売で得た売上金は、工賃（給料）となります。

工賃が上がることで、自立にもつながります。



▲スマイルマーケット高島平駅ナカ店

▼販売しているお菓子



スマイルマーケットで販売している商品は、クッキー・パウンドケーキ・カップケーキ・シフォンケーキ・おまんじゅう、タルト、ラスクなどのお菓子や、アクセサリー・バッグ・ポーチなどの手芸品、雑貨など種類も豊富です。

また、112ページのコラムでも紹介している前野福祉園＜アトリエまえの＞、小茂根福祉園＜KOMONEST・296珈琲＞、赤塚福祉園＜ATB＞の商品もスマイルマーケットで販売しています。



板橋区役所・赤塚支所では、障がい者施設を利用する方が作ったお菓子などを実際に自分たちで販売して、商品が売れる喜びやお客様の反応を感じることができるので、就労へのモチベーションにつながっていきます。

出店スケジュールは板橋区のホームページにも掲載していますのでご覧のうえ、お越しください。

「スマイル」をキーワードとして障がいのある方をはじめ、お菓子を買っていただくお客様や軽作業を発注される企業様と「えがお」がつながるよう願いを込めてデザインしました。

スマイルマーケットロゴマーク▶



第3部 障がい福祉計画（第6期）・ 障がい児福祉計画（第2期）



第2章 障がい児福祉計画（第2期）

- 1 障がい児福祉計画（第2期）の位置付け
- 2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策
- 3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方策
- 4 障がい児福祉計画（第2期）におけるサービス見込量一覧

5

障がい児福祉計画（第2期）

障がい児福祉計画 (第2期) の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

児童福祉法に基づく、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする法定の計画であり、障がい者計画2023の実施計画に相当する計画です。

令和5年度の目標値の 設定と目標達成に向けた 方策

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児支援に関する事項など、国の基本指針に基づき、6つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取り組みを進めていきます。

障がい児向けサービスの 必要量の見込みと確保の ための方策

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

障がい児福祉計画 (第2期) における サービス見込量一覧

障がい児向けサービスにおいて必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

第2章 障がい児福祉計画（第2期）

1 障がい児福祉計画（第2期）の位置付け

障がい児福祉計画(第2期)は、児童福祉法第33条の20に基づき、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを期間とする、区の障害児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。

2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制などを確保するため、以下の5点に関して目標値を設定することとしています。

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築をめざすため、令和5(2023)年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上設置することとしています。

区では、既に2か所の児童発達支援センターが設置されているため、現状の維持に努めるとともに、より充実した体制を確保することを目標に、検討・調整を図っていきます。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保

国の基本指針では、聴覚障がい児を含む難聴※児が適切な支援を受けられるよう、令和5(2023)年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校などの連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的な機能を有する体制を確保することを基本としています。

そのため、区においては、東京都の動向を注視しつつ、連携体制の確保に向けた調整などを図っていきます。

(3) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和5(2023)年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

区においては、児童発達支援センターや民間事業所を含め、既に2か所で保育所等訪問支援を利用できる環境となっているため、現状の維持に努めるとともに、より充実した体制を確保することを目標に、検討・調整を図っていきます。

(4) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1か所以上確保することを基本としています。

区では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所がないため、板橋キャンパス（都有地活用）における障がい福祉サービス事業所の整備にあたって調整を図り、計画期間中の令和5（2023）年3月に確保される予定となっています。

そのため、1か所以上の確保とともに、より充実した体制を確保することを目標に、検討・調整を図っていきます。

また、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスについては、既に5か所以上確保されている状況にあることから、現状の維持に努めるとともに、より充実した体制を確保することを目標とします。

(5) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5（2023）年度末までに、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本としています。

区においては、令和元（2019）年度に、重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、継続的に情報共有や意見交換などを行うための協議の場として、医師や当事者の親の会、特別支援学校の関係者及び区の関係部署により構成される「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を設置しました。また、庁内における関係部署による連絡会も設置し、協議・検討を進めています。

今後は、重症心身障がい・医療的ケア児等会議や連絡会及び板橋区地域自立支援協議会などの連携による協議を進め、コーディネーターの配置も含め、医療的ケア児支援の検討・充実を図っていきます。

【障がい児福祉計画（第2期）における計画目標】

項目	国の基本指針	目標
障がい児支援の 提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	2か所以上 (現状維持及び充実)
	保育所等訪問支援を利用する体制の構築	実施 (現状維持及び充実)
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施 (現状の維持・充実)
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施

3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方策

前項の目標達成に向け、障がい向けサービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

なお、見込量については、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

(1) 通所系サービス

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児を対象に、日常生活における、基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行います。

見込量を大きく上回る実績となっており、利用が急増している状況にあります。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

区においては、板橋キャンパス（都有地活用）や住宅供給公社の用地を活用した障がいサービス事業所の整備にあたり、児童発達支援事業所の設置を取り入れたほか、民間事業所の参入を促進してきました。

現状として、事業所によっては待機が発生している状況もあり、今後も利用ニーズの高まりが見込まれることから、継続的に事業所の誘致などに取り組み、提供体制の確保に努めています。

また、幼児療育の充実の観点から、国の指針に基づく目標として位置付けている、重症心身障がい児にも対応した児童発達支援事業所の整備に向け調整を図っていくとともに、受入れ先の充実に向けた検討を進め、参入を促進していきます。

利用者数 / 月	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量	359	407	440	745	855	965
実績	416	525	635			

※令和 2 年度実績は見込量

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法※などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

利用実績については、見込量をやや下回る状況となっています。

今後も同様の傾向が続くと見込まれるため、実績に基づく見込量を設定し、サービス提供者である医療機関と連携を図り、サービスの充実に取り組みます。

利用者数 / 月	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	11	11	11	7	7	7
実績	9	7	7			

※令和2年度実績は見込量

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどの状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

重症心身障がいに対応できる児童発達支援事業所や医療型児童発達支援事業所などによる、併設の事業実施が想定されますが、現状、当区内にはいずれの事業所もない状況となっています。

そのような状況から、区では、板橋キャンパス（都有地活用）において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所設置の調整を図り、計画期間中の令和5（2023）年3月に確保される予定となっています。

今後も、児童発達支援事業所の参入促進に当たっては、重症心身障がい児への対応とともに、本事業への参入促進を図っていきます。

利用者数 / 月	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	10	20	30	2	5	5
実績	0	0	1			

※令和2年度実績は見込量

④ 放課後等ディサービス

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため、必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

見込量を大きく上回る実績となっており、利用が急増している状況にあります。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、区としても供給量の充実に向けた誘致・調整を図ってきましたが、利用ニーズが非常に高く、事業所によっては待機が発生しているほか、区外の事業所を利用する子どもも多くなっています。

そのため、継続的に民間事業所の誘致を図っていくとともに、機会を捉え、都有地などを活用した事業所の整備に取り組み、サービス提供量の確保に取り組んでいきます。また、学齢期の障がい児の放課後活動の充実を図るために、サービスの質の確保も図っていきます。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数 / 月	見込量	480	502	520	1,039	1,104	1,169
	実績	841	909	974			

※令和2年度実績は見込量

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設などを定期的に訪問し、障がい児本人や、保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための、専門的な支援を行います。

利用実績は、見込量を下回り、微増傾向となっています。今後も同様の傾向が続くと見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

区においては、保育所等訪問支援を行う事業所が2か所あり、国の基本指針に示されている目標を達成していますが、提供体制の充実に努め、需要の高まりが生じた際にも対応できる環境を構築していきます。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数 / 月	見込量	10	20	30	6	8	10
	実績	0	2	4			

※令和2年度実績は見込量

(2) 相談支援

① 障がい児相談支援

児童の保護者から依頼を受けて「サービス等利用計画案」を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行い、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービスなどのモニタリングを行い、「サービス等利用計画」の見直しを行います。

利用実績は、見込量をやや上回る状況にあるとともに、微増傾向にあります。

そのため、今後も同様の傾向が続くことが見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

また、成人の計画相談支援同様、セルフプランにより対応をしている人が一定数おり、成人と比較して障がい児のセルフプラン率が高くなっている状況があります。そのため、民間事業者の参入を促すとともに、事業所連絡会などを通じ、課題解決に向けた取り組みを進めることで、希望する人が障がい児相談支援を利用し、より適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

利用者数 / 月	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	75	85	95	102	107	112
実績	89	92	97			

※令和2年度実績は見込量

4 障がい児福祉計画（第2期）におけるサービス見込量一覧

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人/月	635	745	855	965
医療型 児童発達支援	人/月	7	7	7	7
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	2	5	5
放課後等 デイサービス	人/月	974	1,039	1,104	1,169
保育所等 訪問支援事業	人/月	4	6	8	10
障がい児相談支援	人/月	97	102	107	112

福祉園の自慢のお菓子

障がいのある方々の手で、丁寧に手間をかけて作られた生産品は、工賃のための福祉施設産品の枠を超えた、個性的で魅力的な「ブランド商品」となっています。そのうちのいくつかをご紹介します。

◆ 前野福祉園<アトリエまえの>

カラフルな糸を織り機で手織りした布製品は「さをり織り」と呼ばれ、色の入り方や、切り替わるリズム、手ざわりなど、オリジナルの一点もの作品です。

また、売り切れ御免の人気商品「シフォンケーキ」をはじめ、焼菓子のシリーズも手掛けています。

◆ 小茂根福祉園<KOMONEST(こもねすと)・296(フクロウ)珈琲>

KOMONE(小茂根)と NEST(鳥の巣)の造語で、園の利用者の巣立ち(自立)を願って立ち上げられたブランドです。利用者の手仕事が生み出す、デザイン性の高い作品を発信しています。幸運を呼ぶフクロウにあやかった、オリジナル自家焙煎コーヒー「296珈琲」も自慢の一品です。

◆ 赤塚福祉園<ATB&スワンタッチ>

自由に舞う蝶のようにはばたいてほしいという願いを口ゴに込めた独自ブランド「ATB(赤塚ブランド)」。プロ直伝「パンから手作りのラスク」は、評判の一品です。

また、板橋製品技術大賞受賞のアイデア商品、ページを追いかける不思議なしおり「スワンタッチ」の生産販売も手掛けています。

資料編



資料編

1 ライフステージごとの施策の体系

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
I 障がい児の成長を支える体制の整備					
① 主に幼児期への対応					
02 特別支援教育相談の実施	↔				43
22 子ども発達支援センター事業の実施・充実	↔				47
23 ほっとプログラムの実施	↔				47
24 サポートファイルの作成・運用	↔	→			47
25 医療的ケア児等コーディネーターの配置	↔	→			48
26 重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営	↔	→			48
27 在宅レスパイト事業の実施	↔	→			49
28 医療的ケア児の受入環境の検討・整備（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）	↔	→			48
29 医療的ケア児の受入環境の検討・整備（保育園・幼稚園）	↔	→			49
40 乳児家庭全戸訪問事業	↔				52
41 乳幼児健康診査	↔				52
42 出張育児相談	↔				52
43 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）	↔				52
44 あそびを通した早期発達支援事業	↔				52
45 児童発達支援センターの整備・充実	↔				51
46 要支援児保育巡回指導	↔				52
47 育成医療給付	↔				52
48 心身障がい児歯科診療	↔				52
49 要支援児保育の実施	↔				52
50 臨床心理士幼稚園巡回相談事業	↔				52
51 発達支援のための親の会	↔				52
52 障がい児療育事業・通所訓練事業	↔				52
53 児童発達支援事業所の整備・充実	↔				51
105 養育支援訪問事業	↔				65
② 主に学齢期への対応					
21 板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実			↔		46
30 医療的ケア児の受入環境の検討・整備（小・中学校）			↔		49
54 特別支援教室の充実		↔			53
55 特別支援学級の整備・充実		↔			53
56 特別支援学級教員の専門性の向上		↔			53
57 あいキッズにおける要支援児の受入		↔			53
58 あいキッズにおける要支援児巡回指導		↔			53
59 特別支援教育就学奨励費		↔			53
60 特別支援アドバイザーの配置	↔				53
61 放課後等デイサービスの整備・充実	↔				53
62 スクールソーシャルワーカーによる支援	↔				53
63 学校生活支援員の配置	↔				53

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
II 社会参加の促進・障がい者の就労支援					
①地域での社会参加の促進					
03 地域活動支援センターの実施・充実			↔		43
08 生活介護施設・重症心身障がい児（者）通所施設の整備	↔				44
69 優先調達活動の推進		↔			56
70 作業所等ネットワーク機能の強化		↔			56
71 就労継続支援A型事業所の充実		↔			56
72 就労継続支援B型事業所の充実		↔			56
74 区立福祉園利用者の能力向上の取組		↔			56
88 障がい者（児）余暇活動支援の実施	↔				61
89 図書館における障がい者向けサービスの充実	↔				61
90 障がい者の文化芸術活動の支援	↔				61
91 通所施設における文化活動の推進		↔			61
92 だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進	↔				62
93 障がい者スポーツの推進	↔				62
94 障がい者スポーツ大会の実施		↔			62
95 障がい者スポーツを支える人材の育成・確保	↔				62
96 通所施設におけるスポーツ活動の推進		↔			62
97 東京2020大会を契機とした普及活動の推進	↔				62
111 障がい理解のための広報活動の推進	↔				66
112 ヘルプカードの普及促進	↔				67
113 障がい者理解促進事業の実施	↔				66
114 障がい者週間記念行事の実施	↔				67
115 スマイルマーケットの実施・充実		↔			67
121 障がい者と地域の相互交流の推進	↔				67
122 障がい者のボランティア活動等への参加促進	↔				67
123 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025の推進	↔				68
124 公園のユニバーサルデザイン化の推進	↔				68
125 鉄道駅工レベーターの設置誘導	↔				68
126 鉄道駅ホームドアの設置誘導	↔				68
127 区道の補修（歩道の段差解消）	↔				68
128 区の刊行物等における障がい者等への配慮	↔				69
129 本庁舎サインの適正な維持管理	↔				69
131 インターネット・SNS等を活用した情報提供・情報交流の促進	↔				69
132 おでかけマップの管理・充実	↔				69
133 ユニバーサルデザインガイドラインの更新	↔				69
②長期就労の支援					
64 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）機能の充実			↔		54
65 一般就労の促進に向けた支援の実施		↔			56
66 区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進		↔			55
67 チャレンジ就労の推進・拡充		↔			55
68 民間企業における障がい者雇用の促進		↔			55
73 就労移行・定着支援事業所の充実		↔			56

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
III 地域における自立支援の仕組みづくり					
①当事者が地域で暮らし続けられる仕組み					
01 基幹相談支援センターの運営・機能充実	↔	↔	↔	↔	42
04 障がい者相談員活動の充実	↔	↔	↔	↔	43
05 相談支援・障がい児相談支援の充実	↔	↔	↔	↔	43
06 板橋区地域自立支援協議会の運営	↔	↔	↔	↔	43
07 相談支援事業所間の連携強化	↔	↔	↔	↔	43
09 区立福祉園改修計画・民営化計画の検討・策定	↔	↔	↔	↔	44
10 短期入所（ショートステイ）事業の充実	↔	↔	↔	↔	44
11 移動支援事業の実施・充実	↔	↔	↔	↔	44
12 事業者への指導体制の整備・充実	↔	↔	↔	↔	44
13 サービス提供に係る人材育成	↔	↔	↔	↔	45
14 相談支援専門員の養成	↔	↔	↔	↔	45
15 障がい者福祉センターの改修	↔	↔	↔	↔	45
16 障がい者福祉センター機能の充実	↔	↔	↔	↔	45
17 機能訓練の推進と社会復帰支援	↔	↔	↔	↔	46
75 グループホームの整備促進	↔	↔	↔	↔	57
76 障がい者入所施設の枠の確保	↔	↔	↔	↔	57
77 住まいの相談窓口の設置	↔	↔	↔	↔	57
78 緊急時相談に対応できる環境の整備	↔	↔	↔	↔	57
79 緊急時の受入れ体制の整備・充実	↔	↔	↔	↔	58
80 一人暮らしの体験の機会・場の確保	↔	↔	↔	↔	58
81 専門的人材の確保・養成	↔	↔	↔	↔	59
82 多様なニーズに対応できる連携体制の構築	↔	↔	↔	↔	59
83 通所施設等におけるB C Pの整備	↔	↔	↔	↔	60
84 防災情報のユニバーサルデザイン化	↔	↔	↔	↔	60
85 避難行動要支援者登録名簿の作成・運用	↔	↔	↔	↔	60
86 自主防災組織等との連携による支援体制の強化	↔	↔	↔	↔	60
87 福祉避難所の整備・環境の充実	↔	↔	↔	↔	60
130 行政手続きにおけるオンライン申請の拡大	↔	↔	↔	↔	69
IV 障がいの特性に応じた支援					
18 高次脳機能障がい者に対する支援	↔	↔	↔	↔	46
19 強度行動障がい者への支援	↔	↔	↔	↔	46
20 難病患者に対する支援	↔	↔	↔	↔	46
31 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備	↔	↔	↔	↔	50
32 こころの健康サポーターの養成・活動支援	↔	↔	↔	↔	50
33 うつ病家族教室の実施	↔	↔	↔	↔	50
34 精神保健教育の実施	↔	↔	↔	↔	50
35 精神保健福祉相談	↔	↔	↔	↔	50
36 酒害（アルコール）ミーティングの実施	↔	↔	↔	↔	50
37 禁煙相談の実施	↔	↔	↔	↔	50
38 薬物乱用防止推進事業の実施	↔	↔	↔	↔	50
39 ギャンブル等依存症相談の実施	↔	↔	↔	↔	50
117 情報通信機器等の活用の促進	↔	↔	↔	↔	67
118 福祉ボランティア活動の支援	↔	↔	↔	↔	67
119 意思疎通支援事業の実施	↔	↔	↔	↔	67
120 手話講習会の実施	↔	↔	↔	↔	67

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
V 障がい者の権利擁護					
98 職員への障がい者差別解消研修の実施	←	→			63
99 区民向け障がい者差別解消講演会の実施	←	→			63
100 職員対応要領の見直し・啓発	←	→			63
101 板橋区障がい者虐待防止センターの運営	←	→			64
102 虐待防止のための研修及び講習会の実施	←	→			65
103 成年後見制度の利用促進		←	→		65
104 権利擁護体制の強化	←	→			65
106 虐待防止支援訪問事業	←	→			65
107 児童虐待防止ケアシステム研修会	←	→			65
108 (仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの設置	←	→			64
109 要保護児童対策地域協議会	←	→			65
110 権利擁護いたばしサポートセンター運営助成	←	→			65
116 人権擁護に関する意識の啓発	←	→			67

2 制度の変遷

制度の動向	時 期	概 要
障害者権利 条約の批准	平成 26 年 1月批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している、障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
難病の患者に対する 医療等に関する法律 の成立	平成 27 年 1月施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。
障害者雇用促進法の 改正	平成 28 年 4月施行	平成 25 年 4 月、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改定する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の 成立	平成 28 年 4月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務とした。
成年後見制度の 利用促進法の制定	平成 28 年 5月施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の 一部を改正する法律	平成 28 年 8月施行	障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。
法定雇用率の 引き上げ	平成 29 年 5月決定	民間企業の法定雇用率を 2.0% から平成 30 年 4 月から 2.2% に、また令和 3 年 3 月末までに 2.3% に引き上げることを決定した。平成 30 年 4 月より施行された改正障害者雇用促進法によって、これまでの身体障害者と知的障害者に加え、新たに精神障害者の雇用も義務化された。

制度の動向	時 期	概 要
障害者基本計画の策定	平成 30 年 3月決定	障害者基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がい者のための施策の基本的計画として位置付けられた。平成 30 年 3 月に閣議決定され、第 4 期計画として、平成 30 年度から令和 4 年度が対象年度となっている。
介護保険法等の一部改正	平成 30 年 4月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。 高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付けることが示された。
障害者総合支援法 及び 児童福祉法の一部改正	平成 30 年 4月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	平成 30 年 4月施行	複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存制度で解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的支援体制の構築をめざし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正された。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年 6月施行	障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)	令和元年 6月施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備することをめざし制定された。「障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障がい者等の読書環境を整備する責務を定められた。
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し	令和元年 7月適用	障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。令和元年 5 月に開催した第 7 回検討会において対象疾病的検討が行われ、359 疾病→361 疾病に見直す方針が取りまとめられた。
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	令和 2 年 4月施行	障がい者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが定められた。

3 板橋区障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）の計画目標と実績

項目	国の基本指針	目標	実績
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	2か所以上	2か所
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上	未設置
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上	5か所
	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者	36名以上	23名
	平成32年度末の施設入所者数	8名以上削減	12名削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	設置	設置
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労に移行する者	78名以上	50名
	就労移行支援事業の利用者数	197名以上	212名
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	90%以上	87.2%

4 板橋区障がい者実態調査結果

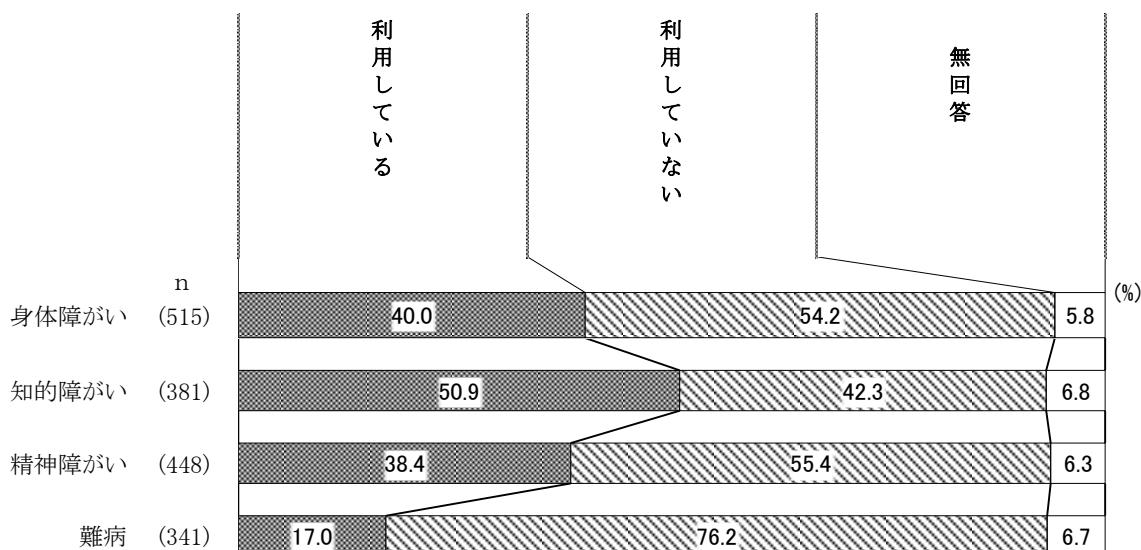
回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。複数回答が可能な設問があることや、端数を四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。

なお、ここでは、障がい福祉サービスの利用状況や日中の過ごし方、就労の課題、差別や権利擁護に関することなど、計画の本編に関連性の深い回答を掲載していますので、全調査結果については、公表している「板橋区障がい者実態調査報告書」をご覧ください。

(1) 障がい者サービスの利用状況

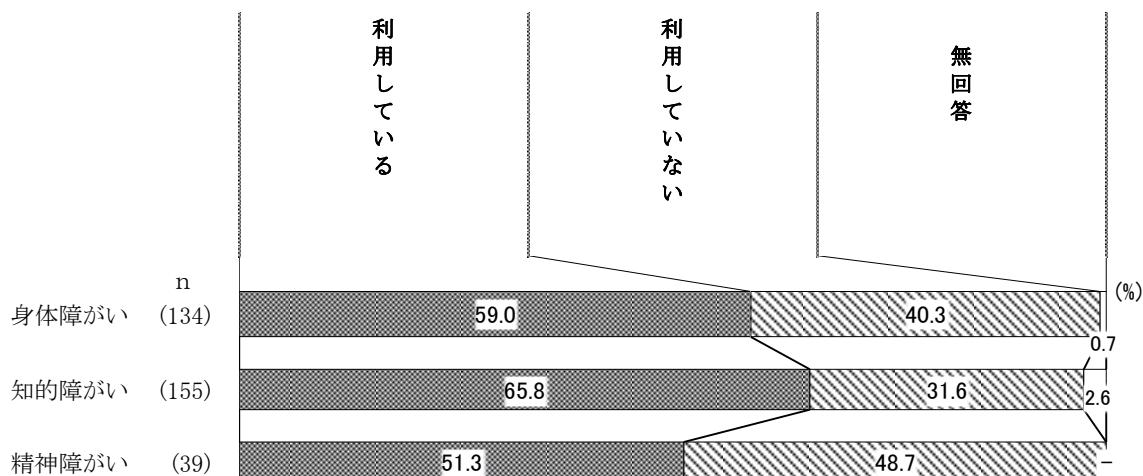
【障がい者】

障がい種別で見ると、知的障がいで「利用している」の割合が高くなっていますが、他の種別では「利用していない」割合が高くなっています。



【障がい児】

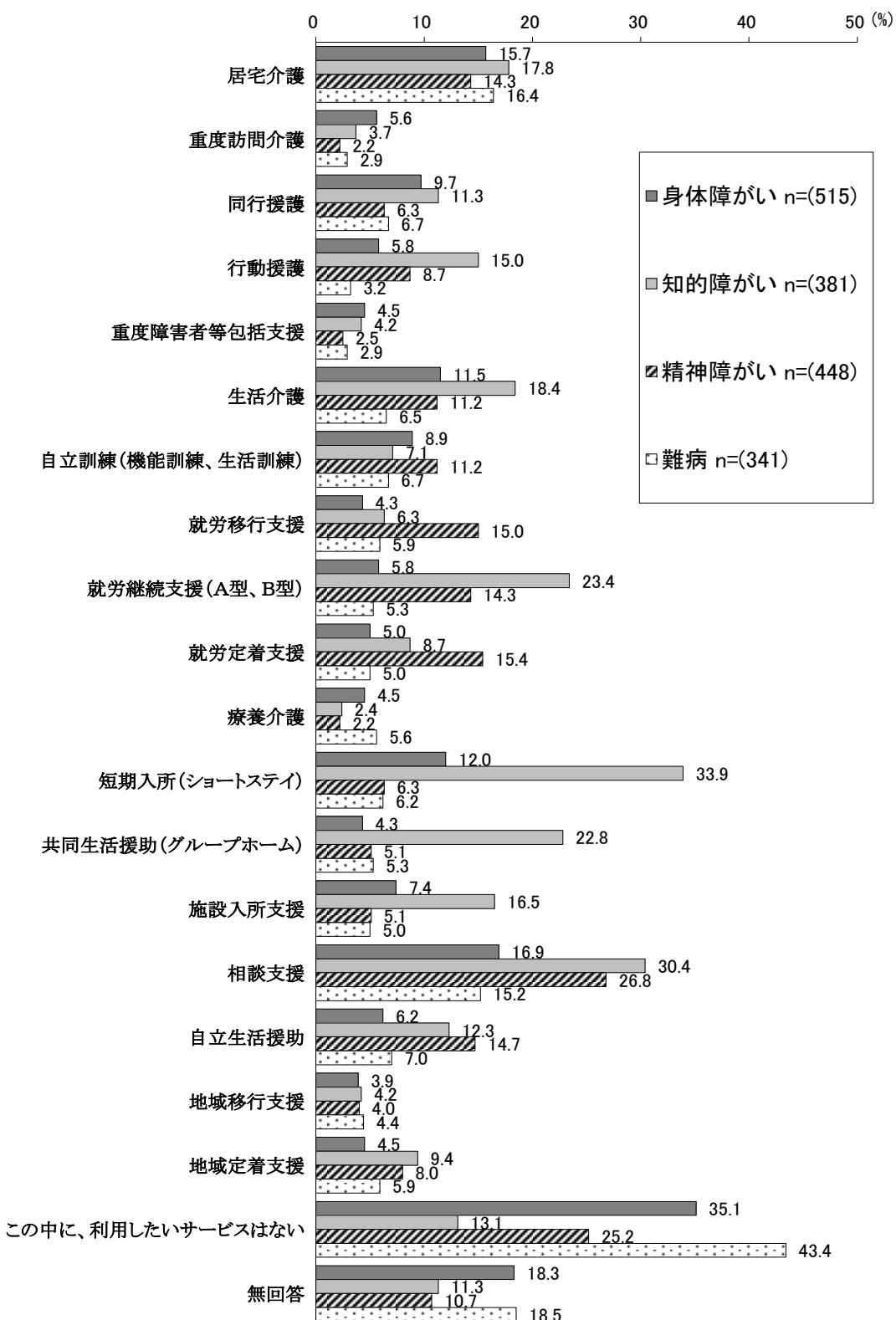
いずれの障がいにおいても「利用している」割合が高くなっています。



(2) 今後も引き続き利用したい、新たに利用したいサービス

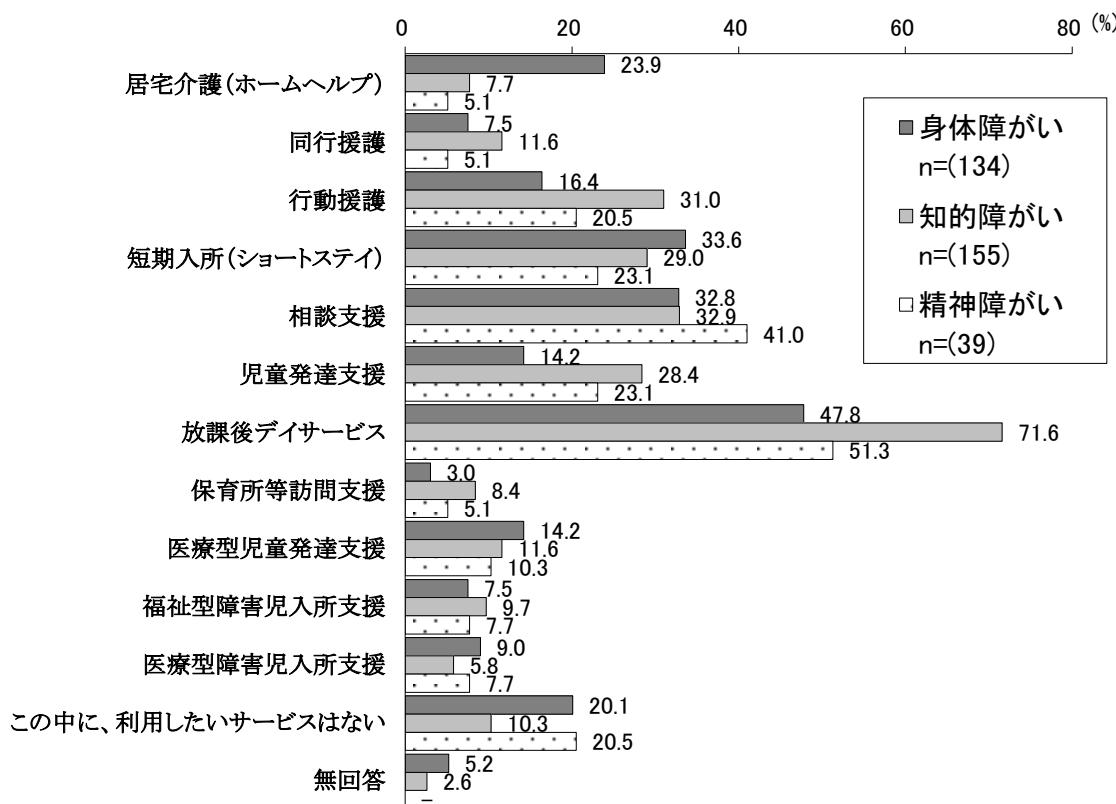
【障がい者】

いずれの障がいにおいても、「相談支援」の割合が高く、知的障がい者では「短期入所(ショートステイ)」、難病患者では「居宅介護」の割合が最も高くなっています。



【障がい児】

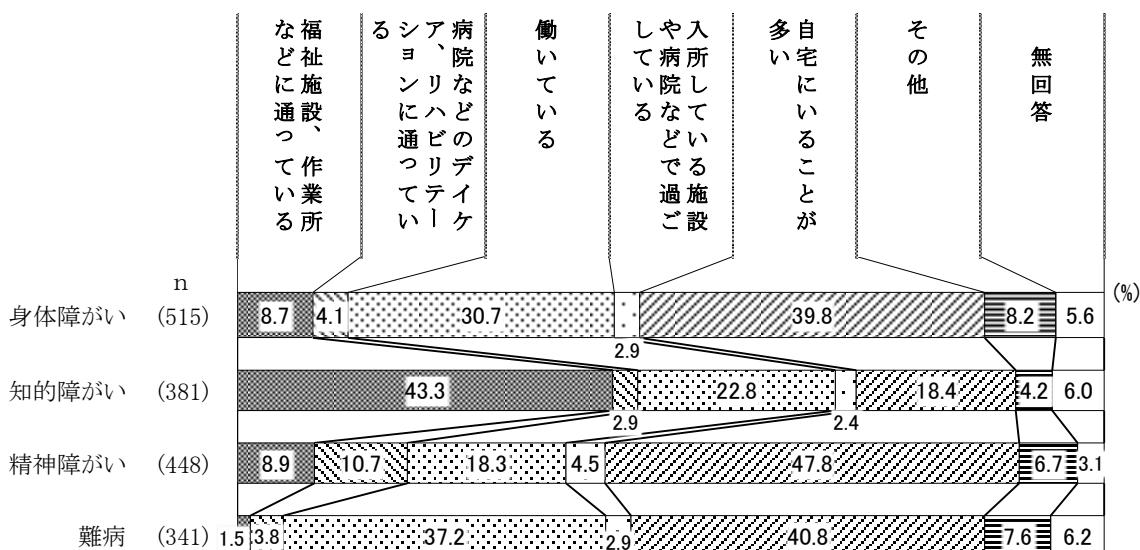
障がい種別で見ると、いずれの障がいにおいても「放課後デイサービス」の割合が高くなっています。



(3) 平日の日中の過ごし方

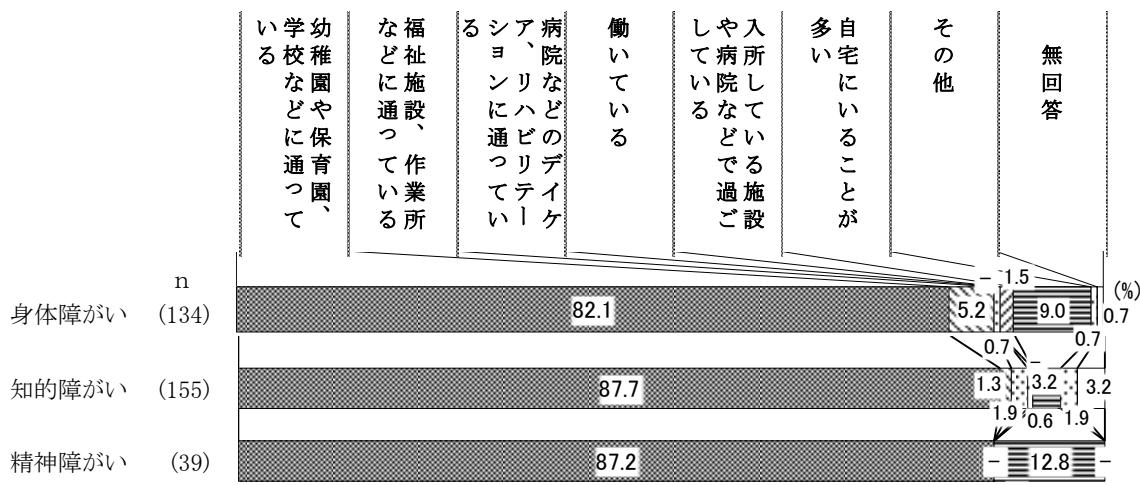
【障がい者】

障がい種別で見ると、身体障がい者と、難病患者は「働いている」の割合が高くなっています。知的障がい者は「福祉施設、作業所などに通っている」の割合が高くなっています。身体障がい者、精神障がい者、難病患者は「自宅にいることが多い」の割合が高くなっています。



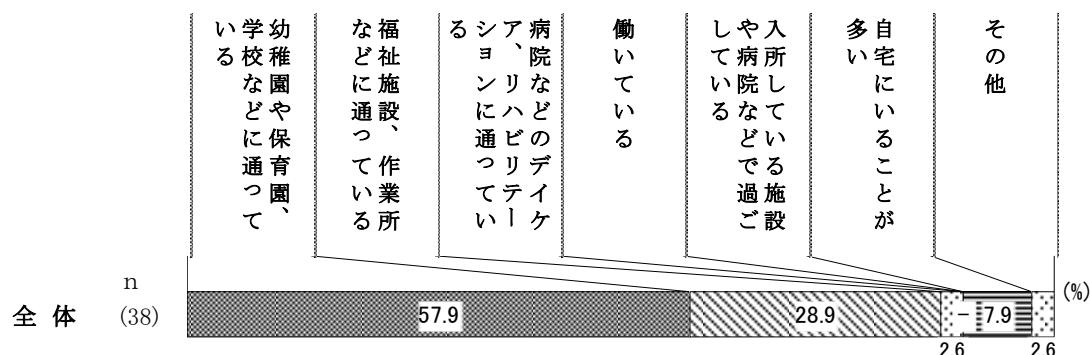
【障がい児】

いずれの障がいにおいても「幼稚園や保育園、学校などに通っている」の割合が高くなっています。



【手帳を所持しない幼児（児童発達支援事業者利用者）】

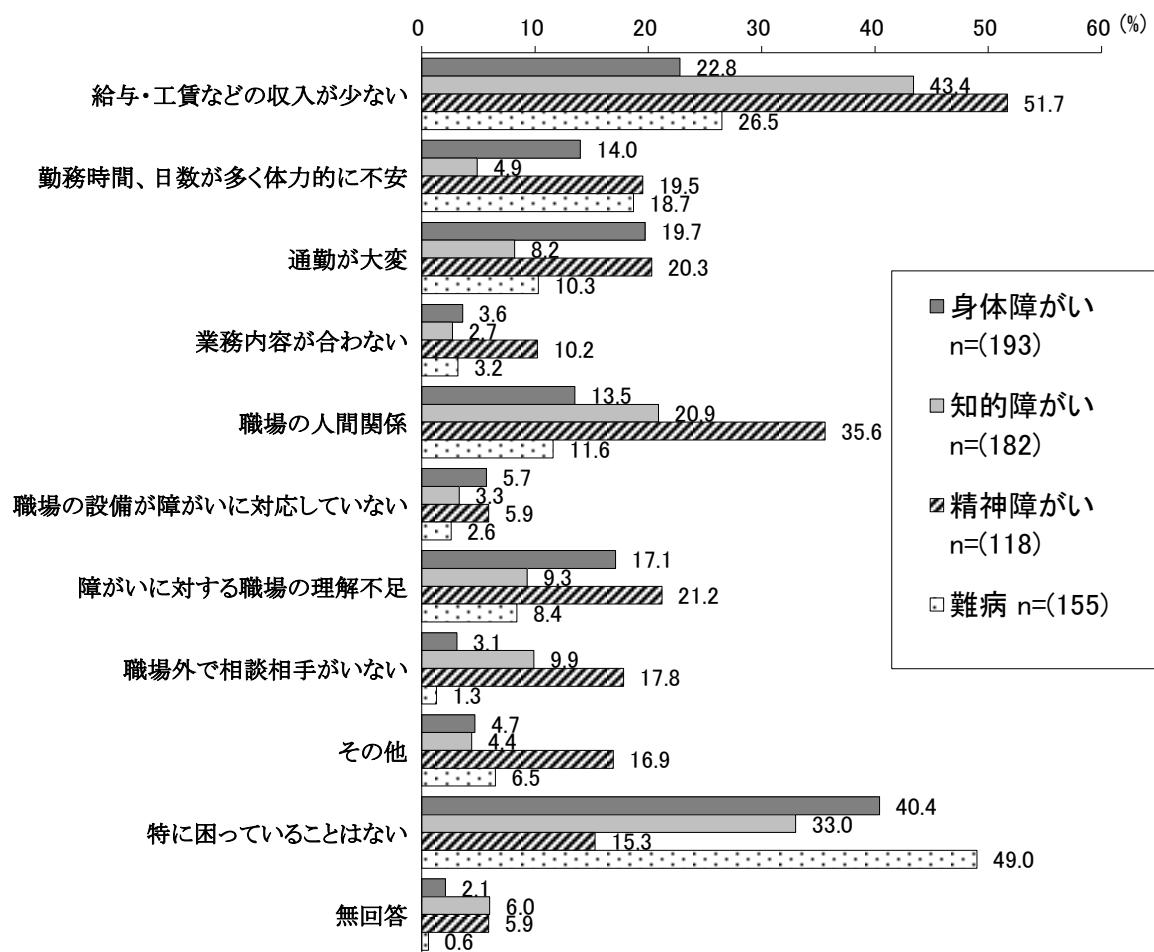
「幼稚園や保育園、学校などに通っている」の割合が高くなっています。



(4) 仕事をする上での困りごと

【障がい者】

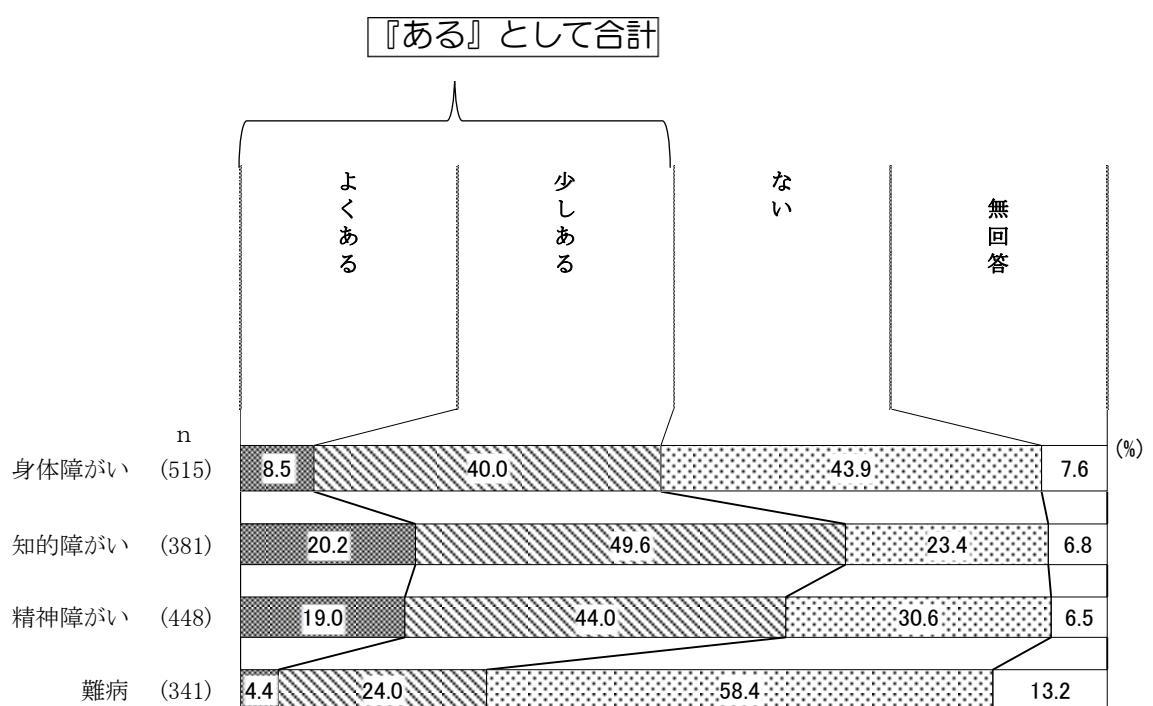
障がい種別で見ると、身体障がい者、難病患者で「特に困っていることはない」の割合が高くなっています。また、知的障がい者、精神障がい者で「給与・工賃などの収入が少ない」の割合が高くなっています。



(5) 差別や嫌な思いの経験

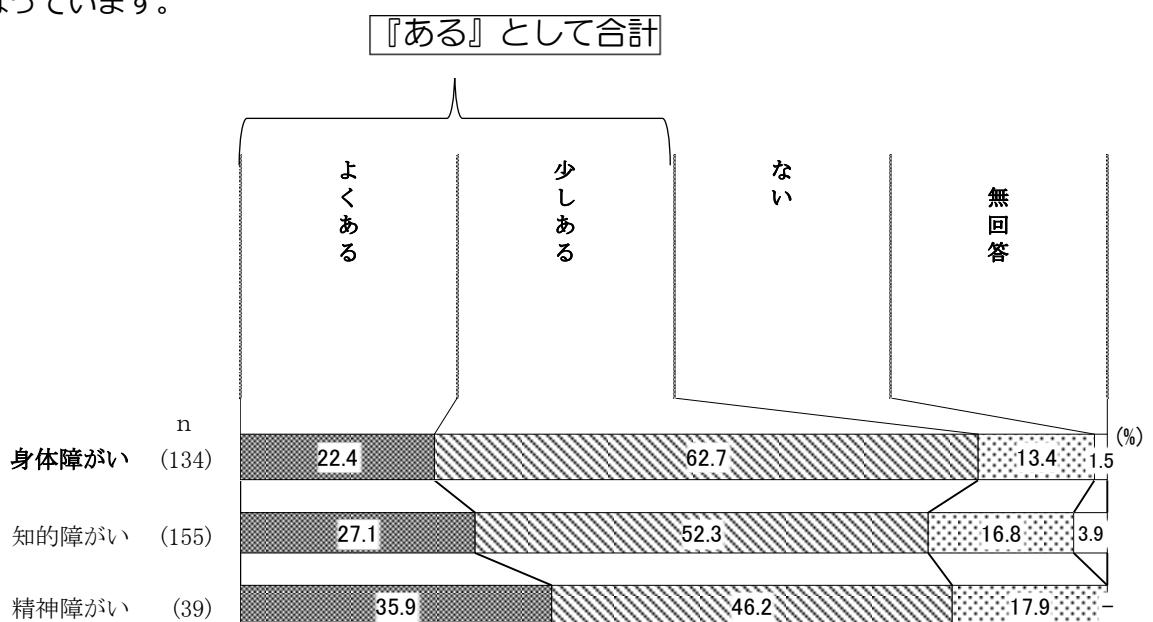
【障がい者】

「よくある」と「少しある」を足した『ある』の割合は、障がい種別で見ると、知的障がい者が最も高くなっています。一方で、難病患者では、「ない」の割合が高くなっています。



【障がい児】

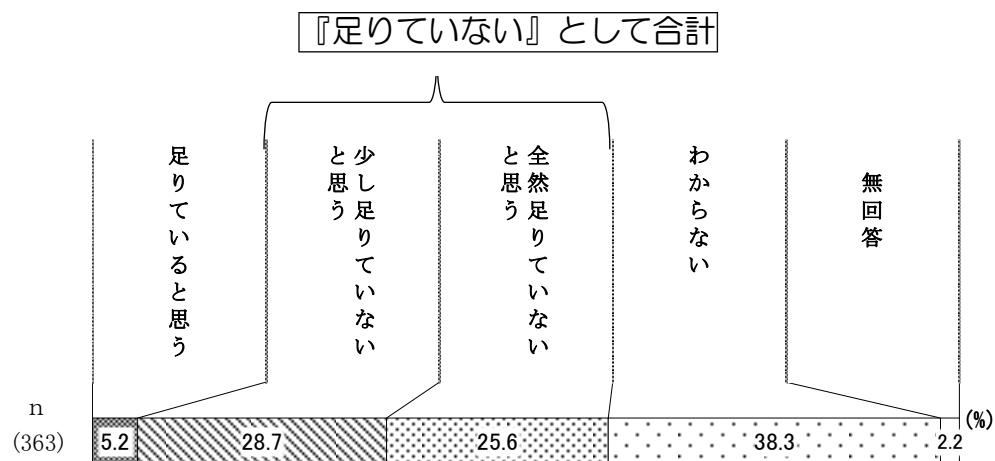
いずれの障がいにおいても、「よくある」と「少しある」を足した『ある』の割合が高くなっています。



(6) 区民の障がい者への理解度

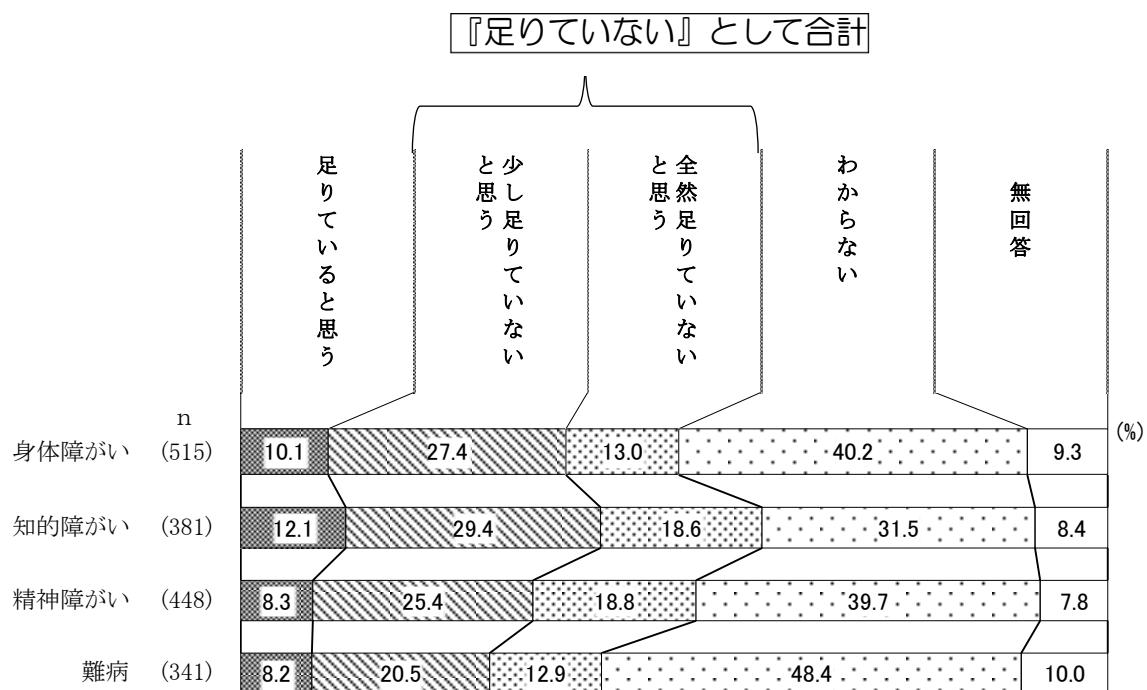
【一般区民】

「少し足りてないと思う」と「全然足りてないと思う」を足した『足りていない』の割合が高くなっています。一方で、「わからない」の割合が高くなっています。



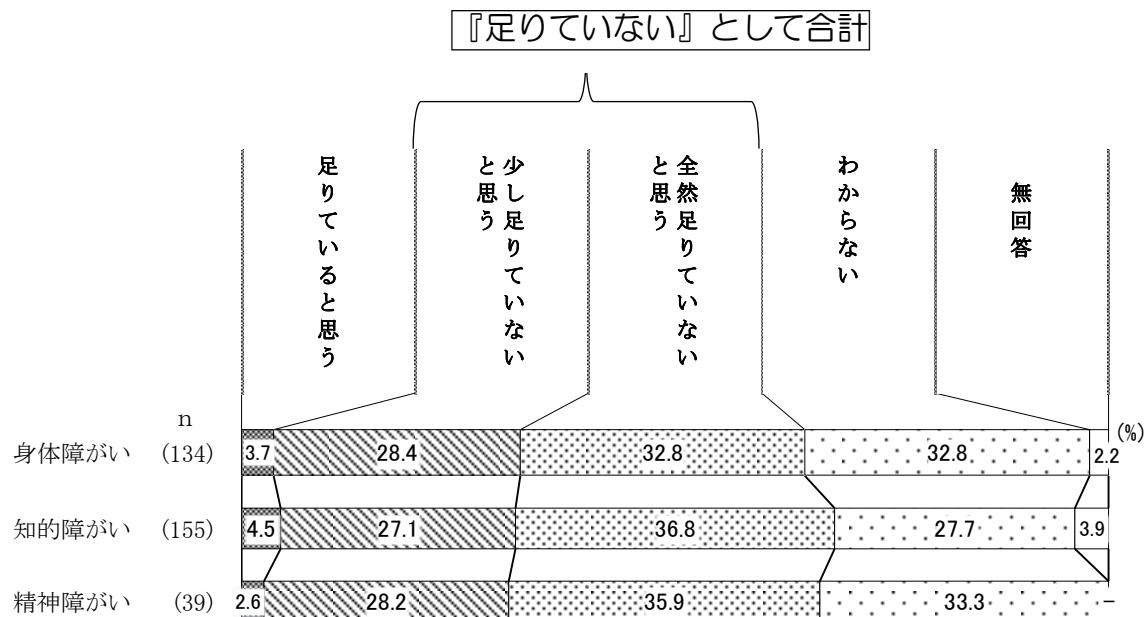
【障がい者】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で「少し足りてないと思う」と「全然足りてないと思う」を足した『足りていない』の割合が高くなっています。



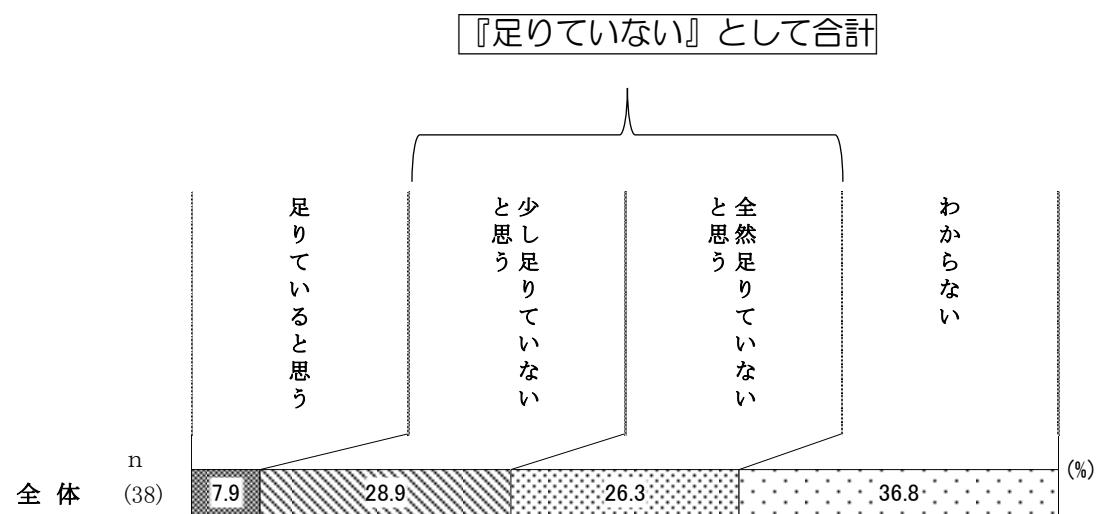
【障がい児】

いずれの障がいにおいても、「少し足りてないと思う」と「全然足りてないと思う」を足した『足りていない』の割合が高くなっています。



【手帳を所持しない幼児（児童発達支援事業者利用者）】

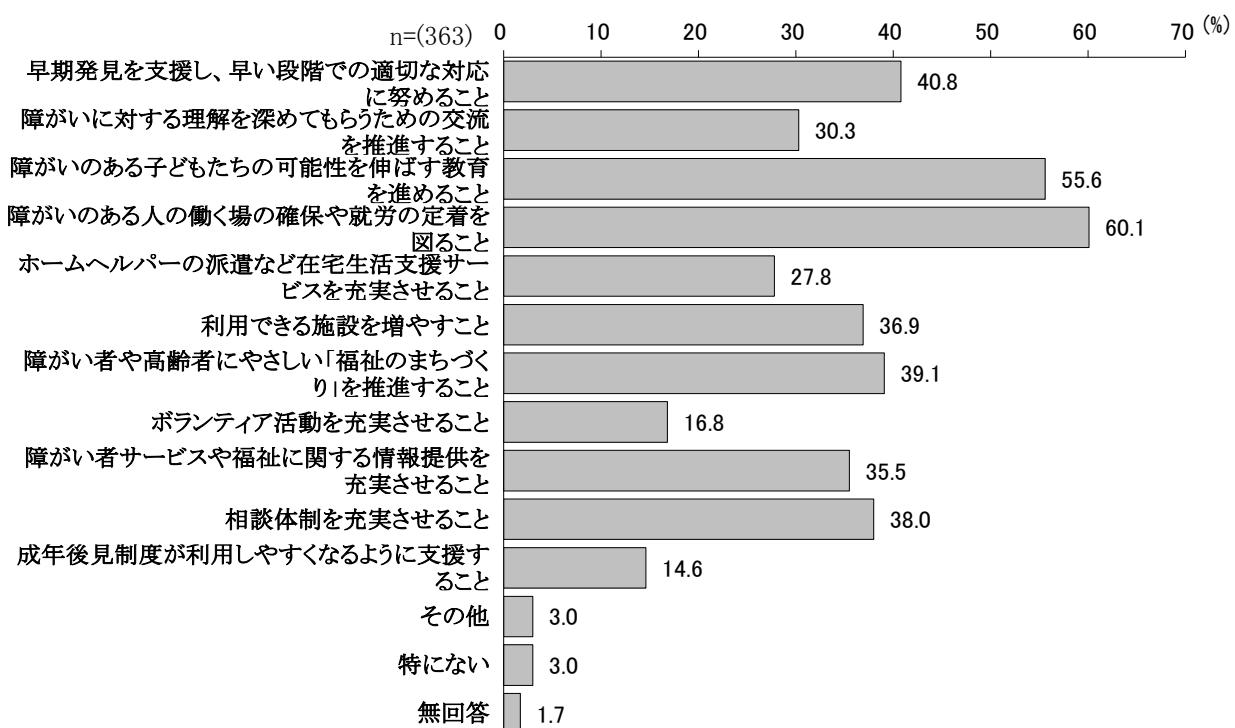
「少し足りてないと思う」と「全然足りてないと思う」を足した『足りていない』の割合が高くなっています。



(7) 障がい者施策を進めるために充実させるべき取組

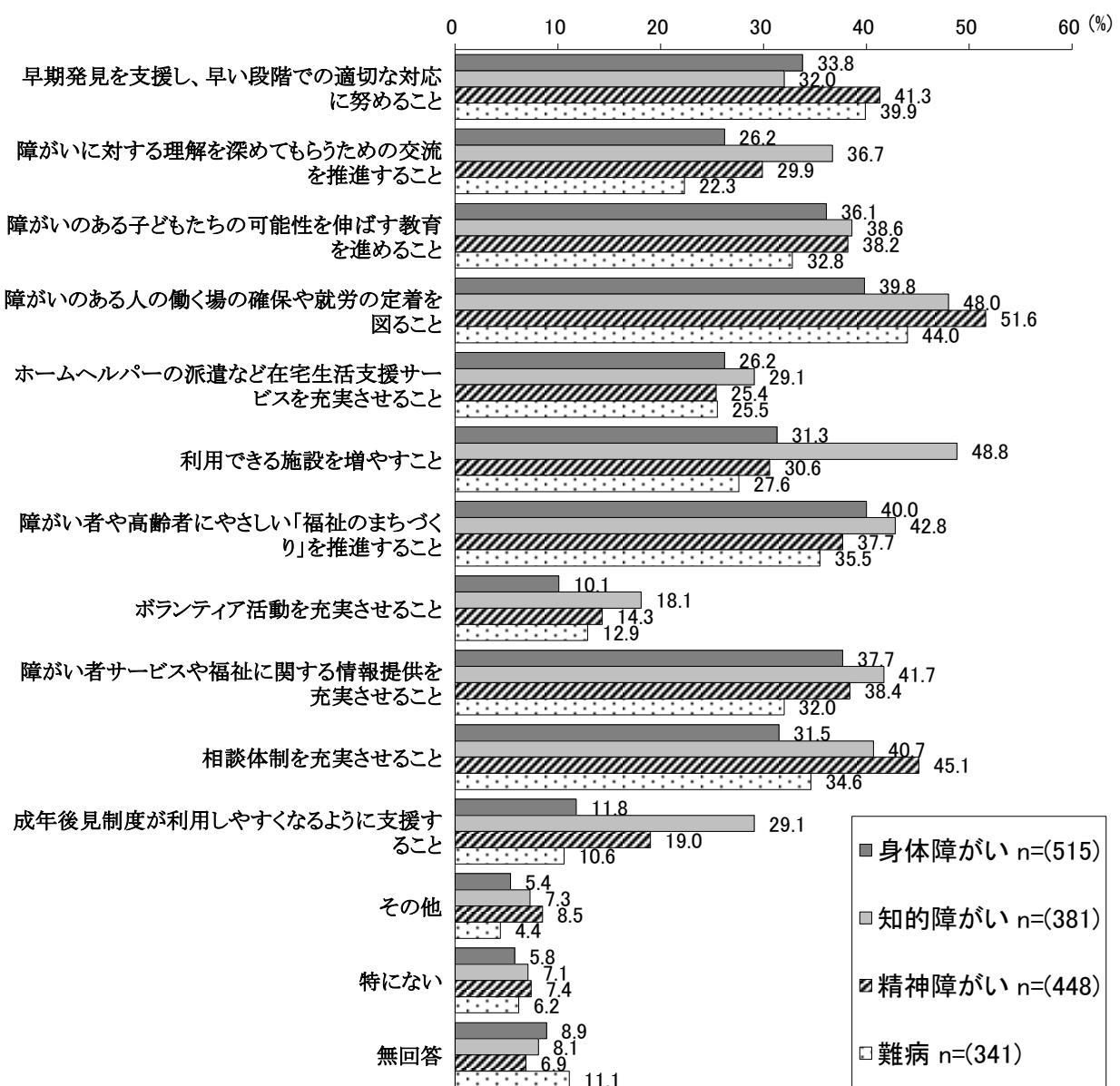
【一般区民】

「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の割合が最も高く、次いで「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること」、「早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること」となっています。



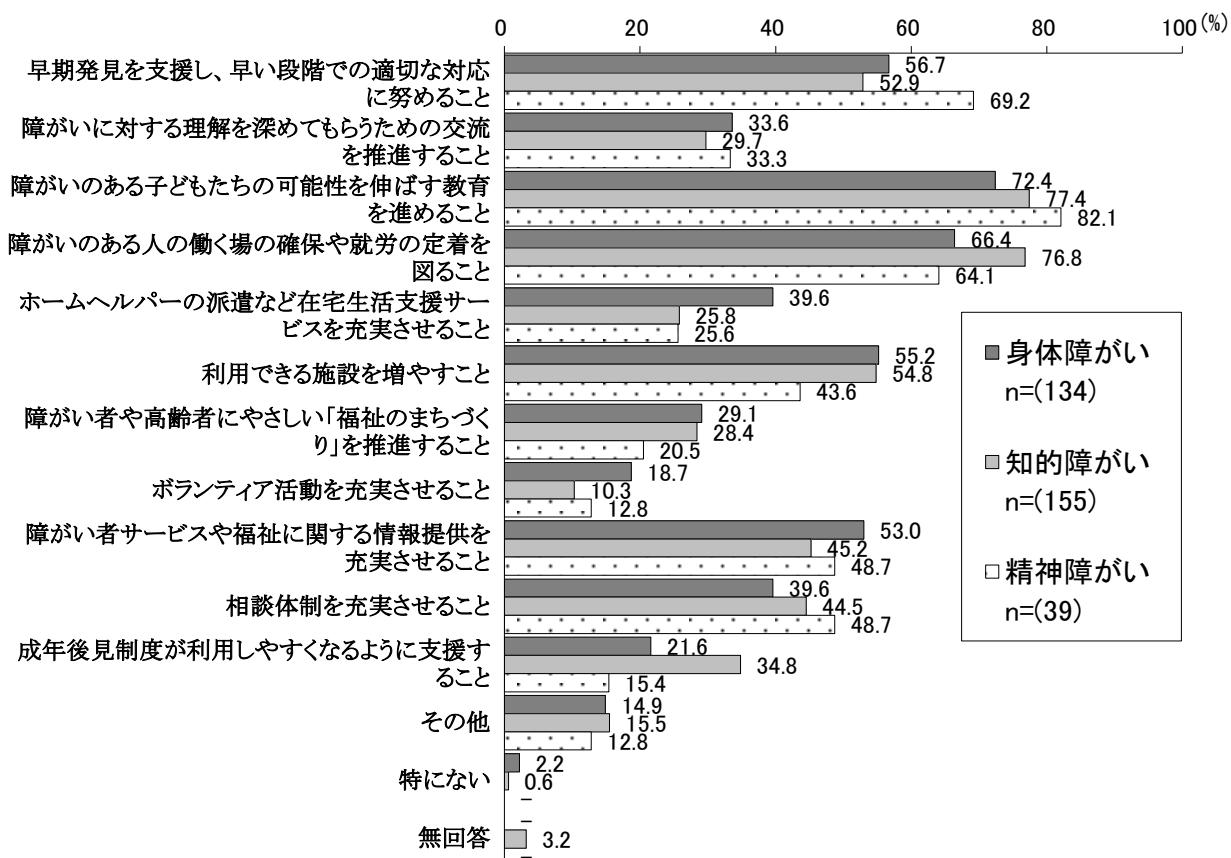
【障がい者】

障がい種別で見ると、いずれの障がいにおいても「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の割合が高くなっています。また、知的障がい者で「利用できる施設を増やすこと」の割合が、精神障がい者で「相談体制を充実させること」の割合が高くなっています。



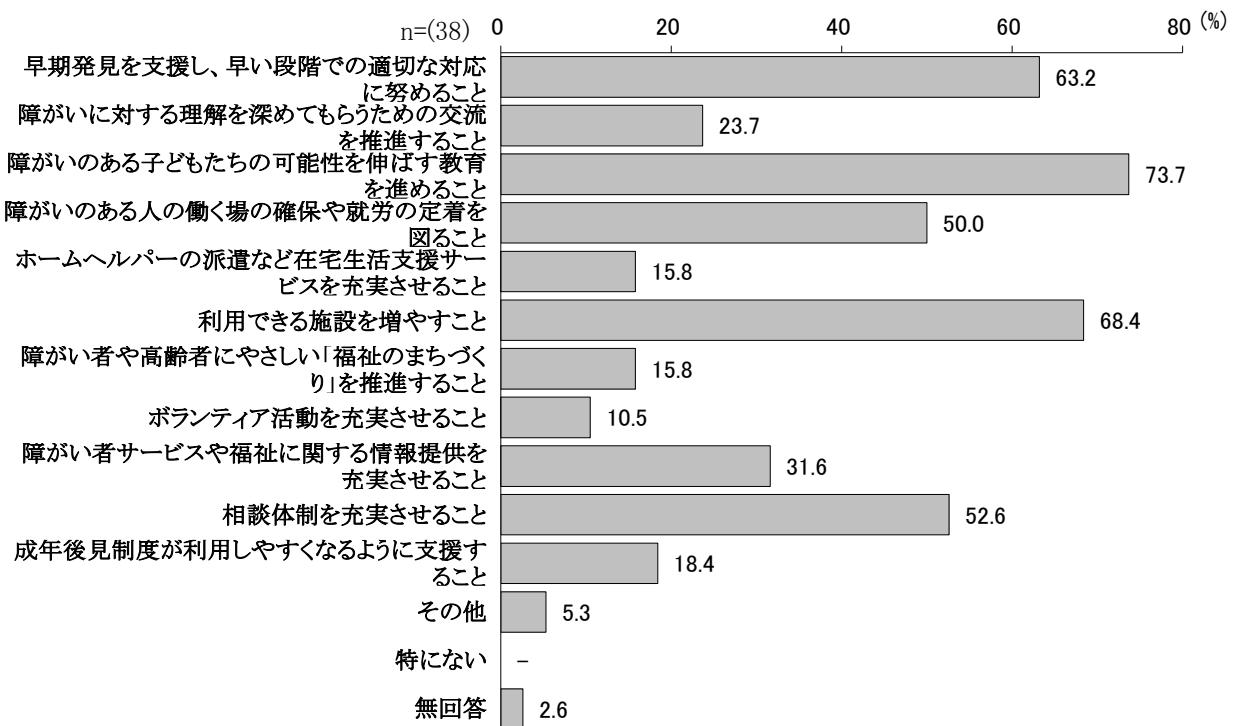
【障がい児】

障がい種別で見ると、いずれの障がいにおいても「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること」の割合が高くなっています。知的障がい児では「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の割合も高くなっています。精神障がい児では「早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること」の割合も高くなっています。



【手帳を所持しない幼児（児童発達支援事業者利用者）】

「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること」、「利用できる施設を増やすこと」、「早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること」の順に割合が高くなっています。



5 板橋区地域保健福祉計画推進本部

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

(1)本部長は、区長とする。

(2)本部長は、推進本部を総理する。

(3)副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。

(4)副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(5)本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)地域保健福祉計画の策定に関すること

(2)地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。

(3)地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。

(4)その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。

- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。
(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)
- 2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成16年7月12日一部改正)第3条第4項に規定する別表第2に「教育委員会学務課長」を追加する。

付則

この要綱の別表第2の改正は平成18年6月23日から施行する。

付則

この要綱の第2条第3号の改正は平成19年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱の一部改正は平成22年12月15日から施行する。
- 2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成9年6月16日区長決定)は、廃止する。

付則

この要綱の一部改正は平成25年8月26日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条第7項関係）

幹事	板橋区保健所長
	政策経営部政策企画課長
	政策経営部財政課長
	危機管理室地域防災支援課長
	区民文化部地域振興課長
	健康生きがい部長寿社会推進課長
	健康生きがい部介護保険課長
	健康生きがい部健康推進課長
	健康生きがい部予防対策課長
	健康生きがい部板橋健康福祉センター所長
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長
	福祉部管理課長
	福祉部障がい政策課長
	福祉部障がいサービス課長
	福祉部板橋福祉事務所長
	子ども家庭部子ども政策課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	教育委員会事務局学務課長

6 板橋区障がい福祉計画等策定委員会

(1) 板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区（以下「区」という。）における障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」を策定するとともに、必要な障がい福祉サービス等の計画的な提供を定める「障がい福祉計画」及び「障がい児計画」を策定するに当たり、協議及び調査検討を行うことを目的とする、板橋区障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 区の障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」について
- (2) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要量の見込み
- (3) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要見込量の確保の方策
- (4) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (5) その他障がい福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- (6) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい当事者等
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障がい福祉関係機関
- (5) 区民の代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は令和3年3月末日までとし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期も、また同様とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の委員の過半数の決議を経たときは非公開とすることができます。

(部会の設置)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。
- 4 委員長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認める者を部会員とすることができます。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長は委員長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
- 7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会は、部会長が招集する。

(謝礼)

第9条 委員、臨時委員及び前条第4項に規定する部会員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

(2) 板橋区障がい福祉計画等策定委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	中 島 隆 信	慶應義塾大学商学部教授
副委員長	齋 藤 英 治	板橋区医師会会长
委 員	藤 井 亜紀子	板橋区肢体不自由児者父母の会 (身体障がい)
"	渡 辺 理津子	板橋区手をつなぐ親の会 (知的障がい)
"	生 方 一 恵	板橋区視覚障害者福祉協会 (身体障がい)
"	山 本 英 利	板橋区聴覚障害者協会 (身体障がい)
"	鈴 木 正 子	I J の会 (発達障がい)
"	糸 賀 久 夫	板橋区難病団体連絡会 (難病)
"	長 澤 重 隆	民生・児童委員
"	佐々木 章 吾	板橋区障がい者就労支援センター (就労)
"	秋 吉 麻 帆	JHC 板橋会 (精神向け就労・サービス事業者)
"	勝 沼 深	板橋区ともに生きる福祉連絡会 (身体障がい)
"	二階堂 美 保	都立志村学園 (特別支援教育・重度心身障害)
"	土 岐 祥 子	東京 YWCA キッズガーデン (障がい児支援)
"	村 山 美 和	公募委員

7 検討経過

会議	開催日時	検討内容
第1回 策定委員会	令和2年 7月17日（金） 午後2時～	(1) 板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定について (2) 計画骨子案について
第1回 推進本部	令和2年 8月4日（火） 午前9時～	同上
第2回 策定委員会	令和2年 10月2日（金） 午後2時～	(1) 板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）素案について (2) その他
第2回 推進本部	令和2年 10月20日（火） 午後2時～	同上
第3回 策定委員会	令和3年 1月7～13日 (書面による会議)	(1) 板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）原案について
第3回 推進本部	令和3年 1月26日（火） 午前8時30分～	同上

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第3回策定委員会は書面による会議とした。

8 板橋区障がい福祉サービス等事業所一覧（令和2年12月時点）

(1) 障がい福祉サービス事業所等

生活介護

名称	定員	名称	定員
イクトスマイル	55	癒しの里 雅	22
板橋区立赤塚福祉園	60	f t l ビー・ワーク	10
板橋区立小豆沢福祉園	54	ココロネ板橋	50
板橋区立加賀福祉園	25	障害福祉サービス事業所 愛光	60
板橋区立小茂根福祉園	40	デイサポートセンター「あしたの風」	35
板橋区立高島平福祉園	36	はすね福祉作業所	20
板橋区立徳丸福祉園	90	若葉ゆめの園多機能型事業所	35
板橋区立三園福祉園	40		

自立訓練（機能訓練）

名称	定員
東京聴覚障害者支援センター	12

自立訓練（生活訓練）

名称	定員	名称	定員
R D デイケアセンター	22	コア・デイケア・センター	55
R D デイケアセンター・サテライト	25	サンライズ高島平	35
S - S T E P 板橋	35	東京聴覚障害者支援センター	40

就労移行支援

名称	定員	名称	定員
S - S T E P 板橋	6	チャレンジド板橋区役所前	20
F T L ビジネススクール 成増校	40	東京都板橋福祉工場 就労移行支援事業所	10
Cocorport 新板橋駅前 Office	20	東京聴覚障害者支援センター	6
社会就労センタープロデュース道	20	ヒューマングロー板橋	20
就労者育成会	20	まえの福祉作業所	6

就労定着支援

名称	名称
f t l ビジネス・スクール	B e e c h
コア・デイケア・センター	ヒューマングロー板橋
社会就労センタープロデュース道	まえの福祉作業所
チャレンジド板橋区役所前	

就労継続支援 A型

名称	定員
ウィズミー	20
東京都板橋福祉工場 就労継続支援 A型事業所	10
ベネッセソシアルス板橋センター	35

就労継続支援 B型

名称	定員	名称	定員
愛輪の里 雅	20	JHC大山	20
愛輪の里 雅 小茂根	20	JHC秋桜	20
愛輪の里 雅 前野町	20	JHC志村	20
板橋区立赤塚福祉園	40	ジーコ	20
板橋区立加賀福祉園	60	泰心就労継続支援センター	20
板橋区立小茂根福祉園	30	東京都板橋福祉工場 就労継続支援 B型事業所	42
板橋区立高島平福祉園	30	東京聴覚障害者支援センター	10
板橋区立高島平福祉園分場	20	ときわの杜	20
板橋区立徳丸福祉園	40	とくまる福祉作業所	40
板橋区立蓮根福祉園	60	とくまる福祉作業所ノクッキーハウスCosmos	10
板橋区立前野福祉園	30	ひあしんす城北	30
ftl ビー・ワーク	10	Beech	20
おおやま福祉作業所	20	りそうとひかり	20
コア・ディケア・センター	17	リトルハウス	20
ココロネ板橋	20	まえの福祉作業所	14
こもね作業所	20	Y'sコート ゆい	20
JHC赤塚	20		

短期入所（ショートステイ）

名称	定員	名称	定員
オーベルジュばざば	8	心身障害児総合医療療育センター	12
ココロネ板橋	10	東京聴覚障害者支援センター	2
サンライズ高島平	1	知的障害者短期入所 イクトス	5
ショートステイ「あしたの音」	3	Location of smile short stay	10

共同生活援助（グループホーム）

名称	定員	名称	定員
グループホーム・ケアホーム「あしたの樹」	6	ペアーハウス／グループホームしいの木	4
グループホーム「はるもあ」／ハウスリトルミィ	5	ほのかⅠ	5
グループホームひなたぼっこ	4	ほのかⅡ	5
城北地域生活支援センター／にじのいえ	4	四葉寮／第二四葉寮	3
城北地域生活支援センター／はなのいえ	5	四葉寮／前野寮	3
城北地域生活支援センター／前野さくら寮	4	四葉寮／四葉寮	6
ステップハウス	4	結の里 雅 赤塚ホーム	9
つなぐの家	4	結の里 雅 大和ホーム	8
仲宿ハイム	6	ロッキーなかだいホーム	4
ペアーハウス／楓の樹	2	ワン・ライフ・ホーム仲町	6
ペアーハウス／メープルホーム	2		

計画相談支援事業所

名称	名称
アイサービス	心身障害児総合医療療育センター
板橋区立加賀福祉園	相談支援事業所いっそう
(一社) ロッキー 生活サポートこころ	相談支援事業所フェリシダ
介護センター ともに	相談支援事業所わくわくリンク
(株) ケアプラン徳丸	相談支援センター ftl アクセス
(株) 福ぶくろ 介護のたぐみ	相談支援センターニューエイジ
(株) ベスト・ケア	相談支援フォレストサポート
(株) もみの木	泰心訪問介護センター
(株) ユーモア	東京聴覚障害者支援センター
ケーアイサポート介護事業部	東京 YWCA キッズガーデン
さくらヘルプケア	特定相談支援事業所 いちごいちえ
サンライズ高島平	(特非) レイ
指定相談事業所 スペースピア	ハートケア相談支援センター
志村ゆめの園 障害者相談支援センター	ヘルパーステーション上板橋
シャローム相談支援事業所	前野指定居宅介護支援事業所
障がい者福祉センター	よつば介護
シリバーハートひまわり相談支援事業所	レインボーブリッジ 板橋ケアセンター
すこやかサポート雅	ピースケアサービス
スローステップ相談支援センター	Beech

地域活動支援センター

名称	名称
障がい者福祉センター	デイサービスおむすび
スペースピア	デイサービスかたぐるま
地域活動支援センターロッキー・チャック	とうふ工房・大谷口の家

(2) 障がい児向けサービス事業所等

児童発達支援

名称	定員	名称	定員
アプリ児童デイサービス高島平2号館	10	心身障害児総合医療療育センター	10
あゆみ	10	東京家政大学 児童発達支援事業所 わかくさ	10
板橋区立加賀福祉園	30	東京YWCAキッズガーデン	30
キッズアカデミーころん 板橋校	10	ハビー上板橋教室	10
キッズアカデミーころん ときわ台校	10	LITALICO ジュニア板橋教室	10
ココロネ板橋	30	レガロリーベ.	10
コペルプラス 赤塚教室	10		

放課後等デイサービス

名称	定員	名称	定員
アプリ児童デイサービス高島平	10	児童デイサービス悠湯館 上板橋	10
アプリ児童デイサービス高島平2号館	10	児童放課後等デイサービス ノア	10
板橋ゆめの園 はすねっこ	15	シルバーハート放課後デイサービスひまわり成増	10
板橋ゆめの園 はすねっこ けやき分園	20	東京YWCAキッズガーデン	30
ウイング・ケアサービス	10	ドリームボックス高島平	10
キッズアカデミーころん 板橋校	10	ドリームボックスときわ台	10
キッズステーションフレンズ	10	フォレストケア	10
キャブテンキッズ	10	フォレストケア	5
クローバー よつばのいえ	10	フォレストケア板橋本町	5
このこのランド上板橋	10	放課後サポートわくわく	10
このこのランド桜川五本けやき	10	放課後等デイサービス オレンジスイート	10
このこのリーフ	10	放課後等デイサービス事業所 てんとう虫	10
このこのリーフ 板橋区役所前	10	まあるチャレンジ	10
このこのリーフ 西台駅前	10	ライブリーライフそよかぜ	10
児童デイサービス・アニマート蓮根駅前	10	レインボー熊野町	10
児童デイサービス もちの木	10	若葉ゆめの園多機能型事業所	10
児童デイサービス 悠湯館	10		

保育所等訪問支援

名称
はすぬま保育所等訪問支援リハステーション

障がい児相談支援事業所

名称	名称
アイサービス	すこやかサポート雅
板橋区立加賀福祉園	スローステップ相談支援センター
(一社) ロッキー 生活サポートこころ	相談支援事業所 わくわくリンク
介護センター ともに	相談支援センター ftl アクセス
(株) ケアプラン徳丸	相談支援センター ニューエイジ
(株) 福ぶくろ介護のたぐみ	相談支援 フォレストサポート
(株) ベスト・ケア	泰心訪問介護センター
(株) ユーモア	東京YWCAキッズガーデン
(株) もみの木	特定相談支援事業所 いちごいちえ
ケーアイサポート介護事業部	(特非) レイ
さくらヘルプケア	ハートケア相談支援センター
指定相談事業所 スペースピア	ピースケアサービス
志村ゆめの園 障害者相談支援センター	Beech
障がい者福祉センター	ヘルパーステーション上板橋
シルバーハートひまわり相談支援事業所	よつば介護
心身障害児総合医療療育センター	レインボーブリッジ板橋ケアセンター

9 用語集

あ行

あいキッズ

次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通した豊かな人間形成を願い、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業を一体型として運営する放課後対策事業。区内全 51 区立小学校で実施。

赤ちゃんの駅

子育てを支援する取り組みの一環として、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるように、区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定。

意思疎通支援

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

障がい者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障がい者の雇用を推進する企業の相談などを行う機関。

板橋区地域自立支援協議会

学識経験者、当事者、区内福祉施設関係者、就労関係者、区障がい福祉担当者などを委員として構成された協議会で、区内に居住している障がい者（児）が豊かにくらすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援および就労の支援、関係機関や団体などへの情報提供、研修、連絡調整などを総合的に行う専門的な機関。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な 18 歳未満の障がい児のこと。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障がいが起きている状態。

音声ディイジー図書

視覚障がい者向けデジタル録音図書のこと。ディイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。CD1枚におよそ60時間もの録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができる。

か行

拡大読書器

TV画面に文字などを大きく映し出す器械。

他の補助具と比べて、ズームで高倍率を得ることや鮮明な画像を得ることができる補助具であり、視覚障がい者の日常生活用具にも認定されている。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者などの一般相談などを総合的に行う機関。

共同生活援助（グループホーム）

地域において自立した日常生活を営むうえで、食事・入浴などの介護や相談などの日常生活上の支援が必要な障がい者が、世話人などの支援を受けながら生活する場。

強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守ること。

言語聴覚士

厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練や必要な検査、助言及び指導を行う専門職。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

膠原病（こうげんびょう）

真皮・靭帯・腱・骨・軟骨などを構成する蛋白質であるコラーゲンに全身的に障がい・炎症を生じる様々な疾患の総称。関節リウマチは代表的な膠原病。

高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいなどが生じること。

工賃

就労継続支援 B 型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術を持って、心理に関する支援を行う専門職。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

心のバリアフリー

障がいに対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）し、社会の中で障がいがあることによる不利益を受けることなく、障がいのある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

さ行

サービス等利用計画

障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。平成 27 年 4 月から、障がい福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

作業療法士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体又は精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作などの作業を行わせる専門職。

肢体不自由者

上肢切断、上肢機能障がい、下肢切断、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び運動の機能障がいを有している者。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮できるよう家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。

原則 18 歳未満の子どもに関する相談や通告について、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けている。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している状態。

就労定着支援事業

一般企業に就職した障がい者に対して、企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービス。

手話奉仕員

聴覚障がい者と聴覚障がいのない人の間で、手話を用い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

障がい者虐待

障害者虐待防止法において、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいうものとされている。

→コラム（P9）参照

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障がいのある人への虐待禁止や、虐待が発生した場合の通報の義務などが定められている。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい者差別

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。障害者差別禁止法により障がい者差別を禁止している。

障がい者週間記念行事

「障がい者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。

「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取組を展開しており、板橋区では、毎年12月に区立グリーンホールで、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っている。

障害者手帳

身体障害者手帳（1～6級）、療育手帳（1～4度（東京都は愛の手帳））、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の3種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重い。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。

心臓機能障がい

心筋梗塞、狭心症などの虚血性心疾患、弁膜症、高度な不整脈などの疾患が原因で心臓の機能が低下してしまう内部障がい。

腎臓機能障がい

慢性腎不全、糖尿病性腎症などの疾患が原因で腎臓の機能が低下してしまう内部障がい。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、
①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）に分類される。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理などを行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」とあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

躁うつ病（双極性障がい）

躁状態とうつ状態をくりかえす病気。躁状態とうつ状態は両極端な状態で、その極端な状態をいったりきたりする。

た行

地域活動支援センター

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれる。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを人生の最期まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

点字

視覚に障がいのある方々が触って読む文字。

東京しごと財団

働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を生かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図ることにより、豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された財団。

東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰をめざす障がいのある人、障がい者雇用を検討している又は雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

特別支援学級

板橋区では、一部の小・中学校に特別支援学級を設置しています。特別支援学級では、一人ひとりの児童・生徒の持てる力を高めるための指導や、課題を改善するための指導を行っている学級。

特別支援学級には、固定学級（毎日通う学級）として、知的障がい学級があり、通級指導学級（週に数時間通う学級）として、情緒障がい等学級(中学校のみ)、聴覚障がい学級（小学校のみ）、言語障がい学級（小学校のみ）がある。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教室（STEP UP 教室）

知的な発達に遅れの無い生徒に対し、通常の学級において学習上・行動上困っていることを軽減・改善や、一人ひとりに合った方法で自信をつけながら、社会的適応力を育てる指導を行うもの。

板橋区では、中学校においても平成 30 年度から順次、進めている。

東京都の特別支援教育推進計画では、令和 3 年度には、都内全中学校に特別支援教室を設置することになっている。

な行

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいを有しているものをいう。

難聴

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくくなったり、まったく聞こえなくなったりする症状。

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す。

昭和 47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少くない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など、社会的にハンデを負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ハローワーク（公共職業安定所）

「国民に安定した雇用機会を確保すること」を目的として厚生労働省が設置する行政機関。民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

ピアカウンセリング

障がいのある当事者自身が自己決定権を育て合い、支え合って、平等に社会参加していくことをめざす自立生活運動から発達した、当事者の仲間（ピア）同士の精神的サポートや情報提供活動。障がい者福祉分野にとどまらず、同じ症状や悩みを持つ人同士の支援活動として行われている。

避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、全国の自治体に「避難行動要支援者名簿」の策定が義務づけられている。

福祉避難所

災害時における高齢者や障がい者などの特に配慮が必要な要配慮者を受け入れる施設。板橋区では区内福祉関連施設と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、福祉避難所の整備を進めている。（令和 2 年 12 月現在 52 か所）

扶助費

社会保障制度の一環として、障がい者・児童・高齢者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。

ヘルプカード

障がいのある方が困ったとき、まわりの方に配慮や手助けをお願いするためのカード。
→ コラム（P37）参照

法定雇用率

民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用が義務づけられている。

ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性まひ者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ。パラリンピックの正式種目となっており、ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当たりして、いかに近づけるかを競う。

ま行

メンタルヘルス

「心の健康」を意味していて、世界保健機関（WHO）では「自身の可能性を認識し、日常のストレスに対処でき、生産的かつ有益な仕事ができ、さらに自分が所属するコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義されている。

モニタリング

個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的に実地状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者の対する面接を行い、その効果を評価すること。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

要支援児

板橋区では、発達に遅れの疑いや心身に障がいがある児童に対し、さらなる成長を促すことを目的として、「要支援児」として認定し、様々な保育上の配慮のうえ集団保育をしている。「要支援児」に認定された児童に対する保育としては、入所施設への保育士の増員や、巡回指導員による発達支援を行っている。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

要約筆記

聴覚障がい者の情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。

ら行

ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

理学療法

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。

療育

障がいのある子どもの社会的な自立を目的として、障がい特性に応じた医療と教育による発達を促す援助を行うこと。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門家。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員等の名称で呼ばれ、臨床心理士は、これらのうち、(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職。

レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日頃の心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。

板橋区障がい者計画 2023
障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)

編集 板橋区福祉部障がい政策課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2361 FAX 03-3579-4159
f-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

令和3年X月発行

刊行物番号 R2-XXX



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>